

# 省エネ基準適合義務対象建築物に係る 完了検査の手引き

令和7年4月版

編集：日本建築行政会議

企画・発行：（一社）住宅性能評価・表示協会

編集協力：国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

## 本手引き書の編集にあたって

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号。）が令和4年6月17日に公布され、全ての建築物の新築、増築又は改築をしようとする建築主は、当該建築物を建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが義務付けられることとなり、令和7年4月1日に施行されます。同法第10条では、全ての建築物の新築等において、省エネ基準適合義務を建築基準関係規定に位置付けたことから、工事に着手する前には、住宅部分における仕様基準等を用いた場合を除き、所管行政庁や登録省エネ判定機関が省エネ基準への適合性判定を行います。完了検査時には住宅部分における仕様基準を用いた場合も含み、建築主事や指定確認検査機関が省エネ基準に係る施工状況の検査を行う仕組みになっています。

「省エネ基準適合義務対象建築物に係る完了検査の手引き」は、国土交通省にもご協力をいただき、建築主事や指定確認検査機関が完了検査においてご活用いただくことを目的として編集しています。

本手引きの編集にあたっては、完了検査の申請受付時の審査や、計算対象となる部位や設備等に応じた検査上のポイントを多く盛り込むとともに、図や写真等を用いて分かり易く表現し解説するよう配慮しています。

本手引きについて、今後、建築主事や指定確認検査機関の確認検査員を始め、広く建築物省エネ法に携わる関係者の皆様にご活用していただければ幸いです。

終わりに、本書の編集にあたり、一般社団法人住宅性能評価・表示協会及び同協会の省エネ適判部会の皆様、その他多くの関係者の皆様のご協力をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

# 省エネ基準適合義務対象建築物に係る完了検査の手引き

## 目次

### ■はじめに

1. 省エネ基準に係る完了検査等	1
2. 本手引きの目的	1
3. 使用に際しての留意点	1
4. 本手引きで使用する用語等の定義	2

### ■第1章 完了検査の手続き

1. 完了検査に係る手続きの流れ	4
2. 受付時の申請書類の審査	5
3. 建築基準関係規定（省エネ基準を含む）に適合しているかどうかの検査	8

### ■第2章 完了検査の内容

1. 住宅部分の完了検査の内容	10
2. 非住宅部分の完了検査の内容	45

### ■第3章 仮使用認定時の手続きについて

1. 仮使用認定に係る手続きの流れ	96
2. 受付時の仮使用認定申請書類の審査	97
3. 仮使用の部分における省エネ基準適合に係る審査等	98

### ■第4章 軽微な変更説明書の確認

1. 軽微な変更の概要	99
2. 住宅部分の軽微な変更説明書の確認	101
2. 非住宅部分の軽微な変更説明書の確認	107

### ■第5章 Q A集

### ■第6章 参考資料等

- ・省エネ基準工事監理報告書（仕様基準）
- ・省エネ基準工事監理報告書（標準計算）
- ・省エネ基準工事監理報告書（モデル建物法（小規模版））
- ・省エネ基準工事監理報告書（モデル建物法）
- ・省エネ基準工事監理報告書（標準入力法）
- ・建築物エネルギー消費性能基準に係る完了検査チェックシート（仕様基準）
- ・建築物エネルギー消費性能基準に係る完了検査チェックシート（標準計算）
- ・建築物エネルギー消費性能基準に係る完了検査チェックシート（モデル建物法（小規模版））
- ・建築物エネルギー消費性能基準に係る完了検査チェックシート（モデル建物法）
- ・建築物エネルギー消費性能基準に係る完了検査チェックシート（標準入力法）
- ・建築物エネルギー消費性能基準に係る完了検査チェックシート（標準共通）
- ・住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国交省告示第266号）
- ・参考条文等

---

## はじめに

### 1. 省エネ基準に係る完了検査等

建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）への適合は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第10条の規定により、建築基準関係規定とみなされているため、建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）は、下記の①及び②を確認しなければならない。

- ① 建築確認時に、計画が省エネ基準に適合することを、建築物エネルギー消費性能適合判定通知書等により確認すること
- ② 完了検査時に、建築物が省エネ基準に適合することを、他の建築基準関係規定と同様に現場検査等により確認すること

ただし、建築確認の対象外となる建築物や、建築基準法における審査・検査省略の対象である建築物（都市計画区域・準都市計画区域内の建築物で、建築士が設計・工事監理を行った平家建て200㎡以下の建築物。）は除外されるほか、建築等のうち増築又は改築を行う場合にあっては、当該増築又は改築を行う建築物の部分について、上記①及び②の適合確認を行うこととなる。

### 2. 本手引きの目的

本手引きは、前記1の経緯のもと、一般的に用いられる省エネ基準適合方法を対象とし、建築主事、建築副主事、確認検査員及び副確認検査員（特に建築物エネルギー消費性能適合性判定員ではない者。）が省エネ基準に係る完了検査（仮使用する場合を含む。）を行う際に、活用することを想定して作成している。

### 3. 使用に際しての留意点

本手引きは、省エネ基準に係る完了検査及び仮使用認定時の省エネ基準適合の確認における基本的な検査事項や検査方法を示したものである。特定行政庁や指定確認検査機関の判断において、本手引きに記載された現場検査の検査事項を抜粋して検査を行うことや、より詳細な検査を行うことを妨げるものではない。

#### 4. 本手引きで使用する用語等の定義

本手引きで使用する、用語等の定義は下表のとおりとする。必ずしも各法令等に基づく定義とは同一ではないため、注意する必要がある。

本手引きで用いた用語等	
用語	定義等
建築物省エネ法	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律をいう。
建築主事	建築主事及び建築副主事をいう。
確認検査員	確認検査員及び副確認検査員をいう。
建築主事等	建築主事及び確認検査員をいう。
建築物エネルギー消費性能基準、省エネ基準	建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。
建築物エネルギー消費性能確保計画、省エネ計画書	特定建築行為に係る建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分。）のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画をいう。
省エネ適判	建築物エネルギー消費性能適合性判定（建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定。）をいう。
仕様基準	住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成 28 年国交省告示第 266 号）をいう。
誘導仕様基準	住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和 4 年国交省告示第 1106 号）をいう。
仕様基準等	仕様基準及び誘導仕様基準をいう。
修繕等	建築物の修繕若しくは模様替、建築物への空気調和設備等の設置又は建築物に設けた空気調和設備等の改修をいう。
特定建築行為	適合義務対象となる建築物の建築（建築基準法第 6 条第 1 項第三号に掲げる建築物で建築士の設計に係るものを除く。）をいう。

高い開放性を有する部分	壁を有しないこと、もしくは、内部に間仕切り壁又は戸（ふすま、障子等除く。）を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の割合が1/20以上である部分をいう。
建築研究所	国立研究開発法人建築研究所をいう。
住宅 Web プログラム、非住宅 Web プログラム	建築研究所が、建築物省エネ法に準拠したエネルギー消費性能（外皮性能を含む。）の算定方法として、ホームページ上で公開する計算プログラムをいう。
建研技術情報	建築研究所が、建築物省エネ法に準拠したエネルギー消費性能（外皮性能を含む。）の算定方法に関する技術情報として、ホームページ上で公開する情報をいう。
住宅品質確保法	住宅の品質確保の促進等に関する法律をいう。
長期優良住宅普及促進法	長期優良住宅の普及の促進に関する法律をいう。
エコまち法	都市の低炭素化の促進に関する法律をいう。

## 第1章 完了検査の手続き

### 1. 完了検査に係る手続きの流れ

確認審査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第835号。以下「指針告示」という。）（参考：本書p147に指針告示（抄）を掲載。）において、建築主事等が行う完了検査に関する指針が定められている。この指針に則って、省エネ基準への適合義務対象建築物に係る審査及び検査の手続きの流れを図1-1に示す。

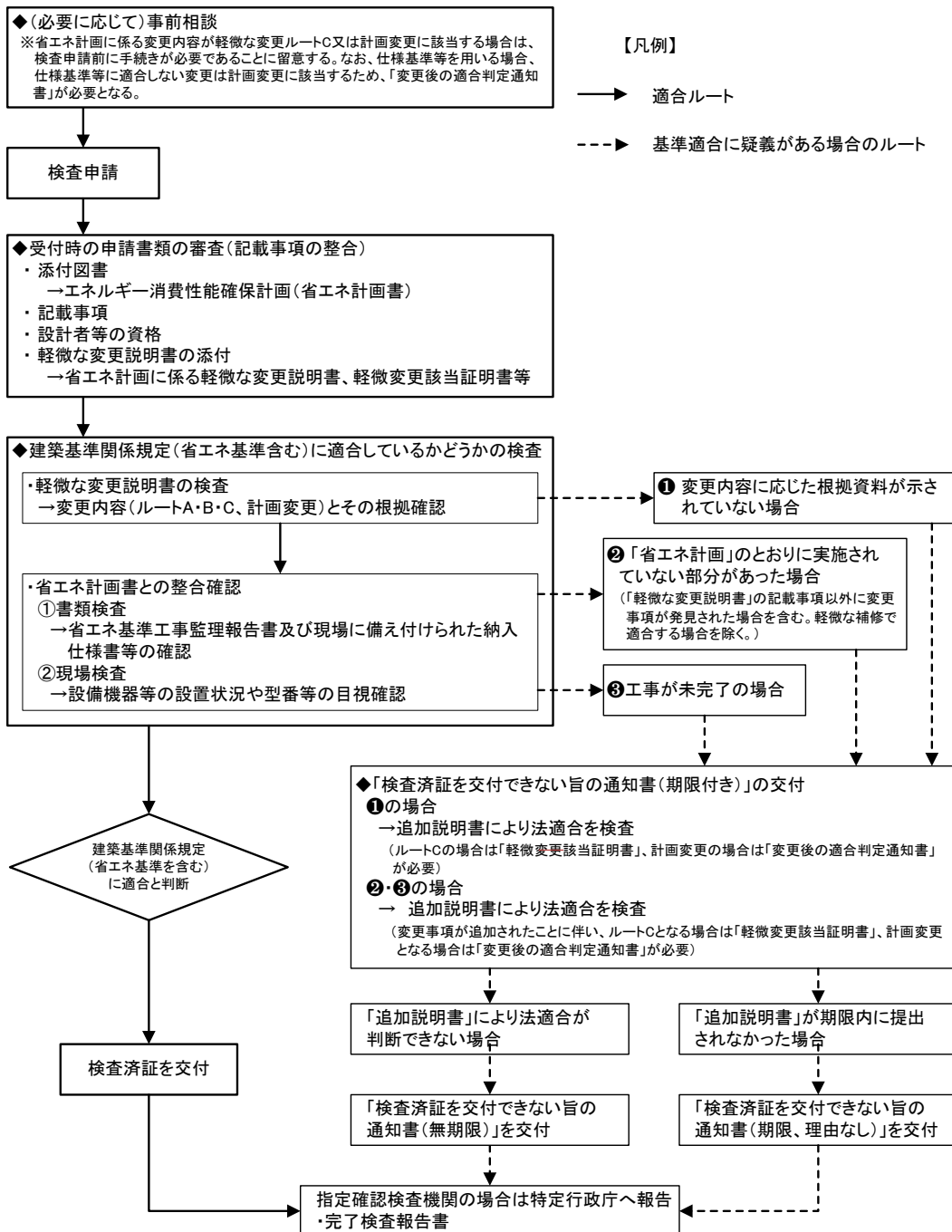


図1-1 省エネ基準に係る完了検査の流れ

## 2. 受付時の申請書類の審査

指針告示第3第2項では、受付時の申請書類の審査方法が規定されている。同項に規定された審査方法について、省エネ基準に適合していることを確認するための審査のポイントを次の(1)及び(2)にまとめる。

### (1) 完了検査申請時の図書の確認

建築物省エネ法第10条第1項が建築基準関係規定とみなされるため、完了検査申請においては、申請書に省エネに関する必要事項の記載や関係図書等の提出が必要になる(建築基準法施行規則第4条第1項。同規則第4条の4の2において読み替えて準用する場合を含む。)。省エネ基準への適合義務対象建築物に関する申請図書等は下表のとおりであり、完了検査申請時には、これらの図書等が揃っていることを確認する必要がある。

表 1-1 省エネ基準に係る完了検査に関する図書等

■様式	
別記第19号様式	完了検査申請書(工事完了通知書)
■添付図書等	
第四号	イ 省エネ適判を受けた場合、省エネ適判に要した図書及び書類(計画変更の省エネ適判を受けた場合は、当該省エネ適判に要した図書及び書類を含む。以下変更等があった場合は同様。) ロ 住宅品質確保法に基づく設計住宅性能評価を受けた場合、設計住宅性能評価に要した図書及び書類(エネルギー消費性能に係るものに限る。) ハ 住宅品質確保法に基づく建設住宅性能を受けた場合、検査報告書またはその写し ニ 長期優良住宅普及促進法に基づく認定または住宅品質確保法に基づく確認を受けた場合、認定等に要した図書及び書類(エネルギー消費性能に係るものに限る。) ホ <sup>(注)</sup> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第8条各号に掲げる場合(大臣認定、性能向上計画認定、低炭素建築物認定)、認定等に要した図書及び書類
第五号	軽微な変更説明書(令和6年11月12日付け技術的助言(国住参建第2615号)第2-8、P158参照)
第六号	特定行政庁が工事監理の状況を把握するために必要として規則で定める書類

(注) 認定の別に応じて、建築基準法施行規則第4条第1項第四号ホ(1)から(3)までの図書及び書類の提出を要する。



次のア)～エ)において、それぞれの図書及び書類の確認事項を解説する。

ア) 完了検査申請書

完了検査申請書には、省エネに関する事項を記載する必要がある。具体的には次の①及び②のとおり。

- ① 第二面の【4. 工事監理者】【ト. 工事と照合した設計図書】欄に、確認申請に係る設計図書のほか、省エネ適判に要した設計図書が記載されていることを確認する。
- ② 第四面の備考欄に、省エネ基準に係る工事監理の状況が記載されていること、又は、当該様式の備考欄を補足するものとして「省エネ基準工事監理報告書」(P119からP124参考資料を参照)が添付されていることを確認する。

イ) 第四号の図書(省エネ適判に要した図書及び書類)

第四号イでは、省エネ適判に要する図書及び書類のうち、具体的な省エネ措置等が示された図書等は、建築確認時に建築主事等に提出されていないため、完了検査時に提出を受けることを記載している。計画変更の省エネ適判を受けている場合は、変更時の省エネ適判に要した図書等について、合わせて提出を受けることが必要である。

令和7年4月から省エネ基準適合義務対象となる住宅部分に関しては、省エネ適判を行うことが比較的容易な特定建築行為として国土交通省令で定める方法として、仕様基準等や住宅品質確保法に基づく住宅性能評価や長期使用構造等であることの確認、あるいは長期優良住宅普及促進法第5条に基づく長期優良住宅建築等計画等の認定などの活用が定められた。ここで仕様基準等を用いる場合は確認申請添付図書に具体的な省エネ措置等の記載が行われるが、それ以外の住宅性能評価などを活用する場合は、当該評価などに要した図書等の添付を行うことが第四号ロからニに記載されている。これらを用いた場合の計画変更と完了検査申請の提出書類については、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の準備について(技術的助言)(令和6年11月12日付国住参建第2615号)第2-3.(2)及び4.(4)に記載されており、本書P158に抜粋を掲載しているため参照されたい。

省エネ基準への適合義務対象建築物に係る完了検査は、申請に係る建築物の工事が、これらの図書等のとおり実施されたものであるかどうかを確認することにより行われる。

なお、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の施行について(技術的助言)(平成29年3月15日付国住建環第215号。以下「施行通知」という。本書P149に施行通知(抜粋)を掲載。)」2.(3)①に基づき、完了検査を行う建築主事が所属する特定行政庁と省エネ適判を行う所管行政庁(完了検査を行う指定確認検査機関と省エネ適判を行う登録省エネ判定機関。)が同一の場合においては、これらの図書等の提出方法について、申請者も含めた関係者間で事前に十分調整の上で、申請者に完了検査時に省エネ適判に要した図書等の提出を求めない等合理的な運用をすることは差し支えない。

また、第四号ホでは、建築物省エネ法第16条に基づく特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定、建築物省エネ法第29条に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定、

エコまち法第53条に基づく低炭素建築物の認定など、省エネ適判のみなし規定が置かれている認定制度に基づく手続きを行った場合には、省エネ適判に要した図書等に代わり、当該認定に要した図書等の提出を受けることが必要であることを記載している。

ウ) 第五号の図書（軽微な変更説明書）

直前の確認済証の交付日以降に省エネ計画等の変更（建築物省エネ法施行規則第5条に規定する軽微な変更を含む。）があった場合、その内容が建築基準法施行規則第3条の2第1項に規定する軽微な変更該当することを説明した「軽微な変更説明書」が添付されていることを確認する。また併せて、完了検査申請書第三面【10. 確認以降の軽微な変更の概要】欄に記載された、軽微な変更の概要についても確認する。

非住宅部分のテナントビル等においては、店舗等の施工業者が省エネ計画書に記載のない設備機器を設置するケース等、省エネ適判申請の内容と異なる施工状況が生じ得るが、この場合も変更内容に応じて「軽微な変更説明書」等の添付が必要となる。詳細は第4章において記載する。

このため、この点について、完了検査を受けようとする申請者に注意喚起することが望ましい。

エ) 第六号の図書（特定行政庁が規則で定める書類）

特定行政庁が「省エネ基準工事監理報告書」又は類似の様式を「工事監理の状況を把握するために必要な書類」として規則で定めている場合は、所定の様式が添付されていることを確認する。

(2) 記載事項の整合性の確認

(1) に掲げる図書等について、記載事項が相互に整合していることを確認する。具体的には、

- ・完了検査申請書第二面に記載される工事監理者と、「省エネ基準工事監理報告書」に記載される工事監理者との整合
- ・省エネ適判に要した図書等と軽微な変更説明書との整合 等

について、確認を行う。

### 3. 建築基準関係規定（省エネ基準を含む）に適合しているかどうかの検査

指針告示第3第3項では、申請に係る建築物が、建築基準関係規定（省エネ基準を含む。）に適合しているかどうかを検査するための方法が規定されている。同項に規定された検査方法について、省エネ基準への適合に係る検査のポイントを次の（1）及び（2）にまとめる。

#### （1）軽微な変更説明書の確認

「軽微な変更説明書」に記載された変更内容が、建築基準法施行規則第3条の2第1項に規定する軽微な変更該当することを下記のとおり確認する。詳細は第4章において記載する。

- 1) 建築基準法施行規則第3条の2第1項各号に規定する変更であることについて、例えば、建築基準法令の規定に係る変更を伴わない、省エネ基準のみに係る変更であることを確認する（建築基準法施行規則第3条の2第1項第16号、平成28年国土交通省告示第1438号による）。
- 2) 変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかな変更であることについて、省エネ計画書の変更内容に応じて、省エネ基準に適合することを説明した資料が添付されていることを確認する（建築基準法施行規則第3条の2第1項第1～15号による）。

#### （2）省エネ適判に要した図書等との整合確認

建築主事等は、完了検査において、建築基準関係規定（省エネ基準を含む。）に適合していることを検査しなければならないが、これらについて、工事の全ての部分を悉皆的に実地検査することは膨大な手間と時間を要するため、事実上困難であり、かつ、合理的ではない。省エネ基準に関する検査の密度については、従来からの建築基準関係規定に関する検査の密度と同程度で実施すれば差し支えなく、例えば、省エネ基準工事監理報告書及びこれを補完する資料に基づき、次の①及び②の確認方法により検査することが、効率的であり、合理的である。

##### ①書類検査

省エネ基準工事監理報告書及びこれを補完する資料（現場に備え付けられた納入仕様書等の施工関連図書。）を確認することにより、工事監理の状況を把握し、検査する。

工事監理の状況把握・検査にあたっては、省エネ基準工事監理報告書において、工事監理者が各報告事項について、表1-2のいずれかの確認方法により確認したことが示されているため、その確認方法に応じた検査を行うことが合理的である。

なお、建材の性能や設備の能力については、工事監理者は表1-2による納入仕様書等の確認に加え、当該納入仕様書等に記載された性能・能力が所定の規格に基づく適切なものであることについて、性能根拠書類（JIS製品認証書等の第三者認証書や自己適合宣言書。）を製造者のホームページや各製造者のホームページのリンク集である「温熱・省エネ設備

機器等ポータル（住宅版）（非住宅版）※」（一般社団法人 住宅性能評価・表示協会）等により確認することとされている。完了検査においては、一般的には、これらを書類検査する必要性は低いですが、工事監理の状況に応じ、場合によってはホームページ等の確認状況を確認することも考えられる。

※URL : <https://www.hyokakyokai.or.jp/> （一社）住宅性能評価・表示協会の HP に掲載

表 1-2 工事監理者による確認方法

確認方法		概要
A	目視による立会確認	工事監理者が立会いし、目視で確認した場合が該当する。例えば窓のブラインドボックスの設置など目視で容易に確認できる事項が対象となる。
B	計測等による立会確認	工事監理者が立会いし、計測等を伴う方法で確認した場合が該当する。例えば断熱材の施工厚の確認などが想定される。
C	施工計画書、納入仕様書、試験成績書等による確認	個別の工事ごとに作成する工事概要、体制、工程、設備・資材計画、点検方法、検査方法、安全管理方法等の計画など（施工計画書等）により確認した場合が該当する。また、設備機器等の性能について、納入仕様書や試験成績書等で確認した場合も該当する。

## ②現場検査

①の工事監理状況の把握、検査に基づき、建築主事等は実施する検査の密度を判断し、現場検査を実施する。検査においては、設備機器等の設置状況や型番等の目視確認を行う。

ただし、検査対象となる設備機器等は、完了検査時点では既に仕上げ材等により隠蔽され点検口からも目視できない（天井内に設置する設備等。）、又は、工場で様々な構成機器を組み立て、現場では設置のみを行う（空調制御や照明制御等の設備。）など、完了検査の段階で目視確認をすることが困難な場合も多い。

なお、完了検査は省エネ計画書（仕様基準等を用いる場合は確認申請添付図書。）とおりに施工されていることを現場で確認することにより行う。そのため住宅部分の入居者や、非住宅部分における入居の決まった事業者等（テナント）が、自ら手配し省エネ計画書に記載の無い設備機器等を設置することも考えられるため、確認済証の交付に際しては、完了検査時点における設備機器等の設置状況について注意するよう申請者に伝えるなど、配慮することが望ましい。

## 第2章 完了検査の内容

### 1. 住宅部分の完了検査の内容

省エネ基準への適合は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）に定める計算法により、確認を行うことが定められている。具体的に住宅部分にあつては、基準省令第1条第1項第2号イ（1）（以下「標準計算」という。）または基準省令第1条第1項第2号イ（2）（以下「仕様基準」という。）のいずれか、もしくは技術的助言（令和5年10月11日付国住参建第2270号・国住生第197号）に基づく方法（以下「仕様・計算併用法」という。）が用いられることとなる。

表 2-1-1 住宅部分の計算法等一覧

計算法等	規模等の制限	備考
標準計算	無し	気候風土適応住宅の場合には、基準設定仕様相当の外皮性能を持っているとみなして、一次エネルギー消費性能について評価する。
仕様・計算併用法	無し	外皮性能、一次エネルギー消費性能のいずれかに仕様基準を用い、それ以外は標準計算により基準適合を確認する方法で、省エネ適合性判定は必要となる。
仕様基準	無し	外皮性能、一次エネルギー消費性能とも仕様基準により基準適合を確認する場合（気候風土適応住宅の場合は、外皮性能に係る部分を除く。）には、省エネ適合性判定不要。なお、共同住宅の共用部に適用はできない。

ここで、標準計算とは、外皮性能について、壁、窓、屋根等の熱的境界となる各部位の寸法等（高さ・面積など）や、具体の当該部位の納まりによって生ずる構造熱橋部を勘案する詳細な計算を行うと共に、一次エネルギー消費性能に関しては、国立研究開発法人建築研究所（以下「建築研究所」という。）のホームページ上に設けられた「住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム（以下「住宅 Web プログラム」という。）」を使用し、詳細な設備機器性能等を用いて計算を行う方法となっている。標準計算を用いて計算を行った住宅の完了検査に際しては、これら詳細な情報や性能が確認・検査の対象となる。

一方、仕様基準とは、外皮性能について、建築物の種類や壁、窓、屋根等の熱的境界となる各部位の構造や断熱材施工法（内断熱か外断熱かなど。）に応じて基準値を定めていると共に、一次エネルギー消費性能に関しては、設備機器の種別に応じた必要性能を定める基準となっている。仕様基準には、より高い省エネ性能の仕様を定めた誘導仕様基準も設けられているが、当該基準を用いることも可能となっている。本手引きは仕様基準について記載を行うが、誘導仕様基準を用いた場合も同様の手順で審査を行うことが可能となっている。これら仕様基準等を用いた住宅の完了検査に際しては、外皮の各部位の仕様や、使用する設備機器等が仕様基準を満たす仕様と

なっていることが確認・検査の対象となる。仕様基準等は標準計算と比較し、容易に必要な情報を申請図書等に明示することができるため、省エネ適判を行うことが比較的容易なものとして国土交通省令で定め、基準適合を確認する場合には省エネ適判が不要な、通常の建築確認での審査事項として位置付けられている。

最後に、仕様・計算併用法は、標準計算及び仕様基準等を併用する方法であり、省エネ適判を受けることが必要な計算方法としている。

なお、共同住宅等の共用部は、申請者の判断により省エネ計算の対象に含めるか否かが分かれるが、計算対象とした場合は非住宅部分の計算法（標準入力法）を用い、住宅部分の計算法や仕様基準等、モデル建物法（小規模版含む。）の適用はできない。

本手引きでは、一般的に広く用いられることが想定される、仕様基準における完了検査の方法について、以下の観点で検査上のポイントや、詳細な設備機器等の性能確認に関する情報を補足し、解説を行っている。誘導仕様基準や標準計算により省エネ基準適合を行った住宅の完了検査に関しても、これらの検査事項や検査方法を参照するなどして、本手引きを活用することも考えられる。

#### 【検査対象】

仕様基準では、一部の室に設けられた設備機器のみが検査対象となる場合（例えば、照明器具では、非居室の器具のみが対象となり、主たる居室及びその他居室の照明器具は検査対象とされない。）がある他、入居後に各住戸に設置される設備機器は仕様基準の対象とならないなど、検査対象部分／検査対象外部分とその内容を確認した上で、検査を行うことが必要となる。

なお、増改築については増改築を行った部分（建築基準法第6条第1項に基づく増築面積が10㎡以上の建築確認対象。）のみが検査対象となり、当該部分以外は検査対象外となる。

#### 【検査事項・検査方法】

各事項について、詳細な検査事項毎に、2種類の検査方法（①施工関連図書の確認、②目視による確認。）についての対応可否を記載

#### 【参考情報（製品表示、施工関連図書の例等。）】

検査にあたって、確認を行う対象となる断熱材等の貼付ラベル、各設備機器の型番の表示や施工関連図書の具体例を記載

次の表では、仕様基準で検査の対象となる設計仕様等の一覧を表2-1-2に、省エネ基準工事監理報告書の報告事項及びこれに対応した検査事項の一覧を、表2-1-3に記載する。

なお、設備機器や制御機器については、動作確認等により、その省エネ性能を確認することは困難であるため、検査で動作確認等を行う必要はない（施工関連図書の確認や目視確認により、設置状況等の確認を行えばよい。）。

表 2-1-2 仕様基準の設計仕様の一覧

区分		仕様基準の仕様項目
外皮	全体	仕様基準の対象部位
		建築物の種類（建て方）
	外皮	部位の構造及び工法
		断熱材の施工法
		部位の熱貫流率
		部位の断熱材の熱抵抗値
		外装材の熱抵抗（S造）
		一般部を貫通する金属部材の有無（S造）
		断熱材を施工する箇所の区分（S造）
		構造熱橋部の断熱材の施工法（RC造等）
		断熱補強の範囲（RC造等）
		断熱補強の熱抵抗（RC造等）
	開口部	開口部の熱貫流率
		窓の日射熱取得率
		ガラスの日射熱取得率
付属部材の有無		
ひさし、軒等の有無		
暖房	全体	暖房方式
	熱源	暖房設備の種類及びその効率
冷房	全体	冷房方式
	熱源	冷房設備の種類及びその効率
全般換気		比消費電力
		換気方式
		ダクトの内径
		電動機の仕様
照明		非居室の照明設備の種類
給湯		給湯器の種類
		給湯器の効率等

表 2-1-3 仕様基準の検査事項の概要

省エネ基準工事監理報告書		検査事項の概要
項目	報告事項	
1 外皮	① 断熱材等の仕様、設置状況	断熱工法、断熱材や断熱補強（RC造）等の種類、厚さ、施工部位
	② 窓の仕様、設置状況（付属部材や庇の設置状況を含む。）	開口部性能の確認方法等に応じた窓(ガラス、建具等)の仕様、付属部材（障子、外付けブラインド等）や庇の設置状況
2 暖房設備	① 暖房方式	住宅の暖房方式
	② 暖房設備の仕様、設置状況	居室の暖房設備の熱源機種、効率（熱効率、暖房能力、消費電力）、配管の断熱被覆（温水暖房用パネルラジエーター）
3 冷房設備	① 冷房方式	住宅の冷房方式
	② 冷房設備の仕様、設置状況	居室の冷房設備の種別、効率（冷房能力、消費電力）
4 全般換気設備	① 全般換気設備の仕様、設置状況	換気方式、換気設備の比消費電力、直流電動機の使用、ダクトの内径
5 照明設備	① 照明設備の仕様、設置状況	非居室の照明設備の種別
6 給湯設備	① 給湯器の仕様、設置状況	給湯器の熱源機種、効率（熱効率、年間給湯保温効率、年間給湯効率）

次頁以降で、各項目の検査のポイントを記載する。



## 1. 外皮 ① 断熱材の仕様・設置状況

(仕様基準)

## 【検査対象】

仕様基準では、暖冷房設備のエネルギー消費性能に影響を及ぼす外壁、屋根、床等の断熱仕様について適用基準の選択を行う。適用基準としては、部位の層構成に応じて計算により求める熱貫流率による基準と、部位に設置する断熱材の熱抵抗値による基準の2通りの方法があり、前者に関しては断熱材のみではなく、各部位の熱貫流率の計算に加算している合板やせっこうボードなどの面材が、図書どおりに施工されていることを完了検査時に確認を行うこととなる。

なお、仕様基準で検査対象となる部位は、図 2-1-1 に示す断熱構造とする部分が対象となる。ただし、共同住宅等において隣接空間が住戸と同様の熱的環境となる場合の界壁や界床は仕様基準の適用対象外（検査の対象とならない。）となる他、以下の①から④の部位に関しては、断熱構造化を行わなくても良いこととされているため、検査対象外である。

- ① 車庫、物置などの居室に面しない部位
- ② 外気に通じる床裏に位置する基礎、外気に通じる小屋裏の外壁など
- ③ 外壁から突き出した庇、バルコニーなど
- ④ 玄関、勝手口及びこれに類する部分における土間床部分

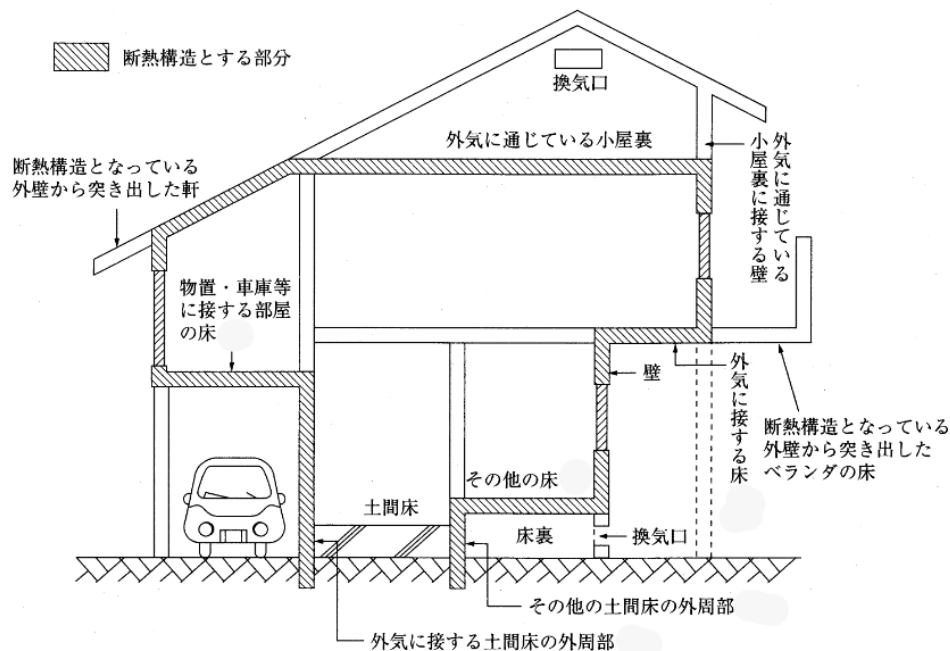


図 2-1-1 断熱構造とする部分

なお上記以外にも、一般的な大きさ（600角程度）の点検口や給排気口あるいはコンセントボックス等の設置箇所など、断熱材を基準どおりに設けることが施工上難しい部分については、対象外として差し支えない。

【検査事項・検査方法】

各部位の断熱材は通常隠蔽されていることから、目視検査が困難な場合が多い。このため検査に際しては、代表となる部位等における主要な断熱材（部位の熱貫流率の計算を行う場合は、層を構成する面材等も含む。以下「断熱材等」という。）について、施工関連図書により施工状況を確認する。

表 2-1-4 断熱材等の仕様・設置状況の検査事項・検査方法（仕様基準）

報告事項 (省エネ基準工事監理報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (施工計画書、写真等)	目視
断熱材等の仕様、 設置・施工状況	仕様基準の対象部位・ 工法の確認（仕様基準 対象部位のみ）	△	
	層構成の種類・厚さ（又 は性能）	○	
	断熱材の種類・厚さ（又 は性能）	○	
	断熱材等の設置・施工 状況	○	
	構造熱橋部の断熱補強 等の仕様・範囲	○	

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

【参考情報（製品表示、施工関連図書の例など）】



図 2-1-2 断熱材の施工写真の例（RC 共同住宅の外壁部分）

部位U値計算シート <部位> の熱貫流率【木造用】

1) 簡略計算法①（面積比率法）による部位熱貫流率-2

（ 外壁（通気層） ）の実質熱貫流率 W/ (mK)				
仕様番号	部 分 名		一般部	熱橋部
	熱橋面積比		0.830	0.170
外壁1	熱伝導率λ W/(m・K)	厚さd m	d/λ m・K/W	
熱伝達抵抗 R <sub>si</sub>	—	—	0.110	0.110
柱・間柱	0.120	0.105	0.875	
グラスウールHG16-36	0.036	0.105	2.917	
構造用合板	0.160	0.012	0.075	0.075
熱伝達抵抗 R <sub>se</sub>	—	—	0.110	0.110
熱貫流抵抗 ΣR=Σ (d <sub>i</sub> /λ <sub>i</sub> )			3.212	1.170
熱貫流率 U <sub>n</sub> =1/ΣR			0.311	0.855
平均熱貫流率 U <sub>i</sub> =Σ (a <sub>in</sub> ・U <sub>n</sub> )			0.404	

図 2-1-3 部位の熱貫流率計算シートの例（充填断熱）

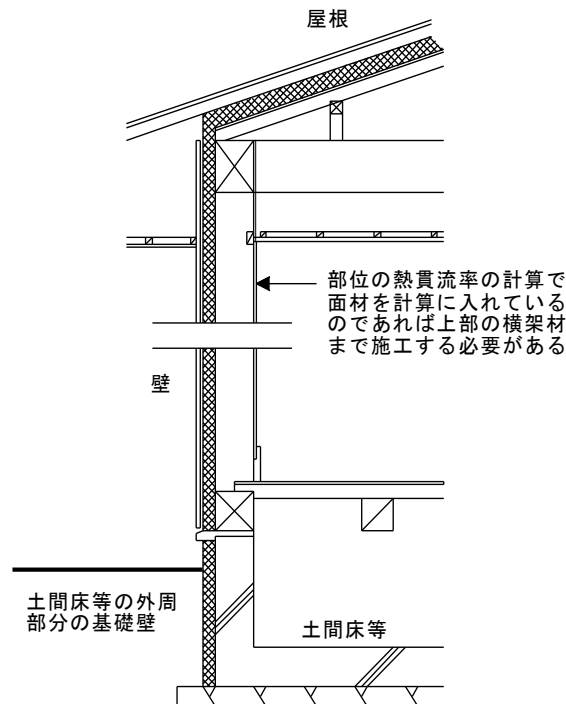


図 2-1-4 熱貫流率に係る仕様基準適用の考え方（外張り断熱）

なお、部位の熱抵抗による基準では、断熱材の種類と厚さを確認すれば、仕様基準で定める熱抵抗の値も分かる（表 2-1-5 参照。）ため、軽微変更があった場合なども、現場での検査が容易となっている。

表 2-1-5 断熱材等の種類、厚みに応じた熱抵抗値の早見表

(繊維系断熱材)

分類	断熱材名称 (JIS A9521)	熱伝 導率	断熱厚さに応じた熱抵抗値 (m <sup>2</sup> · K) /W								
			50mm	89mm	90mm	95mm	105mm	120mm	140mm	155mm	
繊維系 断熱材	グラスウール断熱材 (右欄記号中の 「XX」は複数種類あ るため略)	通常品10-50	0.050	1.0	1.8	1.8	1.9	2.1	2.4	2.8	3.1
		通常品10-49	0.049	1.0	1.8	1.8	1.9	2.1	2.4	2.9	3.2
		通常品10-48	0.048	1.0	1.9	1.9	2.0	2.2	2.5	2.9	3.2
		高性能品HG10-47	0.047	1.1	1.9	1.9	2.0	2.2	2.6	3.0	3.3
		高性能品HG10-46	0.046	1.1	1.9	2.0	2.1	2.3	2.6	3.0	3.4
		通常品XX-45、高性能品HG10-45	0.045	1.1	2.0	2.0	2.1	2.3	2.7	3.1	3.4
		通常品XX-44、高性能品HG10-44	0.044	1.1	2.0	2.0	2.2	2.4	2.7	3.2	3.5
		高性能品HGXX-43	0.043	1.2	2.1	2.1	2.2	2.4	2.8	3.3	3.6
		通常品20-42、高性能品HG12-42	0.042	1.2	2.1	2.1	2.3	2.5	2.9	3.3	3.7
		通常品20-41、高性能品HG12-41	0.041	1.2	2.2	2.2	2.3	2.6	2.9	3.4	3.8
		通常品20-40	0.040	1.3	2.2	2.3	2.4	2.6	3.0	3.5	3.9
		通常品24-38、高性能品HGXX-38	0.038	1.3	2.3	2.4	2.5	2.8	3.2	3.7	4.1
		高性能品HGXX-37	0.037	1.4	2.4	2.4	2.6	2.8	3.2	3.8	4.2
		通常品XX-36、高性能品HGXX-36	0.036	1.4	2.5	2.5	2.6	2.9	3.3	3.9	4.3
		通常品XX-35、高性能品HGXX-35	0.035	1.4	2.5	2.6	2.7	3.0	3.4	4.0	4.4
		高性能品HGXX-34	0.034	1.5	2.6	2.6	2.8	3.1	3.5	4.1	4.6
	通常品XX-33、高性能品HGXX-33	0.033	1.5	2.7	2.7	2.9	3.2	3.6	4.2	4.7	
	高性能品HGXX-32	0.032	1.6	2.8	2.8	3.0	3.3	3.8	4.4	4.8	
	高性能品HGXX-31	0.031	1.6	2.9	2.9	3.1	3.4	3.9	4.5	5.0	
	ロックウール断熱材	LA	0.045	1.1	2.0	2.0	2.1	2.3	2.7	3.1	3.4
		LB	0.043	1.2	2.1	2.1	2.2	2.4	2.8	3.3	3.6
		LC	0.041	1.2	2.2	2.2	2.3	2.6	2.9	3.4	3.8
		LD	0.039	1.3	2.3	2.3	2.4	2.7	3.1	3.6	4.0
MA		0.038	1.3	2.3	2.4	2.5	2.8	3.2	3.7	4.1	
MB		0.037	1.4	2.4	2.4	2.6	2.8	3.2	3.8	4.2	
MC、HA		0.036	1.4	2.5	2.5	2.6	2.9	3.3	3.9	4.3	
HB		0.035	1.4	2.5	2.6	2.7	3.0	3.4	4.0	4.4	
HC	0.034	1.5	2.6	2.6	2.8	3.1	3.5	4.1	4.6		
インシュレーションファイバー断熱材ファイバーマット	0.040	1.3	2.2	2.3	2.4	2.6	3.0	3.5	3.9		
インシュレーションファイバー断熱材ファイバーボード	0.052	1.0	1.7	1.7	1.8	2.0	2.3	2.7	3.0		

(プラスチック系断熱材)

分類	断熱材名称 (JIS A9521、JIS A9526)		熱伝 導率	断熱厚さに応じた熱抵抗値 (m <sup>2</sup> ・K) /W										
				20mm	25mm	30mm	35mm	40mm	50mm	60mm	90mm	105mm	120mm	150mm
ポリ ス チ レ ン フ ォ ー ム 断 熱 材	ビーズ法ポリスチレン フォーム断熱材	1号	0.034	0.6	0.7	0.9	1.0	1.2	1.5	1.8	2.6	3.1	3.5	4.4
		2号	0.036	0.6	0.7	0.8	1.0	1.1	1.4	1.7	2.5	2.9	3.3	4.2
		3号	0.038	0.5	0.7	0.8	0.9	1.1	1.3	1.6	2.4	2.8	3.2	3.9
		4号	0.041	0.5	0.6	0.7	0.9	1.0	1.2	1.5	2.2	2.6	2.9	3.7
	押出法ポリスチレン フォーム断熱材	1種 bA	0.040	0.5	0.6	0.8	0.9	1.0	1.3	1.5	2.3	2.6	3.0	3.8
		1種 bB	0.038	0.5	0.7	0.8	0.9	1.1	1.3	1.6	2.4	2.8	3.2	3.9
		1種 bC	0.036	0.6	0.7	0.8	1.0	1.1	1.4	1.7	2.5	2.9	3.3	4.2
		2種 bA	0.034	0.6	0.7	0.9	1.0	1.2	1.5	1.8	2.6	3.1	3.5	4.4
		2種 bB	0.032	0.6	0.8	0.9	1.1	1.3	1.6	1.9	2.8	3.3	3.8	4.7
		2種 bC	0.030	0.7	0.8	1.0	1.2	1.3	1.7	2.0	3.0	3.5	4.0	5.0
		3種 aA	0.028	0.7	0.9	1.1	1.3	1.4	1.8	2.1	3.2	3.8	4.3	5.4
		3種 aB	0.026	0.8	1.0	1.2	1.3	1.5	1.9	2.3	3.5	4.0	4.6	5.8
		3種 aC	0.024	0.8	1.0	1.3	1.5	1.7	2.1	2.5	3.8	4.4	5.0	6.3
		3種 aD	0.022	0.9	1.1	1.4	1.6	1.8	2.3	2.7	4.1	4.8	5.5	6.8
		3種 bA	0.028	0.7	0.9	1.1	1.3	1.4	1.8	2.1	3.2	3.8	4.3	5.4
		3種 bB	0.026	0.8	1.0	1.2	1.3	1.5	1.9	2.3	3.5	4.0	4.6	5.8
3種 bC	0.024	0.8	1.0	1.3	1.5	1.7	2.1	2.5	3.8	4.4	5.0	6.3		
3種 bD	0.022	0.9	1.1	1.4	1.6	1.8	2.3	2.7	4.1	4.8	5.5	6.8		
ウレ タ ン フ ォ ー ム 断 熱 材	硬質ウレタンフォーム 断熱材	1種	0.029	0.7	0.9	1.0	1.2	1.4	1.7	2.1	3.1	3.6	4.1	5.2
		2種 1号	0.023	0.9	1.1	1.3	1.5	1.7	2.2	2.6	3.9	4.6	5.2	6.5
		2種 2号	0.024	0.8	1.0	1.3	1.5	1.7	2.1	2.5	3.8	4.4	5.0	6.3
		2種 3号	0.027	0.7	0.9	1.1	1.3	1.5	1.9	2.2	3.3	3.9	4.4	5.6
		2種 4号	0.028	0.7	0.9	1.1	1.3	1.4	1.8	2.1	3.2	3.8	4.3	5.4
	吹付け硬質ウレタン フォーム	A種 1	0.034	0.5	0.7	0.8	1.0	1.1	1.4	1.7	2.6	3.0	3.5	4.4
		A種 3	0.040	0.5	0.6	0.7	0.8	1.0	1.2	1.5	2.2	2.6	3.0	3.7
ポリエチレンフォーム断熱材	1種 1号、1種 2号	0.042	0.5	0.6	0.7	0.8	1.0	1.2	1.4	2.1	2.5	2.9	3.6	
	2種	0.038	0.5	0.7	0.8	0.9	1.1	1.3	1.6	2.4	2.8	3.2	3.9	
	3種	0.034	0.6	0.7	0.9	1.0	1.2	1.5	1.8	2.6	3.1	3.5	4.4	
フェノールフォーム断熱材 (右欄記号中の「X」は1~3 の数値全て共通の値とな る。)	1種 X号 A I、A II	0.022	0.9	1.1	1.4	1.6	1.8	2.3	2.7	4.1	4.8	5.5	6.8	
	1種 X号 B I、B II	0.021	1.0	1.2	1.4	1.7	1.9	2.4	2.9	4.3	5.0	5.7	7.1	
	1種 X号 C I、C II	0.020	1.0	1.3	1.5	1.8	2.0	2.5	3.0	4.5	5.3	6.0	7.5	
	1種 X号 D I、D II	0.019	1.1	1.3	1.6	1.8	2.1	2.6	3.2	4.7	5.5	6.3	7.9	
	1種 X号 E I、E II	0.018	1.1	1.4	1.7	1.9	2.2	2.8	3.3	5.0	5.8	6.7	8.3	
	2種 1号 A I、A II	0.036	0.6	0.7	0.8	1.0	1.1	1.4	1.7	2.5	2.9	3.3	4.2	
	2種 2号 A I、A II	0.034	0.6	0.7	0.9	1.0	1.2	1.5	1.8	2.6	3.1	3.5	4.4	
	2種 3号 A I、A II	0.028	0.7	0.9	1.1	1.3	1.4	1.8	2.1	3.2	3.8	4.3	5.4	
	3種 1号 A I、A II	0.035	0.6	0.7	0.9	1.0	1.1	1.4	1.7	2.6	3.0	3.4	4.3	

## 1. 外皮 ② 窓の仕様・設置状況

(仕様基準)

## 【検査対象】

住宅部分の外皮のうち開口部（窓及びドア。以下同じ。）については、暖冷房設備のエネルギー消費性能に大きな影響を及ぼす熱貫流率等の熱性能に関する確認を行う。仕様基準による申請の完了検査においては、申請に用いられる開口部の熱性能の求め方に応じ、開口部を構成する枠やガラスの仕様あるいは寸法など、全てが申請どおりに設置されていることを確認する。

また、仕様基準では、開口部の断熱性能のほか、日射遮蔽性能に関して開口部の面する方位や、和障子・外付けブラインド、あるいは日射遮蔽上有効なひさし等の有無などの仕様基準も設けられている。

## 【検査事項・検査方法】

開口部の熱性能の求め方には複数の方法が存在し、それぞれの方法に応じて検査項目が異なることとなる。方法によって示される開口部の断熱性能等の値は大きく異なることとなるため、検査の際は注意する必要がある。

以下に、開口部の熱性能を求める方法と、その検査項目の概要を記載する。

開口部のうち窓の熱貫流率を求める方法は、以下の①から④に分かれている。一般的な設計図書に記載されている枠やガラスの種別を用いる方法は①に該当するが、それ以外の方法による場合は、設計図書に詳細な性能や仕様の記載が必要になると共に、検査対象となる項目がより多岐にわたるため注意する必要がある。①から④の方法に応じた具体的な検査項目は、表 2-1-6 を参照して頂きたい。

- ① 建具及びガラス仕様に基づく窓の熱貫流率（建研技術情報に定める方法）
- ② 建具仕様及びガラスの熱貫流率に基づく窓の熱貫流率（建研技術情報に定める方法）
- ③ JIS 等に基づく試験や計算により求めた窓の熱貫流率
- ④ JIS 等に基づく試験や計算の結果を用いて建研技術情報により求めた窓の熱貫流率

表 2-1-6 窓の熱貫流率を示す方法に応じた検査項目

	設計図書等の記載内容*1	記載例	窓の熱貫流率を示す方法				検査項目
			①	②	③	④	
1	製品名（建具）	×社△△△、アングル付	○	○	○	○	建具の製品名
2	建具仕様	アルミ枠	○	○	○	○	窓枠の種別
3	窓種	引違い、アングル付き	○	○	○	○	窓種
4	製品名（ガラス）	×社×××	○	○	○	○	ガラスの製品名等

5	ガラス仕様	複層ガラス (FL3 + A12 + FL3)	○	○	○	○	ガラスの種類、枚数、中空層の厚さ、ガス種別、ガラス建築確認記号等
6	スペーサー種別	樹脂スペーサー	/	/	○	○	複層ガラス端部のスペーサーの種別 (金属・樹脂)
7	ガラス熱貫流率	$U_g=2.9$	/	○	○	○	ガラスの熱貫流率
8	窓寸法 <sup>※2</sup>	W1,600×H1,800	/	/	○	/	開口部の大きさ

※1 記載内容において、

- ・「製品名 (建具)」とは、特定メーカーの固有製品名等をいう。
- ・「建具仕様」とは、木製建具又は樹脂製建具、木と金属の複合材料製建具又は樹脂と金属の複合材料製建具、金属製建具又はその他の別をいう。
- ・「窓種」とは、引違い、すべり出し、たてすべり出し、FIX 窓等の開閉形式をいう。
- ・「製品名 (ガラス)」とは、特定メーカーの固有製品名等をいう。
- ・「ガラス仕様」とは、Low-E ガラスの有無や枚数、ガラスの枚数、中空層のガスの種類・濃度及び中空層の厚さをいう。
- ・「スペーサー種別」とは、複層ガラスの各ガラス間に、隙間を設けるために端部に設置する部材 (スペーサー) の種別をいう。
- ・「ガラス熱貫流率」とは、ガラスの熱貫流率 ( $U_g$ ) をいう。
- ・「窓寸法」とは、窓の大きさ (高さ、幅) をいう。

※2 仕様基準の窓の熱貫流率において、窓の面積 (当該窓が 2 以上の場合においては、その合計の面積) が住戸の床面積に 0.02 を乗じた数値以下となるものを除外できる規定を用いている場合は、方法に関わらず窓寸法の確認が必要となる。

次に窓の熱性能のうち日射遮蔽性能に関しては、仕様基準では以下の①から⑥の方法を定めている。窓の熱貫流率と同様に、一般的な設計図書に記載されている枠やガラスの種別を用いる方法は①に該当するが、それ以外の方法による場合の具体的な検査項目は、表 2-1-7 を参照して頂きたい。

- ① 建具及びガラス仕様に基づく窓の日射熱取得率 (建研技術情報に定める方法)
- ② 建具の仕様及びガラスの日射熱取得率に基づく窓の日射熱取得率 (建研技術情報に定める方法)
- ③ JIS 等に基づく試験あるいは計算による窓の日射熱取得率
- ④ JIS 等に基づいて算定されたガラスの日射熱取得率

- ⑤ 付属部材（紙障子、外付けブラインド等）の設置
- ⑥ ひさし、軒等（オーバーハング型の日除けで、外壁からの出寸法がその下端から開口部の下場までの高さの0.3倍以上のもの。以下同じ。）の設置

表 2-1-7 窓の日射遮蔽性能を示す方法に応じた検査項目

	設計図書等の記載内容※1※2	記載例	窓の日射遮蔽性能を示す方法						検査項目
			①	②	③	④	⑤	⑥	
9	製品名（建具）	×社△△△、アン グル付	/	/	○	/	/	/	建具の製品名
10	建具仕様	アルミ枠	○	○	/	/	/	/	窓枠の種別等
11	窓種等	引違い、クレセ ント	/	/	○	/	/	/	窓種等
12	製品名（ガラス）	×社×××	/	○	○	○	/	/	ガラスの製品名
13	ガラス仕様	複層ガラス (FL3+A12+ FL3)	○	○	○	○	/	/	ガラスの種類、枚数、中空層の厚さ、ガス種別、ガラス建築確認記号等
14	Low-E 日射区分	日射熱取得型	○	/	/	/	/	/	Low-E 膜の日射区分
15	ガラス日射熱取得率	ηg=0.67	/	○	○	○	/	/	ガラスの日射熱取得率
16	付属部材の設置	紙障子設置	/	/	/	/	○	/	和障子、外付けブラインドの有無
17	ひさし、軒等の設置	ひさし設置	/	/	/	/	/	○	要件を満たすひさし、軒等の有無

※1 記載内容において、

- ・「製品名（建具）」とは、特定メーカーの固有製品名等をいう。
- ・「建具仕様」とは、木製建具及び樹脂製建具又はその他の別などをいう。
- ・「窓種等」とは、引違い、すべり出し、たてすべり出し、FIX 窓等の開閉形式や枠の色をいう。
- ・「製品名（ガラス）」とは、特定メーカーの固有製品名等をいう。
- ・「ガラス仕様」とは、Low-E ガラスの種類（色等）、膜数や有無、ガラスの枚数などをいう。
- ・「Low-E 日射区分」とは、Low-E ガラスにおける日射取得型あるいは日射遮蔽型の別をい



う。

- ・「ガラス日射熱取得率」とは、ガラスの日射熱取得率 ( $\eta_g$ ) をいう。

※2 仕様基準の開口部の日射遮蔽性能において、開口部の面積（天窓以外の開口部で、当該開口部が2以上の場合においては、その合計の面積）が住戸の床面積に0.04を乗じた数値以下となるものを除外できる規定を用いている場合は、①から⑥の方法に関わらず 2-3.8と同様に窓寸法の確認が必要となる。

開口部の熱性能のうちドアの熱貫流率を求める方法は、以下の①から④に分かれている。窓と同様に、①から④の方法に応じた具体的な検査項目は、表 2-1-8 を参照して頂きたい。

なお、一般的なドアは日射遮蔽性能に関する仕様基準の適用はされないが、ドアのうち戸の大部分が透明材料（ガラスなど）で構成されるドアに関しては、窓に準じた方法により熱貫流率及び日射遮蔽性能の確認が必要となるため、注意する必要がある。

- ① 戸、枠及びガラス仕様に基づくドアの熱貫流率（建研技術情報に定める方法）
- ② 戸、枠仕様及びガラス性能に基づくドアの熱貫流率（建研技術情報に定める方法）
- ③ JIS 等に基づく試験や計算により求めたドアの熱貫流率
- ④ JIS 等に基づく試験や計算の結果を用いて建研技術情報により求めたドアの熱貫流率

表 2-1-8 ドアの熱貫流率を示す方法に応じた設計図書等への記載例と検査項目

	設計図書等の記載内容※1	記載例	ドアの熱貫流率を示す方法				検査項目
			①	②	③	④	
18	製品名（ドア）	×社△△△	△	△	○	○	ドアの製品名等
19	戸の種類	金属製断熱フラッシュ構造	○	○	△	△	戸の種別
20	戸の開閉形式	片開き	△	△	○	○	戸の開閉形式
21	錠の有無等	彫り込み錠2か所	○	○	○	○	戸の錠の有無と個数
22	ポストの有無	ポスト設置	○	○	○	○	戸へのポスト設置の有無
23	枠の種類	金属製熱遮断構造	○	○	△	△	ドア枠の種類
24	ガラスの仕様	複層ガラス (FL3+A12+FL3)	○	○	○	○	戸のガラスの種類、枚数、中空層の厚さ、ガス種別、ガラス建築確認記号等
25	スペーサー種別	樹脂スペーサー	△	○	○	○	戸の複層ガラス端部のスペーサーの種別（金属・樹脂）

26	ガラス熱貫流率	U <sub>g</sub> =1.9	△	○	○	○	戸のガラスの熱貫流率
27	ドア寸法	W900×H2,100	△	△	○	△	ドアの大きさ

※1 記載内容において、

- ・「製品名（ドア）」とは、特定メーカーの固有製品名等をいう。
- ・「戸の種類」とは、金属製高断熱フラッシュ構造、金属製断熱フラッシュ構造、金属製フラッシュ構造、金属製ハニカムフラッシュ構造、金属製又はその他の別をいう。
- ・「戸の開閉形式」とは、片開き、親子、片袖、両袖等の開閉形式をいう。なお、片袖部、両袖部及び欄間部に透明材料を用いる場合は、複数の仕様の異なる開口部として扱う。
- ・「錠の有無等」とは、戸に設置された錠の有無及び数をいう。
- ・「ポストの有無」とは、戸に設置された郵便受け等の有無をいう。
- ・「枠の種類」とは、木製、金属製熱遮断構造、木と金属との複合材料製又は樹脂と金属との複合材料製、金属製又はその他の別をいう。
- ・「ガラスの仕様」とは、ドアに部分的に設置されたガラスのLow-Eガラスの有無や枚数、ガラスの枚数、中空層のガスの種類・濃度及び中空層の厚さをいう。
- ・「スペーサー種別」とは、複層ガラスの各ガラス間に、隙間を設けるために端部に設置する部材（スペーサー）の種別をいう。
- ・「ガラス熱貫流率」とは、戸に設けたガラスの熱貫流率（U<sub>g</sub>）をいう。
- ・「ドア寸法」とは、ドアの大きさ（高さ、幅及びガラス部分を有する場合はその高さ、幅を含む。）をいう。

### 【検査事項・検査方法】

申請図書に記載された開口部の断熱性能等を示す方法に応じて、開口部の仕様等が設計図書とおりであることを、目視又は施工関連図書により確認する。

なお、開口部仕様の確認のほか、当該開口部に設けられた付属部材（和障子、外付けブラインド）や、ひさし、軒等（オーバーハング型の日除けで、外壁からの出寸法がその下端から窓下端までの高さの0.3倍以上のもの。）の設置の有無も検査対象となる場合もあるため、上表 2-1-6 から 2-1-8 のいずれの方法を用いているのか良く確認する。

ただし、現場に設置された開口部について、製造者から提供を受けた納品書等に、仕様基準への適合確認上必要となる断熱性能等の値が直接明示されている場合、記載された性能値と設計図書等に記載された値を比較、確認すれば、付属部材等の設置の有無を除き開口部の仕様等については確認しなくても良い。

【参考情報（表 2-1-6①及び表 2-1-7①による仕様表の例）】

ガラス 層数	ガラスの仕様				窓の熱貫流率 [W/(m <sup>2</sup> ·K)]			窓の日射熱取得率 [-]						ガラスの 垂直面 日射熱 取得率 [-]		
	Low-E膜数	中空層 気体	日射区分	中空層 幅(厚さ) ミリ	ガラス 建築確認 記号	木製建具 又は 樹脂製建具	木と金属の複合 材料製建具 又は 樹脂と金属の複合 材料製建具	金属製建具 又は その他	ガラス 中央部の 熱貫流率 [W/(m <sup>2</sup> ·K)]	付属部材	和障子	外付け ガラス	付属部材		和障子	外付け ガラス
三層 複層 ガラス	Low-E 2枚	断熱 ガス	日射 取得型	6	3WgG06	1.95	2.27	2.64	1.4							
				7	3WgG07	1.89	2.19	2.56	1.3							
				8	3WgG08	1.82	2.11	2.48	1.2							
				9	3WgG09	1.76	2.03	2.40	1.1							
				10	3WgG10	1.69	1.95	2.32	1.0							
		日射 遮蔽型	11	3WgG11	1.66	1.91	2.28	0.95	0.24	0.09	0.43	0.27	0.10	0.54		
			12	3WgG12	1.62	1.87	2.24	0.90								
			13	3WgG13	1.60	1.84	2.21	0.86								
			14	3WgG14	1.57	1.80	2.17	0.82								
			15	3WgG15	1.55	1.78	2.15	0.79								
日射	6	3WsG06	1.95	2.27	2.64	1.4										
	7	3WsG07	1.89	2.19	2.56	1.3										
	8	3WsG08	1.82	2.11	2.48	1.2										
	9	3WsG09	1.76	2.03	2.40	1.1	0.24	0.16	0.06	0.26	0.18	0.06	0.33			
	10	3WsG10	1.69	1.95	2.32	1.0										

図 2-1-5 窓の仕様表の例

【参考情報（表 2-1-6④及び表 2-1-7④による仕様表の例）】

平成28年省エネルギー基準対応  
自己適合宣言文書番号: LXE0-1601  
JIS Q 17050-11に基づく自己適合宣言書(附属書) 本附属書は、自己適合宣言書と合わせて提出する。

開口部の熱貫流率・日射熱取得率 性能一覧 (RWG007)

商品: エルスターX トリプルガラス (クリプトンガス入り)  
仕様: アンクル付き・アンクルなし (アンクル付き同納まり)  
品種: 縦すべり出し窓 T、TF、TFT、T/F FIX窓 F テラスドア TD、TDFW、TDF、TDFTD  
横すべり出し窓 S、SF、S/F 開き窓テラス C、CF、CFC 勝手口ドア(一枚ガラスタイプ) KD  
高所用横すべり出し窓 KS ドレーキップ D

ガラス構成ごとの開口部の熱貫流率・日射熱取得率  
熱貫流率(A~C)は、表1を参照ください。  
表中の記号及び数値については、当該ガラスでの評価値を示します。

ガラス 構成	標準仕様										室内特殊薄板ガラス仕様																
	一般					防犯					一般					防犯											
	透明		型			透明 (中層3mm透明)		透明 (中層3mm)			透明 (中層4.5mm)			透明		型			透明 (中層30mm)		型						
窓外(Low-Eガラス)	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5			
中空層厚	13	12	11	11	10	9	12	11	10	10	9	8	10	9	8	14	13	13	12	12	11	11	10	10	11	10	10
中空層幅	1.3	1.3	1.3	型4	型4	型4	3	3	3	3+3	3+3	3+3	3+型3	3+型3	3+型3	1.3	1.3	1.3	型4	型4	型4	3+3	3+3	3+型3	3+型3	3+型3	3+型3
窓内(Low-Eガラス)	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
Low-E色	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
Low-E色	A	A	A	A	A	A	-	-	-	A	B	C	A	B	C	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
Low-E色	A	A	A	A	A	B	-	-	-	A	B	C	A	B	C	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
日射熱取得率	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.22	0.23	0.22	0.23	0.22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
住宅仕様基準判断用日射熱取得率	0.29	0.28	0.29	0.29	0.28	-	-	-	0.29	0.28	0.28	0.29	0.28	0.28	0.28	0.26	0.27	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24
Low-E色	0.37	0.36	0.36	0.37	0.36	0.36	-	-	0.36	0.36	0.36	0.36	0.36	0.36	0.36	0.33	0.32	0.32	0.32	0.32	0.32	0.32	0.32	0.31	0.31	0.31	0.31

表1>熱貫流率の値  
樹脂スペーサー仕様

記号	試験値	計算値	開口部の熱貫流率 [W/(m <sup>2</sup> ·K)]				ガラス中央部の 熱貫流率 [W/(m <sup>2</sup> ·K)]
			遮断物 無し	シャッター・ 開戸付	和障子付	風除室 あり	
A	○		0.79	0.77	0.75	0.74	0.60 以下
B	○		0.88	0.85	0.82	0.81	0.63 以下
C	○		1.05	1.01	0.97	0.96	0.69 以下

<開口部の熱貫流率>  
・試験値は、JIS A 4710Iに基づく代表試験体の熱貫流率です。  
・計算値は、JIS A 2102または国立研究開発法人 建築研究所ホームページ内「熱貫流率及び換熱熱貫流率 窓またはドアの熱貫流率」の簡易的評価式に基づいて算出されています。  
・遮断物有・遮断物無し  
・遮断物有  
・遮断物無し

<日射熱取得率>  
・国立研究開発法人 建築研究所ホームページ内「平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報」の「開口部の垂直面日射熱取得率」に基づきます。  
・(本表ご使用の場合は、和障子及び外付けブラインド取付け時と同じ値となります。)  
・開口部の日射熱取得率は、ガラスの日射取得率に70%の係数を掛けた値です。(小数第三位以下四捨五入)  
・当社ホームページ内「①建具とガラスの組み合わせ」の「ガラス・建具毎の日射熱取得率」の値もご使用可能です。

図 2-1-6 窓の仕様表の例



表 2-1-9 ガラス建築確認記号に応じた熱物性値

選択肢(ガラス 建築確認記号)	定義	(参考) ガラス単体の性能	
		熱貫流率	日射熱取得率
3WgG06	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅6mm)	1.4	0.54
3WgG07	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅7mm)	1.3	0.54
3WgG08	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅8mm)	1.2	0.54
3WgG09	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅9mm)	1.1	0.54
3WgG10	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅10mm)	1.0	0.54
3WgG11	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅11mm)	0.95	0.54
3WgG12	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅12mm)	0.90	0.54
3WgG13	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅13mm)	0.86	0.54
3WgG14	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅14mm)	0.82	0.54
3WgG15	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅15mm)	0.79	0.54
3WgG16	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅16mm)	0.76	0.54
3WsG06	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅6mm)	1.4	0.33
3WsG07	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅7mm)	1.3	0.33
3WsG08	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅8mm)	1.2	0.33
3WsG09	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅9mm)	1.1	0.33
3WsG10	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅10mm)	1.0	0.33
3WsG11	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅11mm)	0.95	0.33
3WsG12	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅12mm)	0.90	0.33
3WsG13	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅13mm)	0.86	0.33
3WsG14	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅14mm)	0.82	0.33
3WsG15	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅15mm)	0.79	0.33
3WsG16	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅16mm)	0.76	0.33
3WgA06	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅6mm)	1.7	0.54
3WgA07	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅7mm)	1.5	0.54
3WgA08	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅8mm)	1.4	0.54
3WgA09	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅9mm)	1.3	0.54
3WgA10	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅10mm)	1.2	0.54
3WgA11	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅11mm)	1.2	0.54
3WgA12	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅12mm)	1.1	0.54
3WgA13	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅13mm)	1.0	0.54
3WgA14	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅14mm)	0.99	0.54
3WgA15	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅15mm)	0.95	0.54
3WgA16	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅16mm)	0.92	0.54
3WsA06	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅6mm)	1.7	0.33
3WsA07	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅7mm)	1.5	0.33
3WsA08	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅8mm)	1.4	0.33
3WsA09	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅9mm)	1.3	0.33
3WsA10	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅10mm)	1.2	0.33
3WsA11	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅11mm)	1.2	0.33
3WsA12	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅12mm)	1.1	0.33
3WsA13	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅13mm)	1.0	0.33
3WsA14	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅14mm)	0.99	0.33
3WsA15	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅15mm)	0.95	0.33
3WsA16	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅16mm)	0.92	0.33

選択肢(ガラス 建築確認記号)	定義	(参考) ガラス単体の性能	
		熱貫流率	日射熱取得率
3LgG06	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅6mm)	1.7	0.59
3LgG07	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅7mm)	1.6	0.59
3LgG08	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅8mm)	1.5	0.59
3LgG09	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅9mm)	1.4	0.59
3LgG10	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅10mm)	1.3	0.59
3LgG11	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅11mm)	1.3	0.59
3LgG12	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅12mm)	1.2	0.59
3LgG13	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅13mm)	1.2	0.59
3LgG14	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅14mm)	1.1	0.59
3LgG15	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅15mm)	1.1	0.59
3LgG16	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅16mm)	1.1	0.59
3LsG06	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅6mm)	1.7	0.37
3LsG07	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅7mm)	1.6	0.37
3LsG08	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅8mm)	1.5	0.37
3LsG09	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅9mm)	1.4	0.37
3LsG10	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅10mm)	1.3	0.37
3LsG11	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅11mm)	1.3	0.37
3LsG12	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅12mm)	1.2	0.37
3LsG13	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅13mm)	1.2	0.37
3LsG14	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅14mm)	1.1	0.37
3LsG15	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅15mm)	1.1	0.37
3LsG16	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅16mm)	1.1	0.37
3LgA06	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅6mm)	2.0	0.59
3LgA07	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅7mm)	1.8	0.59
3LgA08	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅8mm)	1.7	0.59
3LgA09	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅9mm)	1.6	0.59
3LgA10	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅10mm)	1.5	0.59
3LgA11	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅11mm)	1.5	0.59
3LgA12	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅12mm)	1.4	0.59
3LgA13	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅13mm)	1.3	0.59
3LgA14	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅14mm)	1.3	0.59
3LgA15	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅15mm)	1.3	0.59
3LgA16	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅16mm)	1.2	0.59
3LsA06	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅6mm)	2.0	0.37
3LsA07	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅7mm)	1.8	0.37
3LsA08	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅8mm)	1.7	0.37
3LsA09	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅9mm)	1.6	0.37
3LsA10	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅10mm)	1.5	0.37
3LsA11	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅11mm)	1.5	0.37
3LsA12	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅12mm)	1.4	0.37
3LsA13	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅13mm)	1.3	0.37
3LsA14	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅14mm)	1.3	0.37
3LsA15	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅15mm)	1.3	0.37
3LsA16	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅16mm)	1.2	0.37

選択肢 (ガラス 建築確認記号)	定義	(参考) ガラス単体の性能	
		熱貫流率	日射熱取得率
3FA06	三層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅6mm)	2.3	0.72
3FA07	三層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅7mm)	2.2	0.72
3FA08	三層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅8mm)	2.1	0.72
3FA09	三層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅9mm)	2.1	0.72
3FA10	三層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅10mm)	2.0	0.72
3FA11	三層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅11mm)	2.0	0.72
3FA12	三層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅12mm)	1.9	0.72
3FA13	三層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅13mm)	1.9	0.72
3FA14	三層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅14mm)	1.8	0.72
3FA15	三層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅15mm)	1.8	0.72
3FA16	三層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅16mm)	1.8	0.72
2LgG06	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅6mm)	2.2	0.64
2LgG07	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅7mm)	2.1	0.64
2LgG08	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅8mm)	1.9	0.64
2LgG09	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅9mm)	1.8	0.64
2LgG10	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅10mm)	1.7	0.64
2LgG11	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅11mm)	1.6	0.64
2LgG12	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅12mm)	1.6	0.64
2LgG13	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅13mm)	1.5	0.64
2LgG14	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅14mm)	1.4	0.64
2LgG15	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅15mm)	1.4	0.64
2LgG16	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅16mm)	1.4	0.64
2LsG06	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅6mm)	2.2	0.40
2LsG07	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅7mm)	2.1	0.40
2LsG08	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅8mm)	1.9	0.40
2LsG09	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅9mm)	1.8	0.40
2LsG10	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅10mm)	1.7	0.40
2LsG11	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅11mm)	1.6	0.40
2LsG12	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅12mm)	1.6	0.40
2LsG13	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅13mm)	1.5	0.40
2LsG14	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅14mm)	1.4	0.40
2LsG15	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅15mm)	1.4	0.40
2LsG16	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅16mm)	1.4	0.40
2LgA06	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅6mm)	2.6	0.64
2LgA07	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅7mm)	2.4	0.64
2LgA08	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅8mm)	2.3	0.64
2LgA09	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅9mm)	2.1	0.64
2LgA10	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅10mm)	2.0	0.64
2LgA11	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅11mm)	1.9	0.64
2LgA12	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅12mm)	1.8	0.64
2LgA13	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅13mm)	1.8	0.64
2LgA14	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅14mm)	1.7	0.64
2LgA15	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅15mm)	1.6	0.64
2LgA16	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅16mm)	1.6	0.64

選択肢(ガラス 建築確認記号)	定義	(参考) ガラス単体の性能	
		熱貫流率	日射熱取得率
2LsA06	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅6mm)	2.6	0.40
2LsA07	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅7mm)	2.4	0.40
2LsA08	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅8mm)	2.3	0.40
2LsA09	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅9mm)	2.1	0.40
2LsA10	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅10mm)	2.0	0.40
2LsA11	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅11mm)	1.9	0.40
2LsA12	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅12mm)	1.8	0.40
2LsA13	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅13mm)	1.8	0.40
2LsA14	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅14mm)	1.7	0.40
2LsA15	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅15mm)	1.6	0.40
2LsA16	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅16mm)	1.6	0.40
2FA06	二層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅6mm)	3.3	0.79
2FA07	二層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅7mm)	3.2	0.79
2FA08	二層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅8mm)	3.1	0.79
2FA09	二層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅9mm)	3.1	0.79
2FA10	二層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅10mm)	3.0	0.79
2FA11	二層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅11mm)	2.9	0.79
2FA12	二層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅12mm)	2.9	0.79
2FA13	二層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅13mm)	2.8	0.79
2FA14	二層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅14mm)	2.8	0.79
2FA15	二層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅15mm)	2.8	0.79
2FA16	二層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅16mm)	2.8	0.79
T	単板ガラス	6.0	0.88
S	建具表に記載のある光を通さない鋼製建具等	2.63	0.0842



## 2. 暖房設備 ① 暖房方式

(仕様基準)

## 【検査対象】

仕様基準では、設置する暖房設備の暖房方式に応じて、設置する暖房機器の種類ごとに必要となる性能などの仕様を定めている。完了検査においては、設置された暖房設備が図書に記載された暖房方式に適合していることを確認する。

ただし8地域では、暖房設備に係る仕様基準は定められていないため、確認を行う必要は無い。

## 【検査事項・検査方法】

「住戸全体を暖房する方式」とは、暖房設備機器等を設置して、すべての居室および非居室（クローゼット、倉庫、食品庫および階間等の空間を除く。）の両方を暖房する方式（いわゆる全館空調をいう。）をいい、「居室のみを暖房する方式」とは、全てまたはいずれかの居室に暖房設備機器等を設置して暖房する方式をいう。

申請図書に記載した暖房方式が「居室のみを暖房する方式」である場合、各居室に地域の区分に応じた種別・仕様の暖房設備が設置されているかを確認する。

表 2-1-10 暖房方式の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書	目視
暖房方式	暖房設備の暖房方式	△	○

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

## 2. 暖房設備 ② 暖房設備の仕様、設置状況

(仕様基準)

## 【検査対象】

仕様基準では、地域の区分や暖房設備の種別に応じて、必要となる仕様等を規定している。完了検査においては、設置された暖房設備が図書に記載された仕様等に適合していることを確認する。

なお、入居者が設置する等により、確認申請時点で暖房設備を設置しないと図書等に記載されている場合も仕様基準に適合していると判断されるが、その際は完了検査で暖房設備を設置していないことの確認を行うこととなる。

## 【検査事項・検査方法】

申請図書に記載した暖房方式が「住戸全体を暖房する方式」である場合、設置されたダクト式セントラル空調機の熱源がヒートポンプ方式であることを確認する。ここでダクト式セントラル空調機とは、ヒートポンプ式熱源機等により空調された空気をダクトにより住戸内の居室等へ供給し、住戸内のすべての居室及び非居室を空調するように計画された、暖房及び冷房のいずれか又はその両方を行う空調システムと定義されている。目視による確認は困難な場合も想定されるため、納入仕様書等の施工関連図書により確認を行う。

次に、申請図書に記載した暖房方式が「居室のみを暖房する方式」である場合、各居室に設置された暖房設備が、仕様基準で設備の種別に応じて定める仕様等に適合していることを確認する。また、一部の居室のみに設置されている場合は、設置された暖房設備が仕様基準に適合していることの確認を行う。

なお、居室のみを暖房する方式において、複数種類の暖房設備が設置されている場合、全ての暖房設備（炬燵、開放型石油ストーブ、電気カーペット等の容易に移動可能な作り付けではない機器は除く。）が仕様基準に適合していることを確認する。仕様基準に記載の無い暖房設備を設置する場合は、仕様基準の適用はできないため注意する必要がある。

一般的な住宅で広く使用されているルームエアコンディショナーの場合、仕様基準では暖房能力（冷房にあっては冷房能力）を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であることを確認することとなっている。

$$\text{暖房設備（ルームエアコンディショナー）：} -0.321 \times \text{暖房能力（kW）} + 6.16$$

$$\text{冷房設備（ルームエアコンディショナー）：} -0.504 \times \text{冷房能力（kW）} + 5.88$$

ただし、国交省ホームページ上で公開する「建築物省エネ法木造住宅の仕様基準ガイドブック（令和5（2023）年10月）チェックリスト」では、標準計算で用いる定格冷房能力などに基づき判断する（い）、（ろ）または（は）による区分で、簡易に暖冷房の適否判断を行ってよいこととしている。

そのため、仕様基準のルームエアコンディショナーに係る判断基準は下表の（ろ）の区分に該当するため、基準相当である（ろ）またはより省エネ性能の高い（い）の区分のルームエアコンディショナーを使用している場合は仕様基準に適合していると判断することができる。

表 2-1-11 ルームエアコンディショナーの性能の区分

定格冷房能力の区分	エネルギー消費効率の区分を満たす条件		
	区分（い）	区分（ろ）	区分（は）
2.2kW 以下	5.13 以上	4.78 以上 5.13 未満	4.78 未満
2.2kW を超え 2.5kW 以下	4.96 以上	4.62 以上 4.96 未満	4.62 未満
2.5kW を超え 2.8kW 以下	4.80 以上	4.47 以上 4.80 未満	4.47 未満
2.8kW を超え 3.2kW 以下	4.58 以上	4.27 以上 4.58 未満	4.27 未満
3.2kW を超え 3.6kW 以下	4.35 以上	4.07 以上 4.35 未満	4.07 未満
3.6kW を超え 4.0kW 以下	4.13 以上	3.87 以上 4.13 未満	3.87 未満
4.0kW を超え 4.5kW 以下	3.86 以上	3.62 以上 3.86 未満	3.62 未満
4.5kW を超え 5.0kW 以下	3.58 以上	3.36 以上 3.58 未満	3.36 未満
5.0kW を超え 5.6kW 以下	3.25 以上	3.06 以上 3.25 未満	3.06 未満
5.6kW を超え 6.3kW 以下	2.86 以上	2.71 以上 2.86 未満	2.71 未満
6.3kW を超える	2.42 以上	2.31 以上 2.42 未満	2.31 未満

表 2-1-12 暖房設備の仕様、設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (納入仕様書等)	目視
暖房設備の仕様、 設置状況	暖房設備の種類	○	△
	暖房設備の仕様(暖房設備 の種類に応じた熱効率等)	○	
	配管の断熱被覆(温水暖房 用パネルラジエーター)	△	△

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

【参考情報（製品表示、施工関連図書の例など）】

### ■外形寸法図 (mm)

### ■壁穴あけ寸法図 (mm)

仕 様	
型 式 の 呼 び 名	FF-AG6822H (W) (MN) (標準型FF-AG6813H)
種 別	気化式・強制給排気・強制対流形
点 火 方 式	電気点火式
使 用 燃 料	灯油 (JIS 1号灯油)
燃 焼 状 態	最大 最小
燃 料 消 費 量	7.79kW (0.7571/h) 2.26kW (0.220L/h)
燃 費	28.0 (4.4k/L) 8.15 (0.41/h)
熱 効 率	87.0% 87.5%
電 源 電 圧 及 び 周 波 数	100V 50/60Hz
定 格 消 費 電 力	最大消費電力 (点火時) 860/860W 燃焼時消費電力 34/39W
待 機 時 消 費 電 力	1.0W
電 圧 範 囲	2.4~384B
給 排 気 管 の 型 式 の 呼 び 名	QU40-3
給 排 気 管 の 呼 び 径	D40
給 排 気 管 の 壁 透 過 の 孔 径	φ75mm
給 排 気 管 の 壁 透 過 の 孔 径	250以下
電 源 ヒ ュ ー ズ	5A・15A
安 全 装 置	対燃自動消火装置・点火安全装置・燃焼制御装置 不完全燃焼防止装置・停電安全装置・過熱防止装置
そ の 他 の 装 置	過電流防止装置・排気管抜け検知装置・異常温度検知装置 燃焼器温度異常検知装置・対流中気流異常検知装置 給排気管1目・給排気管1目・排気管1目・本器完全燃焼1目 給排気管1目・エボパー1目・給排気管1目・スリッパ1目 ボム製造機1目 1目・ボム製造機1目・スリッパ1目・ボム製造機1目 ボム製造機1目・ボム製造機1目・ボム製造機1目・ボム製造機1目
付 属 品	

備考 ● 暖房のめやすは、一般社団法人・日本ガス石油機器工業会の測定基準によります。

### ■標準据付例

給排気管を延長する場合の注意

- 給排気管を延長する場合は、3m3曲がり以下で取り付けられる場所を決定してください。
- 標準1300mm~1500mmで使用する場合、1.5m3曲がり以下で取り付けられる場所を決定してください。

積雪地区における注意

- 給排気管トップが雪でふさがれない場所に設置してください。
- 落雪により給排気管トップがふさがれたり破損するおそれのある場所には設置しないでください。
- また、風がよむような場所では、排ガスを再度吸い込んで異常燃焼を起こすことがあります。
- 点検・手入れのためストープ左右の離隔距離は、左右20cm以上にしてください。
- 応用では可燃物までの離隔距離を示していますが、保守点検や性能維持のため、可燃物などの場合も左記離隔距離をとってください。

防火性能保証の表示

可燃物からの距離距離 (cm)	
上方	100以上
前方	100以上
後方	100以上

名 称	密閉式石油ストーブ
型 式 名	FF-AG6822H (W)(MN)
版 数	第 1 版
承認	承認
審査	審査
作成	作成
年月日	改訂履歴
納入仕様図面	
作成	令和 4年 4月 25日
縮尺	Free

株式会社 ●●

図 2-1-9 納入仕様書の例 (FF 暖房器)

## 3. 冷房設備 ① 冷房方式

(仕様基準)

## 【検査対象】

仕様基準では、冷房設備の仕様等を選択する際に、設置する冷房設備の冷房方式の選択を行う。完了検査においては、設置された冷房設備が図書に記載された冷房方式に適合していることを確認する。

## 【検査事項・検査方法】

暖房設備と同様に、図書に記載した冷房方式が「住戸全体を冷房する方式」であるか、「居室のみを冷房する方式」であるかを確認する。

申請図書に記載した冷房方式が「居室のみを冷房する方式」である場合、各居室にルームエアコンディショナーの設置がされているかを確認することとなる。

暖房設備と同様に、複数の機器が設置されている場合、全ての冷房設備が仕様基準に適合していることの確認を行う。

表 2-1-13 冷房方式の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書	目視
冷房方式	冷房設備の冷房方式	△	○

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

## 3. 冷房設備 ② 冷房設備の仕様、設置状況

(仕様基準)

## 【検査対象】

仕様基準では、冷房方式に応じて、必要となる仕様等を規定している。完了検査においては、設置された冷房設備が図書に記載された仕様等に適合していることを確認する。

なお、入居者が設置する等により、確認申請時点で冷房設備を設置しないと図書等に記載されている場合も仕様基準に適合していると判断されるが、その際は完了検査で冷房設備を設置していないことの確認を行うこととなる。

## 【検査事項・検査方法】

申請図書に記載した冷房方式が「住戸全体を冷房する方式」である場合、設置されたダクト式セントラル空調機の熱源がヒートポンプ方式であることを確認する。目視による確認は困難な場合も想定されるため、納入仕様書等の施工関連図書により確認を行う。

次に、申請図書に記載した冷房方式が「居室のみを冷房する方式」である場合、各居室に冷房設備としてルームエアコンディショナーが設置され、当該設備が仕様基準で定める仕様等に適合していることを確認する。また、一部の居室のみに設置されている場合は、設置された冷房設備が仕様基準に適合していることの確認を行う。

表 2-1-14 冷房設備の仕様、設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (納入仕様書等)	目視
冷房設備の仕様、 設置状況	冷房設備の種類	○	△
	冷房設備の熱効率等	○	

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

なお、冷房設備においても、仕様基準におけるルームエアコンディショナーに関する適否は、暖房設備における取り扱いと同様に、エネルギー消費効率の区分(い)、(ろ)又は(は)により適否判断を行うことが可能となる。

【参考情報（製品表示、施工関連図書の例など）】

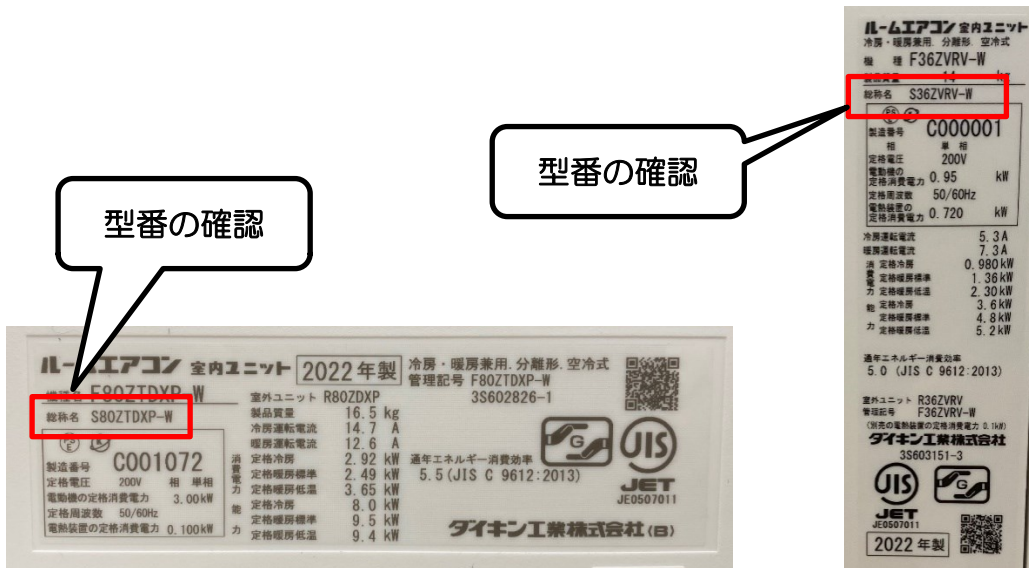
■ 壁掛形エアコン(2022年モデル)

暖房/冷房設備機器の種類	シリーズ	冷房能力 (kW)	機種名	冷房定格エネルギー消費効率(冷房COP)	省エネ達成率 (%)	小能力時高効率コンプレッサー	エネルギー消費効率区分	AIF認証		
壁掛形エアコン	RXシリーズ	2.2	S22ZTRXS	5.18	115	※1	(い)	○		
		2.5	S25ZTRXS	5.00	115	※1	(い)	○		
		2.8	S28ZTRXS	5.09	117	※1	(い)	○		
		3.6	S36ZTRXS	4.36	132	※1	(い)	○		
		4.0	S40ZTRXS	4.15	128	※1	(い)	○		
		4.0	S40ZTRXP(V)	5.00	144	※1	(い)	○		
		5.6	S56ZTRXP(V)	3.73	128	※1	(い)	○		
		6.3	S63ZTRXP(V)	3.60	122	※1	(い)	○		
		7.1	S71ZTRXP(V)	3.20	128	※1	(い)	○		
		8.0	S90ZTRXP(V)	2.74	122	※1	(い)	○		
壁掛形エアコン	MXシリーズ	2.2	S22ZTMXS	4.44	108	※1	(は)	○		
		2.5	S25ZTMXS	4.17	103	※1	(は)	○		
		2.8	S28ZTMXS	3.84	101	※1	(は)	○		
		3.6	S36ZTMXS	3.10	108	※1	(は)	○		
		4.0	S40ZTMXP(V)	3.15	108	※1	(は)	○		
		5.6	S56ZTMXP(V)	2.80	102	※1	(は)	○		
		壁掛形エアコン	VXシリーズ	2.2	S22ZTVXS	3.86	100	※1	(は)	○
				2.5	S25ZTVXS	3.47	100	※1	(は)	○
				2.8	S28ZTVXS	3.59	100	※1	(は)	○
				3.6	S36ZTVXS	3.10	100	※1	(は)	○
4.0	S40ZTVXP(V)			3.13	100	※1	(は)	○		
5.6	S56ZTVXP(V)			2.90	100	※1	(は)	○		
壁掛形エアコン	AXシリーズ			2.2	S22ZTAXS	5.18	115	※1	(い)	○
				2.5	S25ZTAXS	5.00	115	※1	(い)	○
				2.8	S28ZTAXS	5.09	117	※1	(い)	○
				3.6	S36ZTAXS	4.36	132	※1	(い)	○
		4.0	S40ZTAXS	4.15	128	※1	(い)	○		
		4.0	S40ZTAXP(V)	5.00	144	※1	(い)	○		
		5.6	S56ZTAXP(V)	3.73	128	※1	(い)	○		
		壁掛形エアコン	SXシリーズ	2.8	S28ZTSXS	3.84	100	※1	(は)	○
				3.6	S36ZTSXS	3.13	102	※1	(は)	○
				4.0	S40ZTSXP(V)	3.03	102	※1	(は)	○
5.6	S56ZTSXP(V)			3.06	102	※1	(ろ)	○		
6.3	S63ZTSXP(V)			2.96	100	※1	(い)	○		
7.1	S71ZTSXP(V)			2.62	100	※1	(い)	○		
ルームエアコンディショナー										

型番の確認

エネルギー消費効率の区分

図 2-1-10 ルームエアコンディショナーカタログ表示の例



型番の確認

型番の確認

図 2-1-11 ルームエアコンディショナーの製品表示の例

## 4. 全般換気設備 ① 全般換気設備の仕様、設置状況

(仕様基準)

## 【検査対象】

仕様基準では、建築基準法施行令第20条の8第1項に定める換気設備（以下「全般換気設備」という。）について、仕様等を規定している。完了検査においては、設置された全般換気設備について、図書に記載された仕様等に適合していることを確認する。

## 【検査事項・検査方法】

申請図書に記載された仕様等の全般換気設備が設置されていることについて、主に施工関連図書により確認する。一般的に全般換気設備の機器は天井内に隠蔽されることが多く、完了検査時点で目視による確認を行うことは困難である。

表 2-1-15 換気設備の仕様、設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (納入仕様書等)	目視
全般換気設備の 仕様、設置状況	換気方式	○	△
	比消費電力(消費電力、設計風量、設置箇所)	○	
	ダクト内径の確認(内径75mm以上)	○	
	直流電動機の有無	○	

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

また、住宅に複数の異なる全般換気設備を設置する場合は、設置された全ての全般換気設備が仕様基準で定める仕様等に適合していること、または、比消費電力（換気設備の消費電力を設計風量で除した値）が最も大きい全般換気設備が仕様基準に適合していることの確認のいずれかを行うことでも差し支えない。



## 5. 照明設備 ① 照明器具の仕様、設置状況

(仕様基準)

## 【検査対象】

仕様基準では、非居室に設置する照明設備（浴室、便所、廊下等の非居室に設置する照明設備で、防犯、防災、避難等のための安全性の確保（常夜灯、足元灯等）を目的とした照明設備は除く。以下同じ。）の仕様を規定している。完了検査においては、非居室に設置された照明設備について、図書に記載された仕様等に適合していることを確認する。

なお、入居者が設置する等により、完了検査時点で照明設備を設置しない場合も仕様基準に適合していると判断されるため、その際は照明設備を設置していないことの確認を行う。

## 【検査事項・検査方法】

申請図書に記載された非居室に設置された照明器具が、白熱灯またはこれと同等以下の性能の照明設備の設置を行っていないことを、施工関連図書又は目視により確認する。ここで同等以下の性能の照明設備には、ミニクリプトン電球やハロゲン電球などが該当することとなる。また、一部の非居室のみに設置すると図書に記載されている場合は、設置された照明器具を確認すると共に、それ以外の非居室に照明設備が設置されていないことの確認を行う。

表 2-1-16 照明器具の仕様、設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (納入仕様書等)	目視
照明器具の仕様、 設置状況	非居室の照明器具の種類 (LED、白熱灯等)	○	△

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

6. 給湯設備 ① 給湯器の仕様、設置状況 (仕様基準)

【検査対象】

仕様基準では、住宅に給湯設備を設置している場合の給湯器の仕様等を規定している。完了検査においては、設置された給湯器が、図書に記載された仕様等に適合していることを確認する。

【検査事項・検査方法】

申請図書に記載されたとおりの給湯器が設置されていることを、主に施工関連図書により確認する。給湯器の仕様等については、機器の銘板で容易に確認できる場合を除き、目視による確認は困難である。

表 2-1-17 給湯器の仕様、設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (納入仕様書等)	目視
給湯器の仕様、設置状況	給湯器の有無		○
	熱源機の種類・性能値等 (品番、モード熱効率等)	○	△

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

【参考情報（製品表示、施工関連図書の例など）】

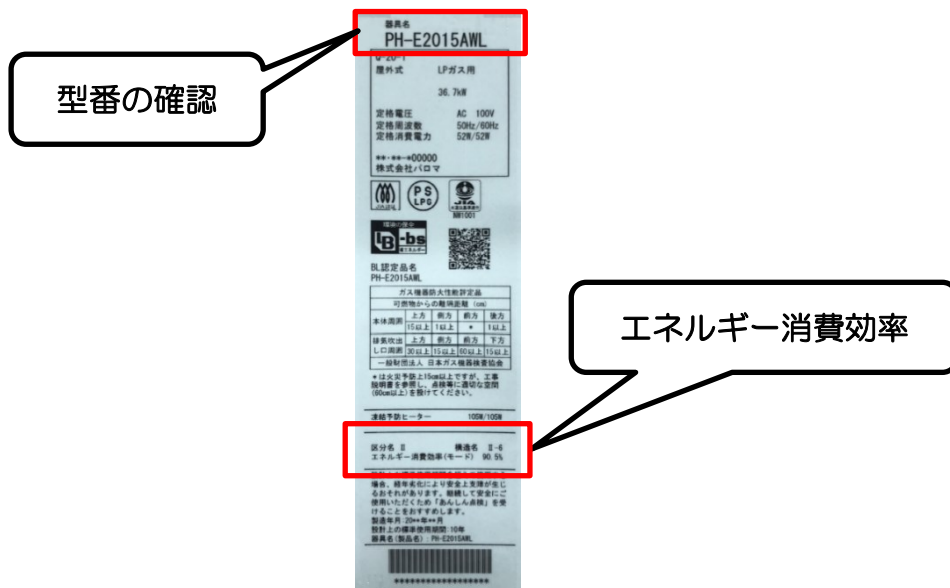


図 2-1-12 給湯器の製品表示の例（ガス給湯器）

**【参考情報（高断熱浴槽の検査方法）】**

誘導仕様基準や標準計算により省エネ基準に適合させるため、高断熱浴槽を採用する場合も想定される。完了検査においては、設置された浴槽が高断熱浴槽であることを目視確認することは困難であるが、必要に応じて申請者に高断熱浴槽であることを記載した性能証明書を求めることで、高断熱浴槽であることを確認することも可能である。なお、性能証明書は、浴槽や風呂フタ等の製品本体に貼り付けられている場合や、使用者へ引き渡される取扱説明書などの印刷物等に同梱されている場合などもある。

## 標準計算を用いた場合の検査事項

## 【検査対象】

標準計算を用いた場合、省エネ適合性判定を受けることが必要となるが、実際の完了検査では当該判定に用いた省エネ計画書等の添付が行われる。

標準計算を用いた完了検査では、最終的な計算結果に大きな影響を及ぼす外皮等の面積や、構造熱橋部の形状等が検査の対象になると共に、一次エネルギー消費量計算では、各設備で選択可能な機器種別や性能等の詳細項目が大幅に増加するため、各項目について確認する必要がある。

ここでは、標準計算と仕様基準について、設備機器関係の確認項目にどのような差が生じるかを表 2-1-18 に記載している。表中の網掛け部分は、仕様基準で確認を要する部分を示している。つまり標準計算を用いた場合は、網掛け部分以外の部分について、使用する設備機器の種別等に応じた検査の対象が増加することとなる。

表 2-1-18 右欄の主な検査方法にも記載しているとおり、大半の検査事項は目視による確認が行えないため、納品書等を含めた施工関連図書により確認を行うこととなる。仕様基準を用いた場合も同様であるが、検査に際しては事前に施工関連図書の準備を十分に行うよう受検者に伝え、滞りなく完了検査を実施することとなる。

表 2-1-18 一次エネルギー消費量計算の各設備等の検査項目

入力事項		検査事項	主な検査方法	
外皮性能	通風利用	通風の利用の有無とその計算過程	室面積、換気回数、通風確保措置、通風経路	施工関連図書
	蓄熱利用	蓄熱の利用の有無とその利用条件等	日射地域区分、蓄熱部位の構成、厚さ	施工関連図書
	床下空間外気導入利用	床下空間を経由して外気を導入する換気方式の利用とその利用条件等	換気方式、地盤面の上場、床下防蟻・防蟻措置等	施工関連図書
暖房設備	暖房方式	暖房方式	住宅の暖房方式	目視
	主たる居室	暖房設備機器または放熱器の種類	主たる居室の暖房機器等の種別	目視、施工関連図書
		エネルギー消費効率の区分（エアコン）	エアコンの（い）～（は）の区分	施工関連図書
		小能力時高効率型コンプレッサー（エアコン）	エアコンの構造（種別）	施工関連図書
		定格能力におけるエネルギー消費効率（FF暖房機）	FF暖房機器の性能	施工関連図書
		敷設率（床暖房）	床暖房パネルの敷設面積	目視、計測、施工関連図書
		仮想床除き敷設率（床暖房）	吹抜け等の仮想床部分面積及び床暖房パネルの敷設面積	目視、計測、施工関連図書
		上面放熱率（床暖房）	床暖房パネルの断面構成（断熱等）	施工関連図書
		断熱配管（RA付温水床暖房）	配管の断熱措置の有無	施工関連図書
	その他居室	暖房設備機器または放熱器の種類	その他居室の暖房機器等の種別	目視、施工関連図書
		エネルギー消費効率の区分（エアコン）	エアコンの（い）～（は）の区分	施工関連図書
		小能力時高効率型コンプレッサー（エアコン）	機器の構造（種別）	施工関連図書
		定格能力におけるエネルギー消費効率（FF暖房機）	FF暖房機器の性能	施工関連図書
		敷設率（床暖房）	床暖房パネルの敷設面積	目視、計測、施工関連図書
		仮想床除き敷設率（床暖房）	吹抜け等の仮想床部分面積及び床暖房パネルの敷設面積	目視、計測、施工関連図書
		上面放熱率（床暖房）	床暖房パネルの断面構成（断熱等）	施工関連図書
断熱配管（RA付温水床暖房）		配管の断熱措置の有無	施工関連図書	

		入力事項	検査事項	主な検査方法
暖房 (つづき)	温水暖房	温水暖房機の種類	温水暖房機の種類	目視、施工関連図書
		エネルギー消費効率（ガス、石油従来）	温水暖房機の性能	施工関連図書
		断熱配管	配管の断熱措置の有無	施工関連図書
		配管が通過する空間	配管が貫通する空間の種類	施工関連図書
		熱交換器タイプ（地中熱ヒートポンプ温水暖房機）	地中熱ヒートポンプ温水暖房機の熱交換機タイプの1～5の種類	施工関連図書
	住戸全体を暖房する方式の場合	ダクトが通過する空間	ダクトが通過する空間の種類	目視、施工関連図書
		VAV方式	VAVの有無	施工関連図書
		全般換気機能	全般換気機能の有無	施工関連図書
		定格暖房能力試験－能力	能力に関する試験結果等	施工関連図書
		定格暖房能力試験－消費電力	消費電力に関する試験結果等	施工関連図書
		定格暖房能力試験－風量	風量に関する試験結果等	施工関連図書
		定格暖房能力試験－室内側送風機の消費電力	室内側送風機の消費電力に関する試験結果等	施工関連図書
		中間暖房能力試験－能力	能力に関する試験結果等	施工関連図書
		中間暖房能力試験－消費電力	消費電力に関する試験結果等	施工関連図書
		中間暖房能力試験－風量	風量に関する試験結果等	施工関連図書
中間暖房能力試験－室内側送風機の消費電力	室内側送風機の消費電力に関する試験結果等	施工関連図書		
設計風量	設計風量の確保	施工関連図書		
冷房設備	冷房方式	冷房方式	住宅の冷房方式	目視
	主たる居室	冷房設備機器の種類	冷房設備機器の種類	目視
		エネルギー消費効率	エアコンの（い）～（は）の区分	施工関連図書
		小能力時高効率型コンプレッサー	機器の構造（種別）	施工関連図書
	その他居室	冷房設備機器の種類	冷房設備機器の種類	目視
		エネルギー消費効率	エアコンの（い）～（は）の区分	施工関連図書
		小能力時高効率型コンプレッサー	機器の構造（種別）	施工関連図書
	住戸全体を冷房	ダクトが通過する空間	ダクトが通過する空間の種類	目視、施工関連図書
		VAV方式	VAVの有無	施工関連図書
		全般換気機能	全般換気機能の有無	施工関連図書
		定格冷房能力試験－能力	能力に関する試験結果等	施工関連図書
		定格冷房能力試験－消費電力	消費電力に関する試験結果等	施工関連図書
		定格冷房能力試験－風量	風量に関する試験結果等	施工関連図書
		定格冷房能力試験－室内側送風機の消費電力	室内側送風機の消費電力に関する試験結果等	施工関連図書
		中間冷房能力試験－能力	能力に関する試験結果等	施工関連図書
		中間冷房能力試験－消費電力	消費電力に関する試験結果等	施工関連図書
		中間冷房能力試験－風量	風量に関する試験結果等	施工関連図書
		中間冷房能力試験－室内側送風機の消費電力	室内側送風機の消費電力に関する試験結果等	施工関連図書
	設計風量	設計風量の確保	施工関連図書	
	換気設備	換気方式	換気方式の種類	第1種から第3種の種類
ダクト式、壁付け		径の太いダクト、DCモーター（ダクト式）	ダクトの内径、電動機の種類	施工関連図書
		比消費電力	換気設備機器の性能	施工関連図書
換気回数		換気回数	換気回数の分類	施工関連図書
第1種換気	有効換気量率	第1種換気設備の換気性能	施工関連図書	

入力事項		検査事項	主な検査方法
熱交換型換気設備	設置	熱交換型換気設備の設置	熱交換器の設置の有無 施工関連図書
	評価方法	温度交換効率	熱交換器の性能 施工関連図書
		給排気比率による温度交換効率の補正係数	設計上の熱交換性能 施工関連図書
		排気過多時における漏気による温度交換効率の補正係数	設計上の熱交換性能 施工関連図書
給湯	給湯・浴室	給湯設備の有無	浴室等の有無 目視
	熱源機	熱源機の種類	給湯熱源機の種別 目視、施工関連図書
	ガス	エネルギー消費効率	ガス給湯器の性能 施工関連図書
		モード熱効率	ガス給湯器の性能 施工関連図書
	石油	熱効率	石油給湯器の性能 施工関連図書
		モード熱効率	石油給湯器の性能 施工関連図書
	電気HP(CO2冷媒)	JIS効率	ヒートポンプ給湯器の性能 施工関連図書
		品番の指定	ヒートポンプ給湯器の品番 目視、施工関連図書
	電気HP・ガス瞬間式併用型	冷媒の種類	冷媒のフロン系、プロパン系の別 施工関連図書
		タンクユニット容量	タンク容量が95L以上であるか 目視、施工関連図書
		品番の指定	機器の品番 目視、施工関連図書
	ガス（給湯・温水暖房一体型）	暖房部熱効率	製品の暖房部の熱効率 施工関連図書
		給湯部エネルギー消費効率	製品の給湯部のエネルギー消費効率 施工関連図書
		給湯部モード熱効率	製品の給湯部のモード熱効率 施工関連図書
	石油（給湯・温水暖房一体型）	暖房部熱効率	製品の暖房部の熱効率 施工関連図書
		給湯部熱効率	製品の給湯部の熱効率 施工関連図書
		給湯部モード熱効率	製品の給湯部のモード熱効率 施工関連図書
	電ガ併用（給湯暖房一体）暖電ガ・給ガ	タンクユニットの設置場所	タンクの設置場所が屋外か屋内か 目視
	電ガ併用（給湯暖房一体）暖電ガ・給電ガ	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯温水暖房機の区分	製品が区分1、区分2のいずれであるか 施工関連図書
	電ガ併用（給湯暖房一体）暖ガ・給電ガ	冷媒の種類	冷媒のフロン系、プロパン系の別 施工関連図書
		タンクユニット容量	タンク容量が95L以上であるか 目視、施工関連図書
		品番の指定	機器の品番 目視、施工関連図書
	ふろ機能	ふろ機能の種類（電気HPガス併用型除く）	追炊き機能の有無 目視、施工関連図書
配管方式	配管方式	先分岐式、ヘッダー方式の別 目視、施工関連図書	
	ヘッダー分岐後の配管径	ヘッダー方式の分岐後の配管径 施工関連図書	
給湯水栓	水栓の種類（台所、浴室シャワー、洗面）	2バルブ水栓であるか 目視	
	手元止水機能（台所）	水栓の手元止水機能の有無 目視	
	水優先吐水機能（台所）	水栓の水優先吐水機能の有無 施工関連図書	
	手元止水機能（浴室シャワー）	水栓の手元止水機能の有無 目視	
	小流量吐水機能（浴室シャワー）	水栓の小流量吐水機能の有無 施工関連図書	
水優先吐水機能（洗面）	水栓の水優先吐水機能の有無 施工関連図書		
浴槽	高断熱浴槽	JISに基づく高断熱浴槽であるか 施工関連図書	
照明	主たる居室	照明器具の種類	照明器具の種類 目視、施工関連図書
		調光が可能な制御	調光可能な制御機能があるか 目視、施工関連図書
	その他の居室	照明器具の種類	照明器具の種類 目視、施工関連図書
		調光が可能な制御	調光可能な制御機能があるか 目視、施工関連図書
	非居室	照明器具の種類	照明器具の種類 目視、施工関連図書
		人感センサー	人感センサーの設置の有無 目視、施工関連図書

入力事項			検査事項	主な検査方法
太陽光発電	パネル	方位の異なるパネルの面数、各パネルの設置方位角、設置傾斜角	太陽光発電パネルの設置方法	目視、施工関連図書
	定格負荷効率	パワーコンディショナの定格負荷効率	パワーコンディショナの型番等	施工関連図書
	アレイ	各アレイのシステム容量、種類、設置方式	太陽電池アレイの仕様、設置方式	目視、施工関連図書
太陽熱利用	太陽熱種類	液体集熱式又は空気集熱式の別	太陽熱利用設備の種類	施工関連図書
	液体集熱式の種別	密閉形太陽熱温水器又はソーラーシステムの別	液体集熱式太陽熱利用設備の種類	施工関連図書
	給湯接続方式	液体集熱式太陽熱利用設備の接続方式（接続ユニット方式・三方弁方式）の別	液体集熱式太陽熱利用設備の接続方式	目視
	機器品番	液体集熱式太陽熱利用設備の品番	液体集熱式太陽熱利用設備の型番	施工関連図書
	集熱部	液体集熱式太陽熱利用設備集熱部の面積、設置方位角、設置傾斜角	集熱部の面積、設置方式	施工関連図書
	タンク容量	液体集熱式太陽熱利用設備のタンク等容量	タンクの容量	施工関連図書
	集熱機群の数等	空気集熱式太陽熱利用設備の集熱機群の数、設置方位角、設置傾斜角及び面積	集熱機群の数、設置方式、面積	目視、施工関連図書
	ファン用太陽光発電	空気集熱式太陽熱利用設備の空気搬送ファンの自立運転用太陽光発電装置の有無	空気搬送ファンの自立運転用太陽光発電装置の有無	施工関連図書
	空気搬送ファン	空気集熱式太陽熱利用設備の空気搬送ファンの種別、風量	空気搬送ファンの種別、風量	施工関連図書
	給湯利用	集熱した熱の給湯への利用の有無	太陽熱の給湯利用の有無	施工関連図書
	集熱空気の供給空間	集熱後の空気を供給する空間の種別、面積割合・断熱有無（床下利用時）	集熱空気の供給空間等	施工関連図書
	集熱機群の仕様	集熱器の集熱効率特性線図一次近似式の切片・傾き、集熱性能試験時における単位面積当たりの空気の質量流量	集熱機群の仕様	施工関連図書
	コージェネレーション設備	機器品番	コージェネ機器の品番	機器の型番
種類		コージェネ機器の種類	機器の種類	目視
逆潮流評価		逆潮流の評価の有無	逆潮流の利用の有無	施工関連図書

注1.表中網掛け部分は、住宅仕様基準における確認事項を示す。

なお、標準計算を用いた場合は仕様基準と異なり、「基本情報」として「居室の構成」や「床面積」の確認を行うことが必要となる。具体的には、居室の構成で主たる居室とその他居室、非居室で構成されているかの確認（ワンルームか否かの確認。）を行い、面積として主たる居室、その他の居室及び合計の床面積の確認が必要となる。なお、ここでの面積には仮想床の面積（4.2m以上の天井高さを有する室や吹抜けがある場合は、高さ2.1mの部分に仮想床があるものとみなす。）を加えることが必要となるので注意する必要がある。

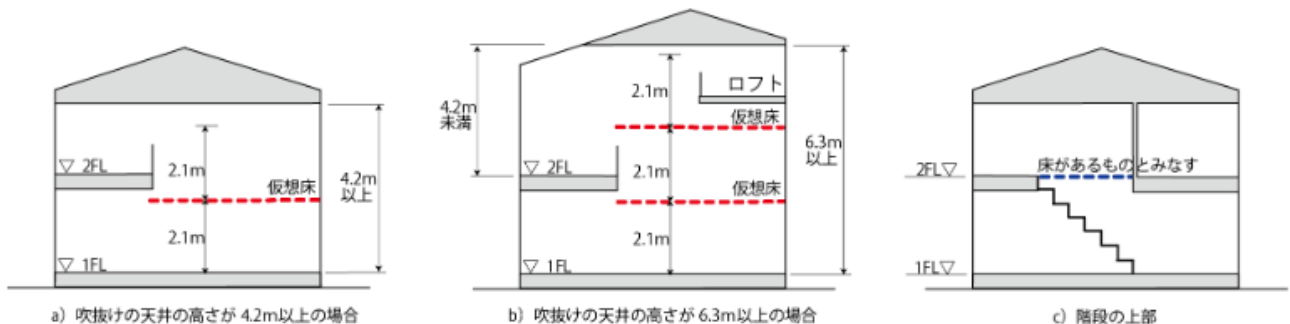


図 2-1-13 仮想床等の考え方

## 2. 非住宅部分の完了検査の内容

省エネ基準への適合は、基準省令に定める計算法により、確認を行うことが定められている。具体的に非住宅部分にあつては、基準省令第1条第1項第1号イ（以下「標準入力法」という。）又は基準省令第1条第1項第1号ロ（以下「モデル建物法等」という。）のいずれかが用いられることとなる。

表 2-2-1 非住宅部分建築物の計算法等一覧

計算法	規模等の制限	備考
標準入力法	無し	
モデル建物法	無し	
モデル建物法（小規模版）	300 m <sup>2</sup> 未満	非住宅部分の合計面積が 300 m <sup>2</sup> 未満の場合のみ使用可能

非住宅部分に係る一次エネルギー消費量計算は、いずれの計算法も建築研究所ホームページ上設けられた「非住宅建築物に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム（以下「非住宅 Web プログラム」という。）」を用いることとなるが、標準入力法はモデル建物法等と比較し、原則全ての室単位での計算対象設備機器や、外皮仕様・面積等が対象となるなど、確認・検査対象が著しく増加することとなる。

また、モデル建物法（小規模版）とは、規模制限なく適用できるモデル建物法に対して、小規模非住宅建築物での利用を前提とした、入力項目の簡易化が行われた計算法となっている。

本マニュアルは、一般的に広く用いられることが想定される、モデル建物法（小規模版）及びモデル建物法における完了検査の方法について、以下の観点で検査上のポイントや、詳細な設備機器等の性能確認に関する情報を補足し、解説を行っている。標準入力法により省エネ基準適合を行った非住宅建築物（計算対象とした場合の住宅部分共用部を含む。）の完了検査に関しても、これらの検査事項や検査方法を参照するなどして、本マニュアルを活用することも考えられる。

### 【検査対象】

非住宅部分では、各事項に関連する建材や設備機器であっても、モデル建物法等では仕様を入力せず、計算の対象とならない部分（ゆえに検査の対象にもならない）があるなど、検査対象部分／検査対象外部分を確認した上で、検査対象の判断を行うことが必要となる（表 2-2-2 及び表 2-2-3 を参照。）。

なお、増改築については増改築を行った部分（建築基準法第6条第1項に基づく増築面積が 10 m<sup>2</sup>以上の建築確認対象。）のみが検査対象となり、当該部分以外は検査対象外となる。



**【検査事項・検査方法】**

各事項について、詳細な検査事項毎に、2種類の検査方法（①施工関連図書の確認、②目視による確認）についての対応可否を記載

**【エネルギー消費性能への影響】**

各事項が省エネ性能に与える影響度合いについて、(1)大きな影響があるもの、(2)一定の影響があるもの、(3)影響が限定的であるものの3段階で記載（影響度合い (1) > (2) > (3)）。

**【参考情報（製品表示、施工関連図書の例など）】**

検査にあたって、確認を行う対象となる断熱材等の貼付ラベル、各設備機器の型番の表示や施工関連図書の具体例を記載

表 2-2-2 仕様を入力する外皮及び設備の範囲（モデル建物法（小規模版））

モデル建物の選択肢	外皮	空調	換気設備における主たる使用用途	照明設備	給湯設備における主たる使用用途	昇降機	太陽光	コージェネ
事務所	外気に接する主要な外壁・屋根・窓	全て	便所	事務所	洗面・手洗い	対象外	全て ただし売電のために設置される太陽光発電設備は除く	対象外
ビジネスホテル				客室	浴室			
シティホテル				客室	浴室			
総合病院				病室	浴室			
クリニック				診察室	洗面・手洗い			
福祉施設			便所・厨房	個室	浴室			
大規模物販			便所	売場	洗面・手洗い			
小規模物販				売場	洗面・手洗い			
学校				教室	洗面・手洗い			
幼稚園				教室	洗面・手洗い			
大学				教室	洗面・手洗い			
講堂			アリーナ	洗面・手洗い				
飲食店			便所・厨房	客席	厨房			
集会所(アスレチック場)			便所	運動場	洗面・手洗い			
集会所(体育館)				アリーナ				
集会所(公衆浴場)				浴室	浴室			
集会所(映画館)				客席	洗面・手洗い			
集会所(図書館)				図書室	洗面・手洗い			
集会所(博物館)				展示室	洗面・手洗い			
集会所(劇場)				客席	洗面・手洗い			
集会所(カラオケボックス)				ボックス	洗面・手洗い			
集会所(ボウリング場)				ホール	洗面・手洗い			
集会所(ばちんこ屋)	ホール	洗面・手洗い						
集会所(競馬場又は競輪場)	客席	洗面・手洗い						
集会所(社寺)	本殿	洗面・手洗い						
工場	対象外	倉庫、屋外駐車場又は駐輪場		対象外				

- 注 1. 空気調和設備の評価には「外皮」の入力が必要。
- 注 2. 一般に機械換気設備により排熱するところを、機械換気設備を設けずに（もしくは機械換気設備と併用して）冷房することで代替する際の冷房設備は、機械換気設備として扱う。
- 注 3. 厨房に設置された空気調和設備は、機械換気設備として扱う（給気と排気の送風機のみとして入力をする）。
- 注 4. 機械換気設備について、単相の送風機については入力を省略してもよい。
- 注 5. 給湯設備について、事務室内に設置されている湯沸し（流し台・ミニキッチン等）のための給湯設備は入力対象外とする。

表 2-2-3 仕様を入力する外皮及び設備の範囲（モデル建物法）

モデル建物の選択肢	外皮	空調	換気	照明			給湯	昇降機	太陽光	コージェネ
				事務室	ロビー	レストラン				
事務所	外気に接する部位 ただし地盤に接する外壁等は対象外	全て	機械室・便所・厨房・駐車場	事務室	—	—	洗面手洗い・浴室・厨房	全て	全て	ただし売電のために設置される太陽光発電設備は除く
ビジネスホテル				客室	ロビー	レストラン				
シティホテル				客室	ロビー	宴会場				
総合病院				病室	診察室	待合室				
クリニック				診察室	待合室	—				
福祉施設				個室	診察室	ロビー				
大規模物販				売場	—	—				
小規模物販				売場	—	—				
学校				教室	事務室・職員室	ロビー				
幼稚園				教室	事務室・職員室	ロビー				
大学				教室	事務室・研究室	ロビー				
講堂				アリーナ	ロビー	—				
飲食店				客席	—	—				
集会所(アスレチック場)				運動室	ロビー	—				
集会所(体育館)				アリーナ	ロビー	—				
集会所(公衆浴場)				浴室	ロビー	—				
集会所(映画館)				客席	ロビー	—				
集会所(図書館)				図書室	ロビー	—				
集会所(博物館)				展示室	ロビー	—				
集会所(劇場)				客席	ロビー	—				
集会所(カラオケボックス)				ボックス	—	—				
集会所(ボウリング場)				ホール	—	—				
集会所(ばちこ屋)				ホール	—	—				
集会所(競馬場又は競輪場)				客席	ロビー	—				
集会所(社寺)	本殿	ロビー	—							
工場				倉庫	屋外駐車場 又は駐輪場	—				

注1. 空気調和設備の評価には「外皮」の入力が必要。

注2. 機械換気設備の評価において、「電気室」は全て入力対象外とする。

注3. 一般に機械換気設備により排熱するところを機械換気設備を設けずに（もしくは機械換気設備と併用して）冷房することで代替する際の冷房設備は、機械換気設備として扱う。

注4. 厨房に設置された空気調和設備は、機械換気設備として扱う（給気と排気の送風機のみとして入力をする）。

注5. 機械換気設備について、単相の送風機については入力を省略してもよい。

注6. 給湯設備について、事務室内に設置されている湯沸し（流し台・ミニキッチン等）のための給湯設備は入力対象外とする。

注7. 工場モデルではコージェネレーション設備は評価できない。

注8. コージェネレーション設備について、計算結果に「無効」と表示された場合、当該設備は無いものとして計算が行われている。

次の表では、省エネ基準に係る完了検査の対象となる設計仕様等を、モデル建物法（小規模版）は表 2-2-4、モデル建物法は表 2-2-5 に記載し、併せて省エネ基準工事監理報告書の報告事項及びこれに対応した検査事項の一覧を、モデル建物法（小規模版）は表 2-2-6、モデル建物法は表 2-2-7 に記載する。さらに表 2-2-6 及び表 2-2-7 では、目視確認等が可能な範囲で行う現場検査について、エネルギー消費性能への影響度合いに応じて検査の密度に差をつけることの検討のための情報も記載を行っている。

なお、設備機器や制御機器については、動作確認等により、その省エネ性能を確認することは困難であるため、検査で動作確認等を行う必要はない（施工関連図書の確認や目視確認により、設置状況等の確認を行えばよい）。

また、モデル建物法等では、一部の設備機器等について、事前に一定の確認を行うことにより計算の対象外（ゆえに検査の対象とならない）とすることも可能となっている。例えば、空気調和設備に係る全熱交換器の有無について、当該設備の採用率が 8 割未満の検討を申請者が予め行った上で、計算上省略している場合がある。この場合の現場検査については、省エネ基準工事監理報告書等による書類審査で工事監理の状況を確認した上で検査を合理的に進めるため、建築主事等の判断において、当該設備の仕様や設置状況の検査は対象外と扱い、各検査事項において、当該設備に係る「検査事項・検査方法」の一部を省略することも可能である。

Note : 採用率と詳細な省エネ性能の計算上の省略について

▶ 採用率が8割未満とは

モデル建物法等（「モデル建物法」及び「モデル建物法（小規模版）」をいう。以下同じ。）により建築物の省エネ性能を計算する場合、計算（入力）の対象になり得る機器や制御等があっても、当該機器の風量や流量、消費電力等に基づいた採用率が8割未満になるときは、Webプログラムにおいて当該機器の設置や制御等が無いものとして省エネ計算が行われる場合がある。詳しくは、「モデル建物法入力支援ツール 解説」（入力マニュアル）に掲載されている各設備に関する入力項目の算出方法を参照のこと。

▶ 全熱交換器の有無に係る計算上の省略について

全熱交換器の有無に係る採用率について、Webプログラム計算を行う場合は、設置する全熱交換器の入力を行うと自動的に当該設備の有無に係る計算が行われる。しかし、入力マニュアルで定められた計算に基づき、別途採用率の検討を行い、設置の有無の判断を行った上で入力の省略を行うこともできることになっている。（以下の省エネ適判部会QAを参照）

（参考）省エネ適判部会QA 抜粋 モデル建物法（空調設備等の入力）計算6-7 空調

質 問	回 答
全熱交換器が設置される建築物にて全熱交換器の合計風量に対して、空調室の給排气バランスに影響する送風機の合計風量が大きいことが明白な場合は様式C-2の作成を省略することは可能か。	全熱交換器の採用率が $< 0.8$ となることが計算書等により示される場合は様式C-2の作成を省略できます。なお、全熱交換器を「無」とした方が不利側の計算になるとは限らないため、8割未満であることの検討を省略することはできません。全熱交換器の採用率の計算式は、以下のとおりとなります  <計算式 省略>

省エネ適判部会QAは、(一社)住宅性能評価・表示協会のHP ※で公開

※ URL : <http://www.hyoukakyokai.or.jp/> (一社)住宅性能評価・表示協会のHP

表 2-2-4 モデル建物法（小規模版）の入力項目の一覧

区分	モデル建物法（小規模版）の入力項目		区分	モデル建物法（小規模版）の入力項目	
基本情報	建物名称		換気 (便所、厨房)	室用途（モデル建物用途に応じた対象室）	
	省エネルギー基準地域区分（地域の区分）			床面積（室用途が厨房の場合のみ）	
	年間日射地域区分（太陽光発電を評価する場合）			換気方式	
	適用するモデル建物			詳細仕様の入力の有無	
	計算対象室用途（集会所モデル）			台数、一台当たりの送风量、電動機出力	
	計算対象床面積			高効率電動機、インバーター、送风量制御の有無	
	計算対象空調床面積				
外皮	窓	窓仕様の入力方法	照明	室用途（モデル建物用途に応じて選択）	
		建具の種類、ガラスの種類		室の床面積、高さ	
		建具の種類、ガラスの熱貫流率・日射熱取得率		詳細仕様の入力の有無	
		窓の熱貫流率・日射熱取得率		主たる照明器具の種類	
		ブラインドの有無		消費電力、台数	
		庇の有無		各種省エネ制御の有無	
	外皮	外皮の種類		給湯 (洗面・手洗い、浴室、厨房)	給湯用途（モデル建物用途に応じた対象用途）
		断熱仕様の入力方法			詳細仕様の入力の有無
		断熱材の種類（大分類）、厚さ			主たる給湯設備の種類
		断熱材の種類（大分類、小分類）、厚さ			台数、定格加熱能力、定格消費電力等
		断熱材の熱伝導率、厚さ			配管保温仕様
		外皮の部位の熱貫流率			節湯器具
空調	熱源 (冷房・暖房)	熱源機種	太陽光発電	太陽電池種類	
		台数		アレイ設置方式	
		一台当たりの定格能力		アレイのシステム容量	
		定格消費電力、定格燃料消費量の入力の有無		パネルの設置方位角、傾斜角	
		一台当たりの定格消費電力、定格燃料消費量			
	空調外気処理 (全熱交換器)	送風機名称			
		台数			
		設計給気風量、設計排気風量			
		全熱交換効率（冷房時、暖房時）			
		自動換気切替機能の有無			
	予熱時外気取り入れ停止の有無				

表 2-2-5 モデル建物法の入力項目の一覧

区分		モデル建物法の入力項目			
基本情報		建物名称			
		省エネルギー基準地域区分（地域の区分）			
		年間日射地域区分（太陽光発電を評価する場合）			
		適用するモデル建物			
		計算対象室用途（集会所モデル）			
		計算対象床面積 計算対象空調床面積			
外皮	建物形状	計算対象部分の階数			
		計算対象部分の階高の合計			
		計算対象部分の外周長さ			
		計算対象部分の非空調コア部の方位、長さ			
	開口部	建具の種類、ガラスの種類			
		建具の種類、ガラスの熱貫流率・日射熱取得率 窓の熱貫流率・日射熱取得率			
		開口部面積、個数、面する方位等			
		ブラインドの有無、日除け効果係数			
	外壁性能	部位種別（外壁、屋根、外接床）			
		部位の断熱材の種類（大分類）、厚さ			
		部位の断熱材の種類（大分類、小分類）、厚さ			
		部位の断熱材の熱伝導率、厚さ 部位の熱貫流率 各部位の面積、面する方位等			
空調	熱源 (冷房・暖房)	熱源機種			
		台数 一台当たりの定格能力 一台当たりの定格消費電力、定格燃料消費量			
		外気処理	送風機名称		
	台数 設計給気風量、設計排気風量 全熱交換効率（冷房時、暖房時） 自動換気切替機能の有無 予熱時外気取り入れ停止の有無				
	空調二次ポンプ		台数、一台当たりの設計流量 変流量制御の有無		
			空調送風機	台数、一台当たりの設計風量 変風量制御の有無	
	換気 (機械室、 便所、駐車 場、厨房)	対象室		室用途 床面積（室用途が厨房・駐車場の場合のみ）	
		換気設備	換気方式 台数、一台当たりの送風量、電動機出力 高効率電動機、インバーター、送風量制御の有無		
	照明	対象室	室用途（モデル建物用途に応じて選択） 室の床面積、高さ		
		照明設備	照明器具の種類 照明器具の消費電力、台数 照明器具の省エネ制御の有無 照明器具の初期照度補正機能の有無		
			給湯 (洗面・手 洗い、浴 室、厨房)	対象給湯用途	給湯用途（モデル建物用途に応じた対象用途）
				熱源機器等	台数 定格加熱能力、定格消費電力、定格燃料消費量 配管保温仕様 節湯器具
昇降機		速度制御方式			
太陽光発電		太陽電池種類 アレイ設置方式 アレイのシステム容量 パネルの設置方位角、傾斜角			
コージェネ	発電出力等	コージェネレーション設備の定格発電出力 コージェネレーション設備の設置台数			
		発電効率	発電効率の入力方法 発電効率（負荷率100%） 発電効率（負荷率75%） 発電効率（負荷率50%）		
	排熱効率		排熱効率の入力方法 排熱効率（負荷率100%） 排熱効率（負荷率75%） 排熱効率（負荷率50%）		
			利用先	排熱利用先	

表 2-2-6 検査事項の概要（モデル建物法（小規模版））

省エネ基準工事監理報告書		検査事項の概要	エネルギー消費性能への影響
項目	報告事項		
1外皮	①外皮、屋根の断熱仕様、設置状況	外壁、屋根の断熱材等の種類、厚さ	限定的
	②窓の仕様、設置状況（ブラインド、庇の有無を含む）	窓(ガラス・建具)の種類・施工部位、ブラインドボックス・庇の有無	一定の影響
2 空調和設備	①熱源機器の仕様、設置状況	熱源機種、能力（定格能力、定格消費電力、定格燃料消費量）、台数	影響大
	②全熱交換器の仕様、設置状況	熱源機器の能力（定格能力、定格消費電力、定格燃料消費量）	
	③全熱交換器の自動換気切替機能の設置状況	自動換気切替機能の設置状況	
	④予熱時外気取り入れ停止制御の設置状況	予熱時外気取り入れ停止制御の設置状況	
3 換気設備	①建物用途に応じた室の換気設備の仕様、設置状況	「便所」、「厨房」に設置された換気設備の換気方式、台数、送風量、電動機出力、高効率電動機、インバーターの使用の有無	限定的
	②送風量制御の設置状況	送風量制御の有無	
4 照明設備	①建物用途に応じた室の照明器具の仕様、設置状況	主用途室の照明器具の種別、消費電力、台数	影響大
	②各種制御の設置状況(在室検知制御、明るさ制御、タイムスケジュール制御、初期照度補正機能)	主用途室の在室検知制御、明るさ制御、タイムスケジュール制御、初期照度補正機能の設置状況	
5 給湯設備	①建物用途に応じた使用用途の熱源機器の種類、仕様、設置状況	「洗面・手洗い」、「浴室」、「厨房」に設置された給湯機器の熱源機種、能力(定格加熱能力、定格消費電力、定格燃料消費量)、台数	一部用途※ を除き限定的
	②給湯配管の保温の仕様、設置状況	給湯設備の主たる配管の保温仕様	
	③節湯器具の仕様、設置状況	「洗面・手洗い」における自動給湯栓、「浴室」における小流量吐水機構（節湯B1）を有する水栓の設置状況	
6 太陽光発電設備	①太陽光発電の仕様、設置状況	太陽電池の種類、アレイのシステム容量	影響大
		アレイ設置方法、パネルの設置方位角・設置傾斜角	一定の影響

※ホテル、総合病院、集会所(公衆浴場) や飲食店のような大量の給湯使用が想定される用途



表 2-2-7 検査事項の概要（モデル建物法）

省エネ基準工事監理報告書		検査事項の概要	エネルギー消費性能への影響
項目	報告事項		
1 外皮	①断熱材仕様、設置状況	断熱材の種類、厚さ、施工部位	限定的
	②窓の仕様、設置状況（ブラインドボックス、庇の設置状況を含む。）	窓(ガラス・建具)の種類・寸法・施工部位、ブラインドボックスの有無、庇の設置状況	一定の影響
2 空気調和設備	①熱源機器の仕様、設置状況	熱源機種、能力（定格能力、定格消費電力、定格燃料消費量）、台数	影響大
	②全熱交換器の仕様、設置状況	全熱交換器の台数、設計給気量・設計排気量、全熱交換効率（冷房時、暖房時）	
	③全熱交換器の自動換気切替機能の設置状況	自動換気切替機能の設置状況	
	④予熱時外気取り入れ停止制御の設置状況	予熱時外気取り入れ停止制御の設置状況	
	⑤二次ポンプの変流量制御の設置状況	二次ポンプの台数・設計流量、変流量制御の有無・設置状況	
	⑥空調機ファンの変風量制御の設置状況	空調機ファンの台数・設計風量・変風量制御の有無・設置状況	
3 換気設備	①換気設備の仕様、設置状況	「機械室」、「便所」、「厨房」、「駐車場」に設置された換気設備の換気方式、台数、送風量、電動機出力、高効率電動機、インバーターの使用の有無	限定的
	②送風量制御の設置状況	送風量制御の有無	
4 照明設備	①建物用途に応じた室の照明器具の仕様、設置状況	建物用途に応じた室の照明器具の種類、消費電力、台数	影響大
	②各種制御の設置状況(在室検知制御、明るさ制御、タイムスケジュール制御、初期照度補正機能)	主用途室の在室検知制御、明るさ制御、タイムスケジュール制御、初期照度補正機能の設置状況	
5 給湯設備	①建物用途に応じた使用用途の熱源機器の種類、仕様、設置状況	「洗面・手洗い」、「浴室」、「厨房」に設置された給湯機器の熱源機種、能力(定格加熱能力、定格消費電力、定格燃料消費量)、台数	一部用途※を除き限定的
	②給湯配管の保温の仕様、設置状況	給湯設備の主たる配管の保温仕様(管径、保温材厚さ)	
	③節湯器具の仕様、設置状況	「洗面・手洗い」における自動給湯栓、「浴室」における小流量吐水機構（節湯B1）を有する水栓の設置状況	
6 昇降機	①昇降機の仕様、設置状況	速度制御方式	限定的
7 太陽光発電設備	①太陽光発電の仕様、設置状況	太陽電池の種類、アレイのシステム容量	影響大
		アレイ設置方法、パネルの設置方位角・設置傾斜角	一定の影響
8 コージェネレーション設備	①コージェネレーション設備の仕様、設置状況	原動機の種類、定格発電出力、発電効率、排熱効率	一部用途※で一定の影響
		排熱利用先	

※ホテル、総合病院、集会所(公衆浴場)や飲食店のような大量の給湯使用が想定される用途

次頁以降で、モデル建物法（小規模版）及びモデル建物法の別に応じた、各項目の検査のポイントを記載する。

(1) モデル建物法（小規模版）の検査事項

1. 外皮 ① 外壁・屋根の仕様・設置状況 (モデル建物法（小規模版）)

【検査対象】

モデル建物法（小規模版）では、建築物の外壁及び屋根（床は対象外となる。）の断熱材の種類・厚さが入力されるため、完了検査においては、これらの部位が省エネ計画書どおりに施工されていることを確認する。外壁及び屋根以外の部分については、断熱材の施工の有無に関わらず検査の対象とはならない。

なお、各部位で複数の断熱仕様がある場合、最も面積の大きい仕様が計算対象となっているため、完了検査においても対象部位を確認の上、検査を行うこととなる。



図 2-2-1 仕様等を入力する外皮の範囲（モデル建物法(小規模版)）

【検査事項・検査方法】

外壁及び屋根の断熱材は通常隠蔽されており、点検口から目視できない場合には、目視検査が困難となる。このため検査に際しては、主に施工関連図書により施工状況を確認する。

表 2-2-8 断熱材の仕様・設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (施工計画書、写真等)	目視
断熱材の仕様、設置状況	種類（又は性能）	○	
	厚さ	○	
	設置状況	○	△

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

【エネルギー消費性能への影響】

非住宅建築物において、断熱性能の変化によるエネルギー消費性能への影響は限定的である。

【参考情報（製品表示、施工関連図書の例など）】



図 2-2-2 製品、梱包表示の例

## 1. 外皮 ② 窓の仕様・設置状況 (モデル建物法(小規模版))

## 【検査対象】

モデル建物法(小規模版)では、建築物に設置された窓(ガラス・建具)の種類や、ブラインド、庇の有無が入力されるため、完了検査においては、これらが省エネ計画書どおりに施工されていることを確認する。

なお、複数の窓仕様がある場合、最も窓面積の合計が大きい窓が計算対象となるため、完了検査においても対象窓を確認し、検査を行うこととなる。

## 【検査事項・検査方法】

省エネ計画書に記載されたとおりの窓(ガラス・建具)や、ブラインド、庇が設置されていることを、目視又は施工関連図書により確認する。開口部の熱性能の求め方には複数の方法が存在し、それぞれの方法に応じて検査項目が異なることとなる。(詳細は住宅の検査方法を参照。)

ブラインドの設置状況については、ブラインド自体の設置がなくとも、ブラインドボックス・カーテンレール等の設置の有無を確認することで良い。また、庇の設置を見込まずに計算している場合は、庇の設置の有無を含め検査をする必要はない。

表 2-2-9 窓の仕様・設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (納入伝票、施工計画書 等)	目視
窓の仕様、設置状況(ブラインドボックス、庇の設置状況を含む。)	ガラスの種類(又は性能)	○	△ (ガラスラベル)
	建具・ドアの種類(材質)	○	△
	ブラインドボックスや庇の設置状況	△	○

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

## 【エネルギー消費性能への影響】

非住宅部分の場合、特に日射遮蔽に係る措置の有無が、エネルギー消費性能に一定の影響を及ぼす。

【参考情報（製品表示、施工関連図書の例など）】

このラベルを室内側に  
矢印が上になるように  
施工下さい。

マーク：A<sup>1</sup>7マ<sup>1</sup>FEA  
重量：3kg

建材トップランナー制度  
目標基準値達成ガラス

Ug=1.9  
ηg=0.67

品番： ■■■■■■ 注文NO： ■■■■■■

寸法： H= 350 W= 500 取扱店： ■■■■■■

数量： 1 - 1 ガラス建築確認番号： 2LgA12 納入先： ■■■■■■

品略： A12NP3LE2P3-D 納入場所： ■■■■■■ 標  
(NFL3LE2+A12+FL3 ★)

出荷日 納期 工事名：  
09/18 → 09/19  
(生産日： 09/18)

ガラスの熱性能（性能値が記載されている場合は性能値を優先）

2	Lg	A	1   2
ガラス層数	↓	中空層種類	中空層幅[mm]
3	↓	A：空気	
2	↓	G：断熱ガス	
Low-E枚数と日射区分			
		日射取得型	日射遮蔽型
Low-E 2枚	Wg	Ws	
1枚	Lg	Ls	
なし	F	F	

図 2-2-3 ガラス貼付ラベルの例

## 2. 空気調和設備 ① 熱源機器の仕様・設置状況等 (モデル建物法(小規模版))

### 【検査対象】

モデル建物法(小規模版)では、以下を除く、建築物に設置されるすべての空気調和設備の熱源機器の種別を確認するとともに、性能値を用いた計算を行っている場合、当該性能値の確認を行うこととなる。

- ・ 電気室などのように、一般に機械換気設備により排熱するところを、機械換気設備を設けずに(もしくは機械換気設備と併用して)冷房することで代替する際の冷房設備。
- ・ 厨房に設置された空気調和設備。ただし、当該空気調和設備が同時に給排気も行う場合、当該機器の給気と排気の送風機動力(空気循環用送風機も含む。)については、建築物の用途に応じて機械換気設備として入力対象となる。

また、空気調和設備機器の性能確認と併せ、空調対象面積の確認を行う。

### 【検査事項・検査方法】

省エネ計画書に記載されたとおりの熱源機器が設置されていることを、目視又は施工関連図書により確認する。性能値の確認を行う場合、熱源機器に設置される銘板等の表示は、必ずしも定格値ではない事もあるため、目視による確認では主に型番の確認を行うこととなる。

なお、検査に際しては、設備機器が稼動するかどうかまでの確認を行う必要はない。

表 2-2-10 熱源機器の仕様・設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (納入仕様書等)	目視
熱源機器の仕様、 設置状況	熱源機種	○	△
	仕様(定格能力、定格消費 電力、定格燃料消費量)	○	△
	空調対象面積	○	△

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

### 【エネルギー消費性能への影響】

熱源機器の能力(定格能力、定格消費電力)は、エネルギー消費性能に大きな影響を及ぼす。



## 2. 空気調和設備 ② 全熱交換器の仕様・設置状況 (モデル建物法(小規模版))

## 【検査対象】

モデル建物法(小規模版)では、空調対象室に給気又は排気を行う全ての全熱交換器が検査の対象となる。

## 【検査事項・検査方法】

省エネ計画書に記載されたとおりの全熱交換器が設置されていることを、主に施工関連図書により確認する。完了検査時点では、仕上げ材により隠蔽されており、点検口から目視できない場合には、目視による確認は困難となる。

表 2-2-11 全熱交換器の仕様・設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (納入仕様書等)	目視
全熱交換器の仕様、設置状況	設置の有無	○	△
	平均全熱交換効率(冷房時・暖房時)	○	

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

## 【エネルギー消費性能への影響】

全熱交換器の有無及びその能力(全熱交換効率)は、エネルギー消費性能に大きな影響を及ぼす。

## 【参考情報(製品表示、施工関連図書の例など)】

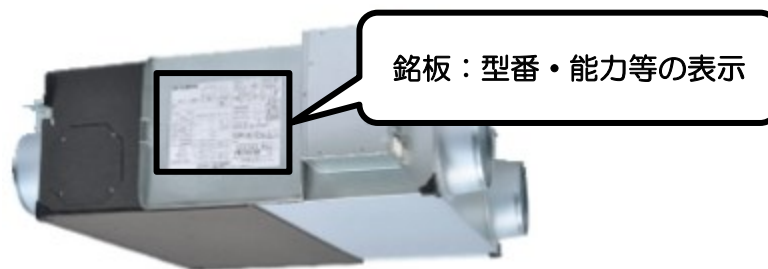


図 2-2-5 全熱交換器の例



## 2. 空気調和設備 ③ 全熱交換器の自動換気切替機能の設置状況（モデル建物法(小規模版)）

## 【検査対象】

モデル建物法（小規模版）では、全ての空調対象室に設置される全熱交換器について、自動換気切替機能（熱交換換気と普通換気とを、外気や室内の温度・湿度から判断し自動で切替える機能をいう。切替は、全熱交換エレメントをバイパスする又はエレメントの回転停止（回転数を制御する場合を含む）をすることにより行う。）の有無が検査の対象となる。

## 【検査事項・検査方法】

全熱交換器の自動換気切替機能が省エネ計画書に記載されたとおり設置されているかどうかを、主に施工関連図書により確認する。当該機能の動作確認については、完了検査時点で実施することは困難であるため、当該機能が設置されていることの確認を行う。

表 2-2-12 全熱交換器の自動換気切替機能の設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (自動制御計装図、動作説 明図、自主検査記録書等)	目視
全熱交換器の自 動換気切替機能 の設置状況	自動換気切替機能の有無	○	

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

## 【エネルギー消費性能への影響】

自動換気切替機能の有無は、エネルギー消費性能に大きな影響を及ぼす。

## 2. 空気調和設備 ④ 予熱時外気取り入れ停止機能の設置状況 (モデル建物法(小規模版))

## 【検査対象】

モデル建物法（小規模版）では、全ての空調対象室に設置される給排気バランスに影響を与える給排気送風機について、予熱時外気取り入れ停止機能（空調立ち上がり時に外気導入を停止して外気負荷削減を行う制御。一般的に「ウォーミングアップ制御」とも呼ばれている。）の有無が検査の対象となる。ただし、300 m<sup>2</sup>未満を対象とするモデル建物法（小規模版）では、本機能を有する空気調和設備を設置することは稀と考えられる。

## 【検査事項・検査方法】

予熱時外気取り入れ停止機能が省エネ計画書に記載されたとおり設置されているかどうかを、主に施工関連図書により確認する。当該機能の動作確認については、完了検査時点で実施することは困難であるため、当該機能が設置されていることの確認を行う。

表 2-2-13 予熱時外気取り入れ停止機能の設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (自動制御計装図、動作説 明図、自主検査記録書等)	目視
予熱時外気取り 入れ停止機能の 設置状況	予熱時外気取り入れ停止 機能の有無	○	

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

## 【エネルギー消費性能への影響】

予熱時外気取り入れ停止機能の有無は、エネルギー消費性能に大きな影響を及ぼす。

### 3. 換気設備 ① 機械換気設備の仕様、設置状況 (モデル建物法(小規模版))

#### 【検査対象】

モデル建物法(小規模版)では、選択したモデル建物用途に応じ、表 2-2-2 に記載する室の用途が「便所」や「厨房」に設置される、すべての機械換気設備が検査の対象となる。これらの室に設置される換気設備の有無を確認するとともに、性能値を用いた計算を行っている場合、当該性能値の確認を行うこととなる。

なお、単相の換気設備は一次エネ計算の対象外とすることが可能であり、その場合は単相であることの確認を行う。

#### 【検査事項・検査方法】

省エネ計画書に記載された機械換気設備が使用されていることについて、主に施工関連図書により確認する。小規模建築物では壁付けの換気設備を使用するケースもあるが、天井内に隠蔽された換気設備は点検口から目視できない場合には、完了検査時点での検査は困難となる。

表 2-2-14 機械換気設備の仕様、設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (納入仕様書等)	目視
機械換気設備の 仕様、設置状況	室用途		○
	換気設備の有無、方式	○	△
	インバーター等の有無	○	
	送風量、電動機出力	○	

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

#### 【エネルギー消費性能への影響】

機械換気設備の仕様等は、エネルギー消費性能に及ぼす影響は限定的である。

### 3. 換気設備 ② 送風量制御の設置状況 (モデル建物法(小規模版))

#### 【検査対象】

モデル建物法(小規模版)では、計算対象とする全ての機械換気設備について、送風量制御(「CO濃度やCO<sub>2</sub>濃度による送風機制御」又は「室内温度による送風機制御」)の有無を検査している。ただし、300 m<sup>2</sup>未満を対象とするモデル建物法(小規模版)では、本制御を有する換気設備を設置することは稀と考えられる。

#### 【検査事項・検査方法】

機械換気設備の送風量制御が、省エネ計画書に記載されたとおり設置されているかどうかを、主に施工関連図書により確認する。各種制御の動作確認については、完了検査時点で実施することは困難であるため、当該制御が設置されていることの確認を行う。

表 2-2-15 送風量制御の設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (自動制御計装図や動作説 明図、自主検査記録書等)	目視
送風量制御の設 置状況	送風量制御の有無	○	

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

#### 【エネルギー消費性能への影響】

送風量制御の有無は、機械換気設備の仕様等と同様に、一般的にエネルギー消費性能に及ぼす影響は限定的である。

#### 4. 照明設備 照明器具の仕様、設置状況等 (モデル建物法(小規模版))

##### 【検査対象】

モデル建物法(小規模版)では、選択したモデル建物に応じ、表 2-2-2 に記載する主用途室に設置されるすべての照明器具の種類を確認するとともに在室検知制御等の有無の確認を行うこととなる。

##### 【検査事項・検査方法】

省エネ計画書に記載されたとおりの照明器具が設置されていることを、施工関連図書により確認する。また、性能値を用いている場合の照明器具の消費電力や照明対象面積は、目視による確認も可能であるが、各種制御等の有無を目視確認することは困難であるため、施工関連図書による確認が合理的である。

表 2-2-16 照明器具の仕様、設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (納入仕様書等)	目視
照明器具の仕様、 設置状況	室用途		○
	照明対象面積、室高さ	○	△
	照明器具の種別(照明器具 名称・ランプ名称)	○	△
	消費電力	○	△
	在室検知制御の有無	○	△
	明るさ検知制御の有無	○	△
	タイムスケジュール制御 の有無	○	
	初期照度補正機能の有無	○	

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

##### 【エネルギー消費性能への影響】

照明器具の仕様等は、エネルギー消費性能に大きな影響を及ぼす。

##### 【その他の留意点】

小規模非住宅建築物では、入居の決まった事業者等(テナント)が、自ら手配し照明設備を設置するケースも想定されるため、確認済証の交付に際しては、完了検査時点における照明設備の設置状況について注意するよう申請者に伝えるなど、配慮することが望ましい。

【参考情報（製品表示、施工関連図書の例など）】



図 2-2-6 明るさ検知制御のセンサーの例

## 5. 給湯設備 ① 熱源機器の仕様、設置状況等 (モデル建物法(小規模版))

### 【検査対象】

モデル建物法(小規模版)では、選択したモデル建物に応じ、表2-2-2に記載する給湯設備の使用用途が「洗面・手洗い」、「浴室」又は「厨房」となる給湯設備を検査の対象としている。

ただし、洗面・手洗いの用途であっても、温水暖房便座やオストメイトに設けられるような給湯設備は、検査対象外とされているため注意が必要である。

### 【検査事項・検査方法】

省エネ計画書に記載されたとおりの給湯熱源機器が設置されていることを、目視又は施工関連図書により確認する。給湯用途については、概ね目視により容易に確認を行うことができる。一方で、給湯熱源機器の各能力については、機器の銘板で容易に確認できる場合を除き、目視による確認は困難である。

表 2-2-17 給湯熱源機器の仕様、設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (納入仕様書等)	目視
給湯熱源機器の 仕様、設置状況	給湯用途	△	○
	給湯熱源機の種類	○	△
	定格加熱能力、定格消費電力 (定格燃料消費量)	○	△
	配管保温仕様	○	
	節湯器具	○	△

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

### 【エネルギー消費性能への影響】

給湯熱源機器の仕様等は、集会所(公衆浴場)や飲食店等の大量の給湯使用が想定される用途を除き、エネルギー消費性能に及ぼす影響は限定的である。

### 【その他の留意点】

小規模非住宅建築物では、入居の決まった事業者等(テナント)が、自ら手配し給湯設備等を設置するケースも想定されるため、確認済証の交付に際しては、完了検査時点における給湯設備等の設置状況について注意するよう申請者に伝えるなど、配慮することが望ましい。

## 5. 給湯設備 ② 給湯配管の保温の仕様、設置状況 (モデル建物法 (小規模版))

## 【検査対象】

モデル建物法 (小規模版) では、給湯設備の「主たる配管 (バルブ・フランジを含む)」の配管保温仕様が検査の対象となる。配管保温仕様は、管径に応じた保温材の厚さ (表 2-2-19 参照。) が定められている\*ため、検査においては、これらの項目を確認する。

※自動水栓一体型電気温水器 (元止め式) に付属する専用樹脂配管 (数 10cm 程度のものに限る) については、保温材が無い場合でも一定の保温仕様 (保温仕様 D) とみなす

## 【検査事項・検査方法】

省エネ計画書に記載されたとおりの給湯配管の保温仕様となっていることを、施工関連図書により確認する。保温仕様を目視により確認することは、保温材の外装や施工場所が隠蔽されることにより、点検口から目視できない限り困難であると考えられる。なお、保温仕様は共通仕様等に基づいて断熱材厚さ等が施工されていることもあるため、省エネ基準工事監理報告書等による工事監理の状況の確認を行うとともに、当該共通仕様等で確認することも考えられる。

表 2-2-18 給湯配管の保温の仕様、設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (施工計画書等)	目視
給湯配管の保温 の仕様、設置状況	主たる配管の保温仕様 (管 径、保温材厚さ)	○	

凡例 ○ : 対応可能、△ : 場合によっては可能、空欄 : 対応困難

## 【エネルギー消費性能への影響】

給湯配管の保温仕様は、給湯設備に係る熱源機器の仕様と同様に、一部の用途を除きエネルギー消費性能に及ぼす影響は限定的である。



【参考情報（製品表示、施工関連図書の例など）】

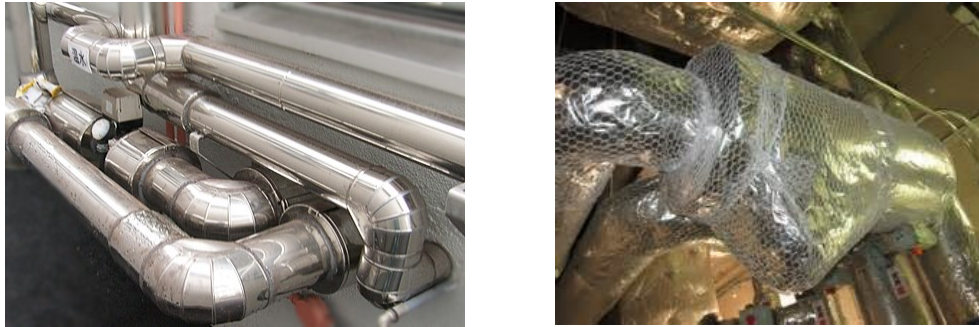


図 2-2-7 配管保温材の施工

表 2-2-19 配管保温材仕様の選択肢（建研技術情報）

保温仕様	定義
裸管	下記以外
保温仕様 A	<ul style="list-style-type: none"> <li>呼び径が 32 未満の配管にあつては、保温材の厚さが 30 mm以上</li> <li>呼び径が 32 以上の配管にあつては、保温材の厚さが 40 mm以上</li> </ul> 保温材は JISA 9504 のロックウールもしくはグラスウールの保温筒とする。<国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和 4 年版の冷温水管の保温材の厚さに従ったもの>
保温仕様 B	<ul style="list-style-type: none"> <li>呼び径が 32 未満の配管にあつては、保温材の厚さが 20 mm以上</li> <li>呼び径が 32 以上 65 未満の配管にあつては、保温材の厚さが 30 mm以上</li> <li>呼び径が 65 以上の配管にあつては、保温材の厚さが 40 mm以上</li> </ul> 保温材は JISA 9504 のロックウールもしくはグラスウールの保温筒とする。<国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和 4 年版の蒸気管の保温材の厚さに従ったもの>
保温仕様 C	<ul style="list-style-type: none"> <li>呼び径が 100 未満の配管にあつては、保温材の厚さが 20 mm以上</li> <li>呼び径が 100 以上の配管にあつては、保温材の厚さが 25 mm以上</li> </ul> 保温材は JISA 9504 のロックウールもしくはグラスウールの保温筒とする。<国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和 4 年版の給湯管の保温材の厚さに従ったもの>
保温仕様 D	<ul style="list-style-type: none"> <li>保温材の厚さは保温仕様 C と同様とする。保温材は JISA 9504 のロックウールもしくはグラスウールとする。&lt;国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和 4 年版の給湯管の保温材の厚さに従ったもの&gt;</li> </ul>

## 5. 給湯設備 ③ 節湯器具の仕様、設置状況 (モデル建物法 (小規模版))

## 【検査対象】

モデル建物法 (小規模版) では、給湯用途が「洗面・手洗い」の場合には「自動給湯栓」、給湯用途が「浴室」の場合には「節湯B1 (小流量吐水機構)」の節湯器具が検査の対象となる。これらに該当しない節湯器具が設置されていた場合、省エネ計算上は対象とされないため、検査の対象にはならない。

## 【検査事項・検査方法】

省エネ計画書に記載されたとおりの節湯器具が設置されていることを、施工関連図書により確認する。目視による確認は困難と考えられる。

表 2-2-20 節湯器具の仕様、設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (納入仕様書等)	目視
節湯器具の仕様、 設置状況	節湯器具仕様 (自動給湯 栓)	○	○
	節湯器具仕様 (節湯B1)	○	

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

## 【エネルギー消費性能への影響】

節湯器具の仕様は、給湯設備に係る熱源機器の仕様と同様に、一部の用途を除きエネルギー消費性能に及ぼす影響は限定的である。

表 2-2-21 節湯器具

節湯器具	定義
自動給湯栓 (洗面・手洗い)	洗面に使用され、使用と共に自動で給水する給湯栓。電氣的に開閉し、手を遠ざけると自動で止水するもの。 なお、公衆浴場等で使用される自閉式水栓 (一定時間量を吐出した後に自動で止水する水栓) については、「自動給湯栓」とはみなさない。
節湯B1 (浴室)	浴室シャワー水栓において、「小流量吐水機構を有する水栓の適合条件」を満たす湯水混合水栓
無	上記の水栓以外すべて

## 6. 太陽光発電設備 ① 太陽光発電の仕様、設置状況 (モデル建物法(小規模版))

## 【検査対象】

モデル建物法(小規模版)では、一次エネ計算の対象とした太陽光発電設備が検査の対象となる。ただし、計算対象としなかった場合や、売電を行う太陽光発電設備は一次エネ計算の対象とすることはできないため、これらを確認し検査を行う。

## 【検査事項・検査方法】

省エネ計画書に記載されたとおりの太陽光発電の仕様(太陽電池の種類、アレイのシステム容量)となっていることを、施工関連図書により確認する。仕様については、目視による確認は困難と考えられるが、設置状況については目視により一定の確認は可能と考えられる。

表 2-2-22 太陽光発電の仕様、設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (納入仕様書、施工計画書 等)	目視
太陽光発電の仕様	太陽電池の種類	○	
	アレイのシステム容量	○	
太陽光発電の設置状況	アレイ設置方式	○	○
	パネル設置方位角	○	△
	パネル設置傾斜角	○	△

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

## 【エネルギー消費性能への影響】

太陽光発電設備の仕様は、エネルギー消費性能に大きな影響を及ぼす。

太陽光発電設備の設置状況は、エネルギー消費性能に一定の影響を及ぼす。

## 【参考情報(製品表示、施工関連図書の例など)】

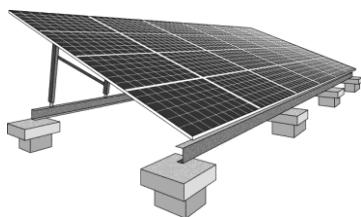
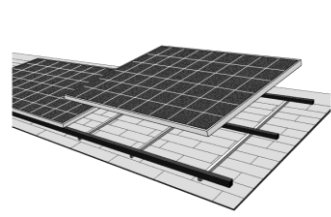


図 2-2-8 アレイ設置方式(架台設置形のイメージ)



(屋根置き形のイメージ)

(2) モデル建物法の検査事項

1. 外皮 ① 断熱材の仕様・設置状況 (モデル建物法)

【検査対象】

モデル建物法では、空調設備等のエネルギー消費性能に影響を及ぼすため、外皮<sup>※</sup>の断熱性能を入力する。開口部以外の外壁等の部分については、断熱材の種類・厚さが入力されるため、完了検査においては、これらが省エネ計画書どおりに施工されていることを確認する。

※ 外皮とは、建築物の外周部分の構造体、すなわち建築物の外壁、屋根、天井、外気に接する床（ピロティ等）、窓等を指す（図 2-2-9）

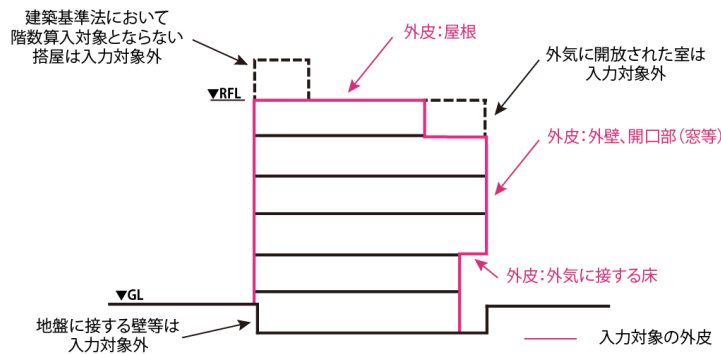


図 2-2-9 仕様等を入力する外皮の範囲（モデル建物法）

【検査事項・検査方法】

外壁等の断熱材は通常隠蔽されており、点検口から目視できない場合には、目視検査が困難となる。このため検査に際しては、代表となる部位等における主要な断熱材について、主に施工関連図書により施工状況を確認する。

表 2-2-23 断熱材の仕様・設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (施工計画書、写真等)	目視
断熱材の仕様、設置状況	種類 (又は性能)	○	
	厚さ	○	
	設置状況	○	△

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

【エネルギー消費性能への影響】

非住宅建築物において、断熱性能の変化によるエネルギー消費性能への影響は限定的である。

【参考情報（製品表示、施工関連図書の例など）】



図 2-2-10 製品、梱包表示の例

## 1. 外皮 ② 窓の仕様・設置状況

(モデル建物法)

## 【検査対象】

モデル建物法では、外皮のうち開口部については、窓等（ガラス・建具）の種類・寸法、ブラインドの有無や庇等の日除け部材の効果が入力されるため、完了検査においては、これらが省エネ計画書どおりに施工されていることを確認する。

## 【検査事項・検査方法】

省エネ計画書に記載されたとおりの窓等（ガラス・建具）やブラインド・庇が設置されていることを、目視又は施工関連図書により確認する。開口部の熱性能の求め方には複数の方法が存在し、それぞれの方法に応じて検査項目が異なることとなる。（詳細は住宅の検査方法を参照。）

ブラインドの設置状況については、ブラインド自体の設置がなくとも、ブラインドボックス・カーテンレール等の設置の有無を確認することで良い。また、庇等の日除けの仕様を特定しないで計算している場合は、庇等の設置状況の検査をする必要はない。

表 2-2-24 窓の仕様・設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (納入伝票、施工計画書 等)	目視
窓の仕様、設置状況 (ブラインドボックス、庇の設置 状況を含む。)	ガラスの種類 (又は性能)	○	△ (ガラスラベル)
	建具・ドアの種類 (材質)	△	○
	窓・ドアの寸法	△	○
	ブラインドボックスや庇 の設置状況	△	○

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

## 【エネルギー消費性能への影響】

非住宅部分の場合、特に日射遮蔽に係る措置の有無が、エネルギー消費性能に一定の影響を及ぼす。

【参考情報（製品表示、施工関連図書の例など）】

上

このラベルを室内側に  
矢印が上になるように  
施工下さい。

建材トップランナー制度  
目標基準値達成ガラス

Ug=1.9  
ηg=0.67

品番: ■■■■■■ 注文NO: ■■■■■■

品略: **A12NP3LE2P3-D**  
(NFL3LE2+A12+FL3 ★)

出荷日 納期  
09/18 → 09/19  
(生産日: 09/18)

○○○(株)

2	Lg	A	1   2
ガラス層数	↓	中空層種類	中空層幅[mm]
3	↓	A: 空気	
2	↓	G: 断熱ガス	
Low-E枚数と日射区分			
日射取得型		日射遮蔽型	
Low-E 2枚	<b>Wg</b>	<b>Ws</b>	
1枚	<b>Lg</b>	<b>Ls</b>	
なし	<b>F</b>	<b>F</b>	

図 2-2-11 ガラス貼付ラベルの例

## 2. 空気調和設備 ① 熱源機器の仕様・設置状況 (モデル建物法)

## 【検査対象】

モデル建物法では、空調対象室に設置されるすべての空気調和設備の熱源機器について、性能値が入力される。ただし、厨房に設置された空気調和設備や機械室等のように、機械換気設備により排熱するところを冷房することで代替する冷房設備は、検査の対象とならないため、空気調和設備としては検査の対象とはならない（機械換気設備として検査の対象となり得る）。

## 【検査事項・検査方法】

省エネ計画書に記載されたとおりの熱源機器が設置されていることを、目視又は施工関連図書により確認する。熱源機器に設置される銘板等の表示は、必ずしも定格値ではない事もあるため、目視による確認では主に型番の確認を行うこととなる。

なお、中央方式の熱源機器等は、完了検査時には試運転調整等が未完了の場合も多いことから、省エネ基準への適合確認は機器の銘板等の目視で確認できればよく、設備機器が稼動するかどうかまでの確認をする必要はない。

表 2-2-25 熱源機器の仕様・設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (納入仕様書等)	目視
熱源機器の仕様、 設置状況	熱源機種	○	△
	能力（定格能力、定格消費 電力、定格燃料消費量）	○	△
	台数	○	△

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

## 【エネルギー消費性能への影響】

熱源機器の能力（定格能力、定格消費電力）は、エネルギー消費性能に大きな影響を及ぼす。



【参考情報（製品表示、施工関連図書の例など）】

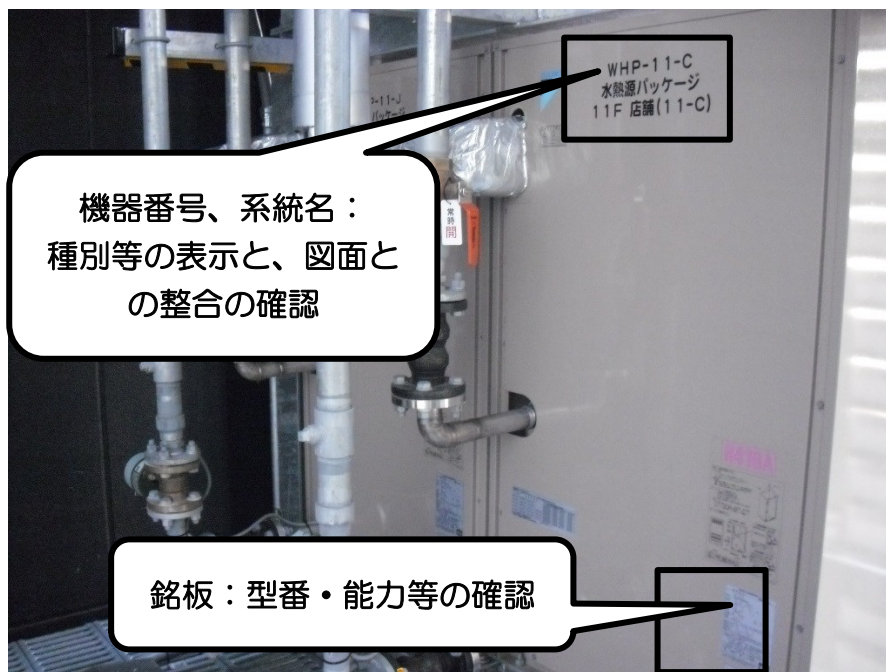


図 2-2-12 熱源機の型番表示の例（パッケージエアコンディショナ（水冷式））



図 2-2-13 熱源機の型番表示の例（パッケージエアコンディショナ（空冷式））

## 2. 空気調和設備 ② 全熱交換器の仕様・設置状況 (モデル建物法)

## 【検査対象】

モデル建物法では、空調対象室に給気又は排気を行う全ての全熱交換器が検査の対象（採用率を確認の上、計算対象としていない場合を除く。）となる。

## 【検査事項・検査方法】

省エネ計画書に記載されたとおりの全熱交換器等が設置されていることを、主に施工関連図書により確認する。完了検査時点では、仕上げ材により隠蔽されており、点検口から目視できない場合には、目視による確認は困難となる。ただし、床置型の全熱交換器は、機械室等で目視による確認が可能な場合がある。

表 2-2-26 全熱交換器の仕様・設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (納入仕様書等)	目視
全熱交換器の仕様、設置状況	全熱交換効率(冷房時・暖房時)	○	△ (床置型)
	設計給気量・設計排気量	○	
	台数	○	△ (床置型)

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

## 【エネルギー消費性能への影響】

全熱交換器の有無及びその能力（全熱交換効率）は、エネルギー消費性能に大きな影響を及ぼす。

## 【参考情報（製品表示、施工関連図書の例など）】



図 2-2-14 全熱交換器の例

## 2. 空気調和設備 ③ 全熱交換器の自動換気切替機能の設置状況 (モデル建物法)

### 【検査対象】

モデル建物法では、全ての空調対象室に設置される全熱交換器について、自動換気切替機能（熱交換換気と普通換気とを、外気や室内の温度・湿度から判断し自動で切替える機能をいう。切替は、全熱交換エレメントをバイパスする又はエレメントの回転停止（回転数を制御する場合を含む）をすることにより行う。）の有無が検査の対象となる。

### 【検査事項・検査方法】

全熱交換器の自動換気切替機能が省エネ計画書に記載されたとおり設置されているかどうかを、主に施工関連図書により確認する。当該機能の動作確認については、完了検査時点で実施することは困難であるため、当該機能が設置されていることの確認を行う。

表 2-2-27 全熱交換器の自動換気切替機能の設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (自動制御計装図、動作説 明図、自主検査記録書等)	目視
全熱交換器の自 動換気切替機能 の設置状況	自動換気切替機能の有無	○	

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

### 【エネルギー消費性能への影響】

自動換気切替機能の有無は、エネルギー消費性能に大きな影響を及ぼす。

## 2. 空気調和設備 ④ 予熱時外気取り入れ停止機能の設置状況 (モデル建物法)

## 【検査対象】

モデル建物法では、全ての空調対象室に設置される給排気バランスに影響を与える給排気送風機について、予熱時外気取り入れ停止機能（空調立ち上がり時に外気導入を停止して外気負荷削減を行う制御。一般的に「ウォーミングアップ制御」とも呼ばれている。）の有無が検査の対象となる。

## 【検査事項・検査方法】

予熱時外気取り入れ停止機能が省エネ計画書に記載されたとおり設置されているかどうかを、主に施工関連図書により確認する。当該機能の動作確認については、完了検査時点で実施することは困難であるため、当該機能が設置されていることの確認を行う。

表 2-2-28 予熱時外気取り入れ停止機能の設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (自動制御計装図、動作説明図、自主検査記録書等)	目視
予熱時外気取り入れ停止機能の設置状況	予熱時外気取り入れ停止機能の有無	○	

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

## 【エネルギー消費性能への影響】

予熱時外気取り入れ停止機能の有無は、エネルギー消費性能に大きな影響を及ぼす。

## 2. 空気調和設備 ⑤ 二次ポンプの変流量制御の設置状況 (モデル建物法)

## 【検査対象】

モデル建物法では、中央熱源方式の場合に限り、計算対象部分の空調二次ポンプの変流量制御（インバーター等による回転数の自動制御）の有無が検査の対象となる。当該制御の計算にあたっては、空調二次ポンプの台数及び設計流量を入力することが必要となるため、検査にあたっては、これらの事項も合わせて確認する。

## 【検査事項・検査方法】

省エネ計画書に記載された空調二次ポンプが使用されていること及び当該ポンプの変流量制御の設置状況について、主に施工関連図書により確認する。変流量制御の有無を目視により確認することは困難と考えられる。なお、当該制御の動作確認については、完了検査時点で実施することは困難であるため、当該制御が設置されていることの確認を行う。

表 2-2-29 空調二次ポンプの変流量制御の設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (自動制御計装図、動作説明図、 自主検査記録書等)	目視
空調二次ポンプ の変流量制御の 設置状況	変流量制御の有無	○	
	空調二次ポンプの台数	○	○
	空調二次ポンプの設計流量	○	△

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

## 【エネルギー消費性能への影響】

空調二次ポンプの仕様等は、エネルギー消費性能に大きな影響を及ぼすこととなる。

## 【参考情報（製品表示、施工関連図書の例など）】

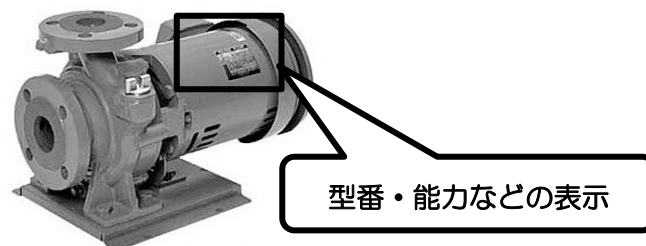


図 2-2-15 空調二次ポンプの例

## 2. 空気調和設備 ⑥ 空調機ファンの変風量制御の設置状況 (モデル建物法)

## 【検査対象】

モデル建物法では、計算対象部分の空調送風機（空調機ファン）の変風量制御（インバーター等による回転数の自動制御）の有無が検査の対象となる。当該制御の計算にあたっては、空調機及び外調機の台数と設計風量を入力することが必要となるため、検査にあたっては、これらの事項も合わせて確認する。

## 【検査事項・検査方法】

省エネ計画書に記載された空調機ファンが使用されていること及び当該ファンの変風量制御の設置状況について、主に施工関連図書により確認する。変風量制御の有無を目視により確認することは困難と考えられる。なお、当該制御の動作確認については、完了検査時点で実施することは困難であるため、当該制御が設置されていることの確認を行う。

表 2-2-30 空調機ファンの変風量制御の設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (自動制御計装図、動作説 明図、自主検査記録書等)	目視
空調機ファンの 変風量制御の設 置状況	変風量制御の有無	○	
	空調機ファンの台数	○	△ (床置型)
	空調機ファンの設計風量	○	△ (床置型)

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

## 【エネルギー消費性能への影響】

空調機ファンの仕様等は、エネルギー消費性能に大きな影響を及ぼす。

## 【参考情報（製品表示、施工関連図書の例など）】



図 2-2-16 空調機ファンの例

## 3. 換気設備 ① 機械換気設備の仕様、設置状況

(モデル建物法)

## 【検査対象】

モデル建物法では、室用途が、「機械室」、「便所」、「厨房」及び「駐車場」である室に設置される機械換気設備のみが検査の対象となる。機械換気設備として検査を行うのは、「主として排熱、除湿、脱臭を目的とした送風機」に限定されるが、例外として、下記のルールが定められている。

- ・空調対象室に設置された外気導入のための送風機は、空気調和設備として扱う。
- ・厨房に設置された空気調和設備については、給気と排気の送風機動力のみを対象とする（外気の給気や排気に直接かかわらない送風機は計算の対象としない。）。
- ・機械室等の機械換気設備を代替する冷房設備については、機械換気設備として、給気と排気の送風機動力のみを検査する。なお、モデル建物法では「電気室」に設置された冷房設備及び機械換気設備は計算の対象としない。
- ・単相の送風機について、一次エネ計算で省略している場合は、単相であることを確認する。上記を踏まえ、検査対象についても計算対象となる範囲で確認を行えばよい。

## 【検査事項・検査方法】

省エネ計画書に記載された機械換気設備が使用されていることについて、主に施工関連図書により確認する。一般的に機械換気設備の機器は天井内に隠蔽されることが多く、点検口から目視できない限り、完了検査時点で検査を行うことは困難である。

表 2-2-31 機械換気設備の仕様、設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (納入仕様書等)	目視
機械換気設備の 仕様、設置状況	換気方式	○	△
	台数	○	△ (床置型)
	送風量	○	△ (床置型)
	電動機出力	○	△ (床置型)
	高効率電動機かどうか	○	
	インバーター制御等の有無	○	
	設置する室用途	○	△

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

## 【エネルギー消費性能への影響】

機械換気設備の仕様等は、対象となる室用途が建築物の大部分を占めるような場合を除き、一般的にエネルギー消費性能に及ぼす影響は限定的である。

### 3. 換気設備 ② 送風量制御の設置状況 (モデル建物法)

#### 【検査対象】

モデル建物法では、計算対象とする全ての機械換気設備について、送風量制御(「CO濃度やCO2濃度による送風機制御」又は「室内温度による送風機制御」)の有無を検査している。

#### 【検査事項・検査方法】

機械換気設備の送風量制御が、省エネ計画書に記載されたとおり設置されているかどうかを、主に施工関連図書により確認する。各種制御の動作確認については、完了検査時点で実施することは困難であるため、当該制御が設置されていることの確認を行う。

表 2-2-32 送風量制御の設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (自動制御計装図や動作説 明図、自主検査記録書等)	目視
送風量制御の設 置状況	送風量制御の有無	○	

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

#### 【エネルギー消費性能への影響】

送風量制御の有無は、機械換気設備の仕様等と同様に、一般的にエネルギー消費性能に及ぼす影響は限定的である。



## 4. 照明設備 ① 照明器具の仕様、設置状況

(モデル建物法)

## 【検査対象】

モデル建物法では全ての室の照明設備が検査の対象となるわけではなく、事務所モデルであれば「事務室」、ビジネスホテルモデルであれば「客室、ロビー、レストラン」など、選択したモデル建物に応じて対象室用途が限定されている（表 2-2-3 参照）。このため、検査対象についても対象となる範囲で確認を行えばよい。なお、対象室用途で計算されているタスク照明は、検査の対象になるため留意すること。

## 【検査事項・検査方法】

省エネ計画書に記載されたとおりの照明器具が設置されていることを、施工関連図書により確認する。また、室用途については、目視により確認を行う。照明器具の消費電力や台数は、目視による確認が可能であるが、省エネ計画において多数の種類照明器具が設置されている場合、施工関連図書による確認が合理的である。

表 2-2-33 照明器具の仕様、設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (納入仕様書等)	目視
照明器具の仕様、 設置状況	照明器具の種別(照明器具 名称・ランプ名称)	○	△
	消費電力	○	△
	台数	○	△
	設置する室用途	△	○

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

## 【エネルギー消費性能への影響】

照明器具の仕様等は、エネルギー消費性能に大きな影響を及ぼす。

## 【その他の留意点】

テナントビル等において、店舗等の施工業者が省エネ計画書に記載のない照明器具を設置するケースも想定されるため、完了検査申請に際しては、完了検査時点における照明器具の設置状況について申請者に十分な確認を行うことが必要である。

## 4. 照明設備 ② 各種制御の設置状況

(モデル建物法)

## 【検査対象】

モデル建物法では、照明設備の制御として「在室検知制御」、「明るさ検知制御」、「タイムスケジュール制御」、「初期照度補正機能」について対象としている。

## 【検査事項・検査方法】

照明器具の各種制御が省エネ計画書に記載されたとおり設置されているかどうかを、主に施工関連図書により確認する。各種制御の動作確認については、完了検査時点で実施することは困難であるため、当該制御が設置されていることの確認を行う。

表 2-2-34 照明設備の各種制御の設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (納入仕様書、自主検査記 録書等)	目視
各種制御の設置 状況	在室検知制御の有無	○	△
	明るさ検知制御の有無	○	△
	タイムスケジュール制御 の有無	○	
	初期照度補正機能の有無	○	

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

## 【エネルギー消費性能への影響】

照明器具の各種制御は、エネルギー消費性能に大きな影響を及ぼす。

## 【参考情報（製品表示、施工関連図書の例など）】



図 2-2-17 明るさ検知制御のセンサーの例

## 5. 給湯設備 ① 熱源機器の仕様、設置状況 (モデル建物法)

## 【検査対象】

モデル建物法では、給湯用途が「洗面・手洗い」、「浴室」及び「厨房」である給湯設備を計算の対象としている。ただし、モデル建物として、集会所モデル（映画館、図書館、博物館、劇場、カラオケボックス、ボーリング場、ぱちんこ屋、競馬場又は競輪場、社寺）を選択した場合は、「浴室」用途のための給湯設備は検査対象外とされている（表 2-2-3 参照）。また、洗面・手洗いの用途であっても、温水暖房便座や、オストメイト流し設備に設けられるような特殊な用途の給湯設備は一次エネ計算の対象外とされている。このため、検査対象についても対象となる範囲で確認を行えばよい。

## 【検査事項・検査方法】

省エネ計画書に記載されたとおりの給湯熱源機器が設置されていることを、目視又は施工関連図書により確認する。給湯用途については、目視により容易に確認を行うことができる。一方で、給湯熱源機器の各能力については、機器の銘板で容易に確認できる場合を除き、目視による確認は困難である。

表 2-2-35 給湯熱源機器の仕様、設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (納入仕様書等)	目視
給湯熱源機器の 仕様、設置状況	給湯用途	△	○
	定格加熱能力	○	△
	定格消費電力(定格燃料消費量)	○	△
	台数	○	○

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

## 【エネルギー消費性能への影響】

給湯熱源機器の仕様等は、ホテル、総合病院、集会所（浴場施設）や飲食店のように大量の給湯使用が想定される用途を除き、エネルギー消費性能に及ぼす影響は限定的である。

## 5. 給湯設備 ② 給湯配管の保温の仕様、設置状況 (モデル建物法)

### 【検査対象】

モデル建物法では、給湯設備の「主たる配管（バルブ・フランジを含む）」の配管保温仕様が検査の対象となる。配管保温仕様は、管径に応じた保温材の厚さ（表 2-2-37 参照）が定められているため、検査においては、これらの項目を確認する。

※自動水栓一体型電気温水器（元止め式）に付属する専用樹脂配管（数 10cm 程度のものに限る）については、保温材が無い場合でも一定の保温仕様（保温仕様 D）とみなす

### 【検査事項・検査方法】

省エネ計画書に記載されたとおりの給湯配管の保温仕様となっていることを、施工関連図書により確認する。保温仕様を目視により確認することは、保温材の外装や施工場所が隠蔽されることにより困難であると考えられる。なお、一般的に、保温仕様は共通仕様等に基づいて断熱材厚さ等が施工されていることが多いため、省エネ基準工事監理報告書等による工事監理の状況の確認を行うとともに、当該共通仕様等も踏まえて確認することが合理的である。

表 2-2-36 給湯配管の保温の仕様、設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (施工計画書等)	目視
給湯配管の保温 の仕様、設置状況	主たる配管の保温仕様(管 径、保温材厚さ)	○	

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

### 【エネルギー消費性能への影響】

給湯配管の保温仕様は、給湯設備に係る熱源機器の仕様と同様に、一部の用途を除きエネルギー消費性能に及ぼす影響は限定的である。

## 【参考情報（製品表示、施工関連図書の例など）】



図 2-2-18 配管保温材の施工

表 2-2-37 配管保温材仕様の選択肢（建研技術情報）

保温仕様	定義
裸管	下記以外
保温仕様 A	<ul style="list-style-type: none"> <li>呼び径が 32 未満の配管にあつては、保温材の厚さが 30 mm 以上</li> <li>呼び径が 32 以上の配管にあつては、保温材の厚さが 40 mm 以上</li> </ul> 保温材は JISA 9504 のロックウールもしくはグラスウールの保温筒とする。<国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和 4 年版の冷温水管の保温材の厚さに従ったもの>
保温仕様 B	<ul style="list-style-type: none"> <li>呼び径が 32 未満の配管にあつては、保温材の厚さが 20 mm 以上</li> <li>呼び径が 32 以上 65 未満の配管にあつては、保温材の厚さが 30 mm 以上</li> <li>呼び径が 65 以上の配管にあつては、保温材の厚さが 40 mm 以上</li> </ul> 保温材は JISA 9504 のロックウールもしくはグラスウールの保温筒とする。<国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和 4 年版の蒸気管の保温材の厚さに従ったもの>
保温仕様 C	<ul style="list-style-type: none"> <li>呼び径が 100 未満の配管にあつては、保温材の厚さが 20 mm 以上</li> <li>呼び径が 100 以上の配管にあつては、保温材の厚さが 25 mm 以上</li> </ul> 保温材は JISA 9504 のロックウールもしくはグラスウールの保温筒とする。<国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和 4 年版の給湯管の保温材の厚さに従ったもの>
保温仕様 D	<ul style="list-style-type: none"> <li>保温材の厚さは保温仕様 C と同様とする。保温材は JISA 9504 のロックウールもしくはグラスウールとする。&lt;国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和 4 年版の給湯管の保温材の厚さに従ったもの&gt;</li> </ul>

## 5. 給湯設備 ③ 節湯器具の仕様、設置状況 (モデル建物法)

## 【検査対象】

モデル建物法では、給湯用途が「洗面・手洗い」の場合には「自動給湯栓」、給湯用途が「浴室」の場合には「節湯B1（小流量吐水機構）」の節湯器具が検査の対象となる。これらに該当しない節湯器具が設置されていた場合、省エネ計算上は対象とされないため、検査の対象にはならない。

## 【検査事項・検査方法】

省エネ計画書に記載されたとおりの節湯器具が設置されていることを、施工関連図書により確認する。目視による確認は困難と考えられる。

表 2-2-38 節湯器具の仕様、設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (納入仕様書等)	目視
節湯器具の仕様、 設置状況	節湯器具仕様（自動給湯栓）	○	○
	節湯器具仕様（節湯B1）	○	

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

## 【エネルギー消費性能への影響】

節湯器具の仕様は、給湯設備に係る熱源機器の仕様と同様に、一部の用途を除きエネルギー消費性能に及ぼす影響は限定的である。

表 2-2-39 節湯器具

節湯器具	定義
自動給湯栓 (洗面・手洗い)	洗面に使用され、使用と共に自動で給水する給湯栓。電氣的に開閉し、手を遠ざけると自動で止水するもの。 なお、公衆浴場等で使用される自閉式水栓（一定時間量を吐出した後に自動で止水する水栓）については、「自動給湯栓」とはみなさない。
節湯B1 (浴室)	浴室シャワー水栓において、「小流量吐水機構を有する水栓の適合条件」を満たす湯水混合水栓
無	上記の水栓以外すべて

## 6. 昇降機 ① 昇降機の仕様、設置状況 (モデル建物法)

### 【検査対象】

モデル建物法では、計算対象部分に設置される全ての昇降機の種類が検査の対象となる（下記の対象外となる昇降機を除く。）。

- a) 巻胴式、油圧式、リニアモーター式等の種々の駆動方式のエレベータ
- b) 小荷物専用昇降機や荷物用エレベータ、自動車用エレベータ、自転車等の運搬を目的としたエレベータ等、荷物の運搬を目的とした昇降機
- c) 工場等の生産エリアにおいて、物品の製造や運搬のために専用で利用する人荷用エレベータ
- d) エスカレーター
- e) いす式階段昇降機、段差解消機

### 【検査事項・検査方法】

省エネ計画書に記載されたとおりの速度制御方式を有する昇降機が設置されていることを、施工関連図書（エレベータ工事完了検査試験成績表等）により確認する。目視による確認は困難と考えられる。なお、昇降機の完了検査は建築物と別に実施される場合が多く、その場合は、工事監理者に施工関連図書等の提出を求め、確認を行うことが合理的と考えられる。

表 2-2-40 昇降機の仕様、設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (納入仕様書、エレベータ 工事完了検査試験成績表 等)	目視
昇降機の仕様、設置状況	速度制御方式	○	

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

### 【エネルギー消費性能への影響】

昇降機の種類や速度制御方式の変化によるエネルギー消費性能への影響は極めて限定的である。

【参考情報（製品表示、施工関連図書の例など）】

様

〔報告者〕住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

**ロープ式エレベーター工事完了検査試験成績表**

建 物 名				検 査 年 月 日	年 月 日
設 置 場 所	地名地番表示			検 査 官	様
用 途 ・ 号 機	用	号機	確認年月日	年 月 日	立 会 者
確認検査機関名				確 認 番 号	第 号
製 造 番 号			製 造 者 名		

仕 様

型式適合認定番号			型式適合認定年月日	年 月 日	電 源	3 φ AC	V	Hz
積 載 量	kg (定員 名)	巻上機の位置			電 動 機	kW A		
定 格 速 度	m/min	綱 車 (D)	mmφ	D/d	緩 衝 器	か ご	ばね・油入・緩衝材	
運 転 操 作 方 式		吊り車・返し車・そらせ車	mmφ			お も り	ばね・油入・緩衝材	
制 御 方 式	可変電圧可変周波数制御(インバータ制御)・その他( )				電力回生	有 ・ 無		
昇 降 行 程	mm	主 索 ( d )	1 : 1	mm φ 本	非常止め装置	か ご	早ぎき・次第ぎき	
出 入 口	正面		階 ~ 階 箇所			2 : 1	お も り	早ぎき・次第ぎき
	背面	階 ~ 階 箇所	ガイド	かご	床合せ補正装置	有 ・ 無		
出 入 口 寸 法	幅	高さ	mm	レール	おもり	車いす用	有 ・ 無	

図 2-2-19 エレベーター工事完了検査試験成績表



## 7. 太陽光発電設備 ① 太陽光発電の仕様、設置状況 (モデル建物法)

## 【検査対象】

モデル建物法では、一次エネ計算の対象とした太陽光発電設備が検査の対象となる。ただし、計算対象としなかった場合や、売電を行う太陽光発電設備は一次エネ計算の対象とすることはできないため、これらを確認し検査を行う。

## 【検査事項・検査方法】

省エネ計画書に記載されたとおりの太陽光発電の仕様（太陽電池の種類、アレイのシステム容量）となっていることを、施工関連図書により確認する。仕様については、目視による確認は困難と考えられる。

設置状況は目視による確認が可能と考えられる。

表 2-2-41 太陽光発電の仕様、設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (納入仕様書、施工計画書 等)	目視
太陽光発電の仕様	太陽電池の種類	○	
	アレイのシステム容量	○	
太陽光発電の設置状況	アレイ設置方式	○	○
	パネル設置方位角	○	△
	パネル設置傾斜角	○	△

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

## 【エネルギー消費性能への影響】

太陽光発電設備の仕様は、エネルギー消費性能に大きな影響を及ぼす。

太陽光発電設備の設置状況は、エネルギー消費性能に一定の影響を及ぼす。

## 【参考情報（製品表示、施工関連図書の例など）】

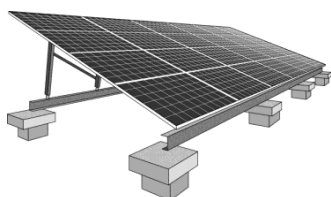
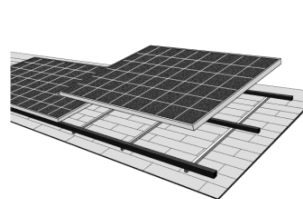


図 2-2-20 アレイ設置方式（架台設置形のイメージ）



(屋根置き形のイメージ)

## 8. コージェネレーション設備 ① コージェネレーション設備の仕様、設置状況（モデル建物法）

## 【検査対象】

モデル建物法では、コージェネレーション設備が設置されていても仕様を入力せず、コージェネレーション設備がないものとして審査・検査を受けることも可能となっている。よって、コージェネレーション設備が設置されている場合、あらかじめ省エネ計画書に含めて計算を行っているかを確認する必要がある。

## 【検査事項・検査方法】

省エネ計画書に記載されたとおりのコージェネレーションの仕様（定格発電出力、台数、発電効率、排熱効率、排熱利用の有無）となっていることを、施工関連図書により確認する。仕様等については、いずれも目視による確認は困難と考えられる。

なお、モデル建物法で計算できる原動機の種別はガスエンジンに限られているとともに、排熱利用先に計算対象外の設備・用途等（融雪及び凍結防止用、循環加温用（浴場施設、温水プール）、雑用水利用（食洗器、洗濯機用等））が含まれていないか留意する必要がある。

表 2-2-42 コージェネレーション設備の仕様の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (納入仕様書、性能試験 成績書等)	目視
コージェネレー ション設備の性 能、設置状況等	原動機の種別	○	
	定格発電出力	○	
	発電効率 <sup>(※)</sup>	○	
	排熱効率 <sup>(※)</sup>	○	
	排熱利用先	○	
※ 省エネ計画書に添付された、一次エネルギー消費量計算書の該当欄では、以下の①～③に示す3通りの記載方法があるため、記載内容に応じた確認を行うことが必要となる。 ① 負荷率 100%、75%、50%の各効率を全て記載 ② 負荷率 100%の効率のみ記載 ③ 全ての負荷率について効率を記載していない			

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

## 【エネルギー消費性能への影響】

コージェネレーション設備の仕様は、ホテル、総合病院、集会所（浴場施設）や飲食店のように大量の排熱使用が想定される用途は、エネルギー消費性能に一定の影響を及ぼす。

### 第3章 仮使用認定時の手続きについて

#### 1. 仮使用認定に係る手続きの流れ

建築基準法第7条の6第1項第二号の規定により、建築主事等又は指定確認検査機関による仮使用の認定を受けるに当たっては、建築物省エネ法第10条の規定（同条第2項ただし書に定める規定の適用を除く。）は建築基準関係規定とみなされることから、同条第1項の規定は、建築基準法第7条の6第1項第二号の国土交通大臣が定める基準等を定める件（平成27年国土交通省告示第247号。以下「仮使用告示」という。）第1第3項第一号イ及び第二号ハに規定する建築基準関係規定に含まれる。（施行通知2.（4）本書P149に施行通知（抜粋）を掲載）図3-1に、省エネ基準への適合義務対象建築物に係る仮使用認定時の基本的な審査及び手続き流れを示す。

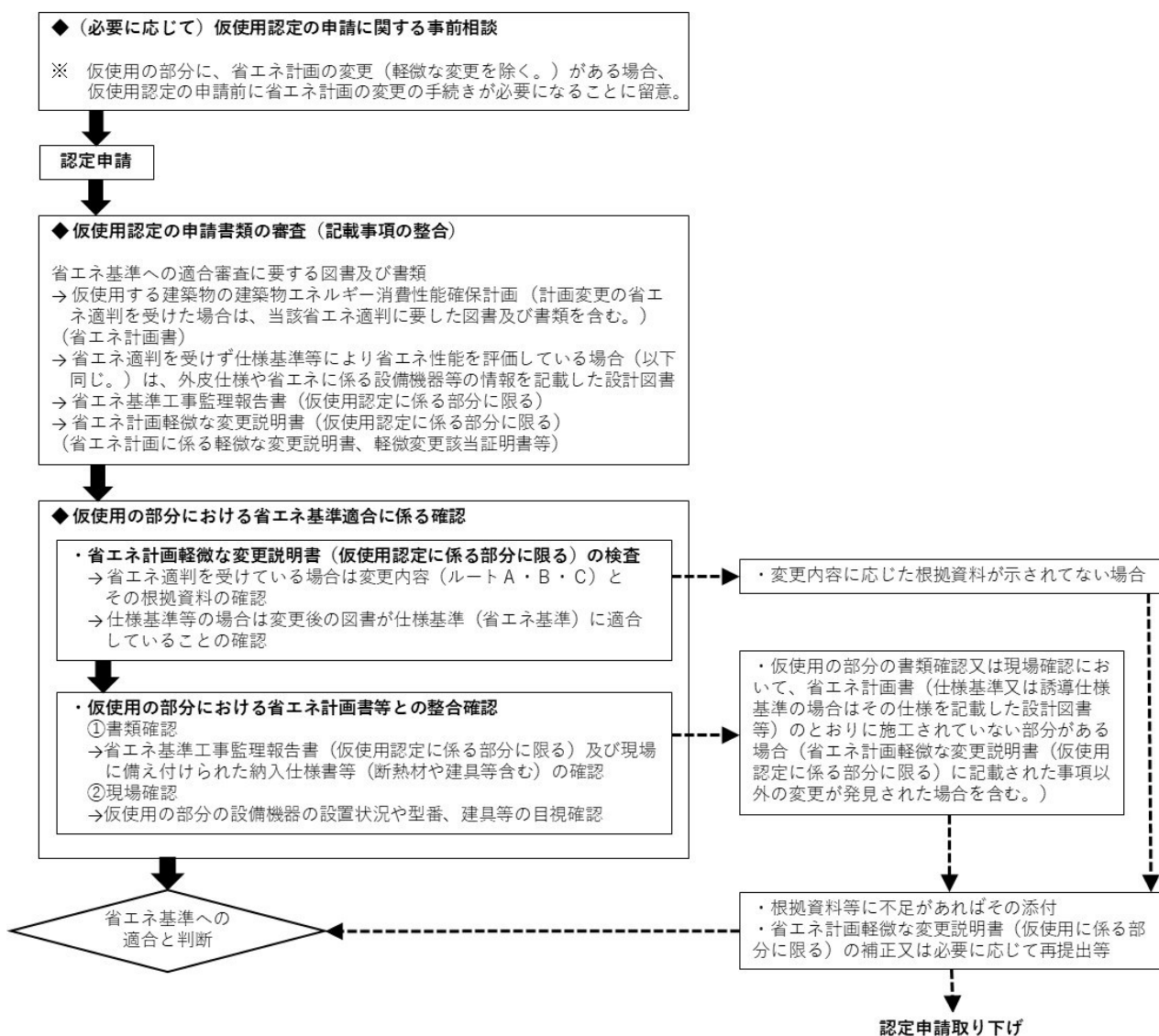


図 3-1 省エネ基準への適合審査等に係る仮使用認定の基本的な流れ

なお、建築基準法第7条の6第1項第一号に規定する特定行政庁の仮使用認定については仮使用告示の適用はないが、仮使用認定を行う建築物又は建築物の部分は実質的に使用が開始され、完了検査時に省エネ基準適合の確認が難しい場合がある。完了検査を指定確認検査機関が実施すると見込まれる場合には、仮使用の認定を行うに際して、当該指定確認検査機関と特定行政庁との間で、必要に応じて、事前に現場確認の範囲や軽微な変更の内容について、完了検査を見据えた情報共有等を図ることが望ましい。

## 2. 受付時の仮使用認定申請書類の審査

仮使用認定の申請に必要な図書は、建築基準法施行規則第4条の16第2項及び仮使用告示第2に規定されており、省エネ基準への適合審査に要する図書及び書類は、施行通知2.(4)に基づき、仮使用告示第2の表に規定する「その他法第7条の6第1項第二号の国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な図書」に含まれるため、認定申請時に提出を要する。

よって、省エネ適判の対象となる建築物の仮使用認定の申請を受け付ける際は、表3-1に記載する図書等が揃っていることを確認することが必要となる。なお、提出を受けた後の各図書等の確認方法の詳細については、第1章2を参照されたい。

また、仮使用認定を特定行政庁若しくは建築主事が、適合性判定を所管行政庁が行う場合又は仮使用認定を指定確認検査機関が、適合性判定を登録建築物エネルギー消費性能判定機関が行い、両機関が同一の場合においては、申請者も含めた関係者間で事前に十分調整の上で、表3-1の図書等のうち、省エネ適判に要した図書及び資料の提出を求めない等合理的に運用することは差し支えない。

表3-1 省エネ計画に係る仮使用認定に関する図書等

仮使用告示第2の表に規定する、その他法第7条の6第1項第二号の国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な図書	
(1)	省エネ適判に要した図書及び書類（計画変更の省エネ適判を受けた場合は、当該省エネ適判に要した図書及び書類を含む。）
(2)	省エネ計画軽微な変更説明書及びその関係図書（仕様基準等による場合は、外皮の仕様や省エネに係る設備機器等の仕様を記載した図書）（仮使用認定に係る部分に限る）
(3)	省エネ基準工事監理報告書（仮使用認定に係る部分に限る）

### 3. 仮使用の部分における省エネ基準適合に係る審査等

仮使用認定における省エネ基準適合に係る審査は、表 3-1 の図書等による審査及び当該図書等のおり実施されたかどうかの現場確認（検査）となる。

ここで、仮使用認定を行う建築物について、省エネ計画の軽微な変更が生じている場合がある。このときの省エネ基準適合に係る確認は、完了検査の際と同様に、軽微な変更への該当性を確認することが必要になる。なお、建築物の全体を仮使用する場合や建築物の一部分を仮使用する場合など様々な仮使用形態が想定されるため、次に、省エネ計画の軽微な変更がある場合の基本的な手続きを参考として示す。

#### 【仮使用する建築物の省エネ計画に軽微な変更がある場合の基本的な手続き（参考）】

##### ① 建築物の棟全体を仮使用する場合

###### 【事例】

- (i) 建築物の工事が実質的に完了し、申請敷地内の外構工事や既存建築物の除却が完了の時点で建築物を仮使用するようなとき。
- (ii) 同一敷地内で、省エネ基準適合を要する複数棟の建築物の新築工事の途中において、一部の棟の工事が完了したため、当該建築物を先に仮使用するようなとき。

仮使用する建築物に省エネ計画に係る変更がある場合、仮使用の認定までに軽微な変更の該当性の確認を行うことが必要になる。

また、事例（ii）のような場合で、仮使用認定する建築物以外の建築物に軽微な変更が生じているときは、完了検査までに、当該建築物の軽微な変更の該当性を確認することになる。

省エネ計画の軽微な変更については、第4章の表 4-1 を参照のこと。（以下共通）

##### ② 建築物の一部分を仮使用する場合

###### 【事例】

- ・ 建築物の新築工事の途中で、建築物の一部分が工事完了したため、工事中の他の部分と区画して安全・防火・避難上支障ないよう措置した上で、仮使用するようなとき。

仮使用する部分が建築物の一部分であっても、仮使用する部分に省エネ計画に係る変更がある場合は、仮使用の認定までに軽微な変更の該当性の確認を行うことが必要になる。

上記の①及び②において、それぞれ仮使用の認定時に表 3-1 の省エネ計画軽微な変更説明書の提出を行った変更は、原則完了検査時の軽微な変更の該当性の確認対象から除くことができる。

ただし、仮使用の認定以降に、工事計画の変更等で再び変更が生じた場合は、完了検査において軽微な変更の該当性の確認対象になるため留意すること。

## 第4章 軽微な変更説明書の確認

### 1. 軽微な変更の概要

第1章3.(1)に記載のとおり、「軽微な変更説明書」に記載された変更内容が、建築基準法施行規則第3条の2第1項に規定する軽微な変更該当することを確認する。具体的には、施行通知2.(2)④に記載のとおり、下記1)及び2)について確認を行うこととなる。

- 1) 建築基準法施行規則第3条の2第1項各号に規定する変更について、建築基準法令の規定に係る変更を伴わない、省エネ基準のみに係る変更であることを確認する。
- 2) 変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかな変更について、省エネ計画書の変更内容に応じて、省エネ基準に適合することを証明した書類(表4-1)が添付されていることを確認する。

表4-1 変更内容に応じた証明書類

変更内容※		証明書類	
建築物省エネ法施行規則第5条に規定する軽微な変更	技術的助言別紙1の1(ルートA)	建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更又は当該性能に影響しないことが明らかな変更	—
	技術的助言別紙1の2(ルートB)	一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更	—
	技術的助言別紙1の3(ルートC)	再計算によって基準適合が明らかな変更	軽微変更該当証明書
上記の軽微な変更に該当しない変更		上記に該当しない根本的な計画の変更	変更後の計画に係る適合判定通知書
※ 技術的助言別紙1とは、令和6年11月12日付け技術的助言(国住参建第2615号)別紙1をいう。			

なお、建築物省エネ法施行規則第5条では、省エネ計画の変更が不要となる軽微な変更を定めているが、具体的には技術的助言別紙1に記載するとおり、表4-1のルートAからルートCの3つのルートを設けており、それぞれのルートで確認の方法などが異なることとなる。

本章では、各ルートの軽微な変更説明書の確認のポイントを、建築物の用途に応じて記載を行う。なお、特定行政庁が規則で定める場合を除き、軽微な変更説明書には決められた様式が存在しないが、任意の様式として「建築物省エネ法による省エネ基準適合義務制度等に係る手続きマニュアル」等に記載された「建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書」などが使用されることを想定して確認のポイントを記載している。

また、住宅部分については、外皮性能及び一次エネルギー消費性能とも仕様基準等が用いられ、

省エネ適判が不要となる場合であっても、変更後に外皮性能と一次エネルギー消費性能のいずれかで標準計算を用いる際は新規の省エネ適判が必要となるなど、確認申請時及び変更時に用いる計算方法等により様々なケースが想定されるため、その取扱いを表4-2に整理した。

表4-2 住宅部分の計算方法等の変更に応じた取扱い

用いた計算方法等 <sup>※1</sup>		取扱い	備考
確認申請時	変更後		
仕様基準等	仕様基準等	省エネ適判不要 <sup>※2</sup>	
仕様基準等	標準計算等	新規で省エネ適判が必要	
評価書等	評価書等	省エネ適判不要	変更内容に応じて、軽微な変更説明書又は変更後の評価書等の添付が必要
評価書等	標準計算等	新規で省エネ適判が必要	
標準計算等	仕様基準等	省エネ適判不要 <sup>※2</sup>	任意で再適判の取得も可能
標準計算等	標準計算等	変更内容に応じた取扱い	表4-1による
<p>※1 仕様基準等とは、外皮・一次エネとも、仕様基準等とする場合。 標準計算等とは、外皮・一次エネのうち、いずれか又は両方とも標準計算とする場合。 評価書等とは、住宅品質確保法に基づく設計住宅性能評価書や長期使用構造等である旨の確認書、長期優良住宅普及促進法に基づく長期優良住宅認定通知書を活用する方法を用いる場合。</p> <p>※2 軽微な変更説明書により、変更内容を完了検査で確認する。</p>			

(参考)

建築物省エネ法第29条第1項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定では、同条第3項により複数建築物の連携による計画の認定を行うことも可能となっている。当該認定において申請建築物からエネルギー供給を受ける他の建築物は省エネ適判の対象でもあるが、他の建築物の計画に変更が生じた場合、認定計画の変更(建築物省エネ法施行規則第25条の軽微な変更を除く。)が必要になり、その変更に係る変更認定通知書の交付を受けた場合、省エネ基準に適合し、かつ、誘導基準にも適合することの証になる。よって、他の建築物に係る変更手続きを合理的かつ円滑に進めるため、当該通知書を建築基準関係規定に適合することが明らかな書類として活用することもできる。

## 2. 住宅部分の軽微な変更説明書の確認

住宅部分では、外皮性能及び一次エネルギー消費性能について、省エネ適判を要しない仕様基準等あるいは評価書等を用いる方法と、省エネ適合性判定を要する標準計算（仕様基準・標準計算併用を含む。以下同じ。）を用いる方法の、いずれかを選べることとなっている。

前者の方法により、外皮性能及び一次エネルギー消費性能とも仕様基準等に適合させる場合、仕様基準等で定める仕様の範囲内で変更を行う場合は、省エネ適判を要しないが、仕様基準等では基準を満たさなくなる変更を行い、標準計算を行う場合は、表 4-2 で記載するとおり、完了検査申請を行う前に省エネ適判を受け、適合判定通知書の交付を受けることが必要となる。

仕様基準等を用いた場合の変更（仕様基準から誘導仕様基準への変更等含め、仕様基準等で定める基準内のものに限る。）については、建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る軽微な変更説明書（住宅部分・仕様基準等）を確認する場合には、第一面（4）の軽微な変更の内容欄を確認した上で、第二面に記載された具体的な変更内容と添付図書の内容とを確認する。

(参考様式)

建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る  
軽微な変更説明書（住宅・仕様基準等）  
（第一面）

2026年 ●月 ●日

●●確認検査機関 様

申請者氏名 省エネ 太郎

申請に係る住宅の建築物エネルギー消費性能基準への適合について、建築基準法施行規則第3条の2に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 住宅の名称	●●マンション新築工事
(2) 住宅の所在地	東京都千代田区●●1-1-1
(3) 確認済証交付年月日・番号	000-00-2025-0-0-00000
(4) 軽微な変更の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更 <input type="checkbox"/> 一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更
(5) 備考	

図 4-1 省エネ軽微な変更説明書（住宅・仕様基準等）第一面の様式例

次に、省エネ適判を要する標準計算を用いた場合の軽微な変更の内容については、技術的助言別紙 1 で示されている。以下では、当該助言に示された軽微な変更に対応する建築物のエネルギー



一消費性能を向上等させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更（ルート A）、一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更（ルート B）、建築物のエネルギー消費性能に係る計算により建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更（ルート C）のそれぞれについて、その概要を記載する。

### 1-1 ルートAの場合

標準計算を用いた場合のルート A に該当する軽微な変更は、外皮性能の向上（ $U_A$ 、 $\eta_{AC}$ が減少となる変更）や、設置する設備機器等の省エネ性能の向上など、建築物のエネルギー消費性能等を向上、あるいはエネルギー消費性能等に影響を及ぼさないことが明らかな変更が該当する。これらの変更について、省エネ計画書に係る軽微な変更説明書（住宅・標準計算）を確認する場合には、第一面（4）の A 欄を確認した上で、第二面に記載された変更内容と添付図書の内容とを確認する。

(参考様式)

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（住宅・標準計算）  
(第一面)

2026年 ●月 ●日

●●確認検査機関 様

申請者氏名 省エネ 太郎

申請に係る住宅の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能に関する法律施行規則第5条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 住宅の名称	●●マンション新築工事
(2) 住宅の所在地	東京都千代田区●●1-1-1
(3) 省エネ適合判定年月日・番号	000-00-2025-0-0-00000
(4) 変更の内容	<input checked="" type="checkbox"/> A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更 <input type="checkbox"/> B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 <input type="checkbox"/> C 再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）
(5) 備考	

図 4-2 省エネ軽微な変更説明書（住宅・標準計算）第一面の様式例

第二面以降では、具体的変更内容の詳細を確認することとなるが、その内容は以下に掲げる変更であることの確認となる。

- 1) 建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更又は当該性能に影響しないことが明らかな変更として、次のイからニに該当する変更。
- イ 外皮の各部位の熱貫流率若しくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更（外皮面積が変わらない場合に限る。）、又は開口部面積が増加しない変更
  - ロ 通風等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更
  - ハ 空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。）
  - ニ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設

上記に係る概要及び具体的な事例としては、以下のようなケースが考えられる。ただし、いずれも省エネ基準への適合性に係る判断の例であり、建築基準法上の計画変更の要否は別途判断を行うことが必要となる。

イ 外皮の各部位の熱貫流率若しくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更は、外皮面積の変更を伴わない範囲において軽微な変更としている。例えば、施工する断熱材の熱抵抗値が増加すれば（熱伝導率の減少や厚さの増加。）、当該部位の熱貫流率や日射熱取得率は必ず減少すると判断することが可能である。なお、開口部に関しては、開口部仕様の変更が無ければ、単純な開口部面積の減少については軽微な変更となる。

上記以外にも、各部位あるいは断熱補強などの断熱材種別の変更（熱伝導率や厚さが変わらない（熱抵抗値が変わらない。）、断熱材種別のみの変更に限る。）は、建築物のエネルギー消費性能に影響しないことが明らかな変更となる。

ロ 一次エネルギー消費性能に係る標準計算で使用することが可能となっている項目の「通風の利用」、「蓄熱の利用」及び「床下空間を経由して外気を導入する換気方式」については、エネルギー消費性能の向上が見込める内容であるため、完了検査段階で新たに当該項目を利用する変更がなされていたとしても軽微な変更として取り扱って差し支えない。

ハ 省エネ計画書に使用機器の型番等が記載されていた場合、工事期間中に機器のモデルチェンジ等が行われ、型番等が変更されるケースが往々にしてある。その場合、従前の機器から省エネ性能が向上していることが確認できれば、軽微な変更として取り扱うことで差し支えない。例えば、ガス給湯器であれば、単純にエネルギー消費効率あるいはモード熱効率の値が向上した場合などが該当する。また、照明器具の人感センサーの設置など、省エネ性能の向上に資する制御等の変更も、軽微な変更に該当することとなる。

ニ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設とは、省エネ計画書に記載の無かった太陽光発電設備の設置、あるいは当該設備のシステム容量の増加などが該当する。

### 1-2 ルートBの場合

標準計算を用いた場合のルート B に該当する軽微な変更は、一定以上のエネルギー消費性能を有する（変更前の設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）が基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）に比較し 10%以上少ない）建築物について、一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更が該当する。省エネ計画書に係る軽微な変更説明書を確認する場合には、第一面（4）のB欄を確認した上で、第三面に記載された変更内容と添付図書の内容を確認する。

2) 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更。

変更前の設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）が基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）に比較し 10%以上少ない建築物エネルギー消費性能確保計画に係る変更が該当する。

次のイ又はロの変更が該当する（イとロの変更を同時に行う場合を除く）。

#### イ 床面積

主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ 10%を超えない増減。

床面積に関しては、一次エネルギー消費量の計算上必要となる主たる居室、その他の居室又は非居室について、それぞれ 10%を超えない範囲内での増減は、軽微な変更として取り扱うことで差し支えない。例えば、住宅の間取り等が若干変更されていたとしても、当該範囲内に収まる変更であれば軽微な変更として取り扱う。

ただし、これは省エネ基準への適合性に係る判断であり、建築基準法上の計画変更の可否は別途判断を行うことが必要となる。

次に、外皮に関する変更は以下の（イ）から（ニ）のいずれかと定めているが、同時に複数の項目で変更を行うことは出来ないため注意する必要がある。

## ロ 外皮

外皮面積の合計に変更がなく、変更前の外皮平均熱貫流率、冷房期の平均日射熱取得率が基準値の 0.9 倍以下の場合に、次の (イ) から (ニ) のいずれか (同時に二以上の変更を行う場合を除く。) に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

(イ) 開口部の面積増加分が外皮面積の合計の 1/200 を超えない変更

(ロ) 変更する開口部面積が外皮面積の合計の 1/200 を超えない場合の開口部の断熱性能、日射遮蔽性能若しくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更

(ハ) 変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の 1/100 を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更

(ニ) 基礎断熱の基礎形状等の変更

次にロでは、確認申請段階で外皮基準値に対し 10%以上の余裕を持って適合している場合、一定の外皮性能に影響が及ぶと考えられる以下の計画変更についても、軽微な変更として取り扱うことを定めている。ただし、いずれも省エネ基準への適合性に係る判断の例であり、建築基準法上の計画変更の要否は別途判断を行うことが必要となる。

(イ) では、開口部仕様の変更を伴わない、外皮面積の 1/200 以下となる開口部面積の増加を許容している。

(ロ) では、変更対象となる開口部面積が外皮面積の 1/200 以下となる場合、当該開口部の断熱性能、日射遮蔽性能若しくはその両方が低下する変更や、ひさし等の日射遮蔽部材をなくす変更を許容している。例えば、便所などに設けた小さな窓 (1/200 以下。複数存する場合はその合計面積が 1/200 以下とする。) について、複層ガラスを単版ガラス変更することも許容される。

(ハ) では、外皮面積の合計の 1/100 以下の変更であれば、当該外皮 (開口部以外とする。) の断熱性能が低下することを許容している。例えば、玄関ポーチ前の外気に接する床となる小さなオーバーハング部分 (1/100 以下。複数存する場合はその合計面積が 1/100 以下とする。) について、設置する断熱材の厚さを薄くすることも許容される。

ただし、ここでは断熱性能の低下を許容しているだけであり、断熱性能をなくす (設置予定の断熱材を設置しないなど。) ことまでは許容していないため、合理的な範囲内で設計図書どおりに断熱施工することが望ましいと考えられる。

(ニ) では、基礎断熱を採用する住宅 (部分的に基礎断熱を採用する住宅も含む。) について、対象となる基礎の形状等を変更しても軽微な変更として取り扱うことを記載している。

### 1-3 ルートCの場合

標準計算を用いた場合のルート C に該当する軽微な変更は、ルート A 又はルート B に該当せず、外皮性能及び建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、省エネ基準に適合することが明らかな変更（下記囲みのイからハに該当する変更を除く。）が該当する。

3) 建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、省エネ基準に適合することが明らかな変更

次のイからハのいずれかに該当する変更を除く。

イ 建築物の用途の変更

ロ 基準省令第1条第1項第2号イの基準を適用する場合における同号イ（1）の基準から（2）の基準への変更又は（2）の基準から（1）の基準への変更

ハ 基準省令第1条第1項第2号ロの基準を適用する場合における同号ロ（1）の基準から（2）の基準への変更又は（2）の基準から（1）の基準への変更

上記において、具体的なルート C に該当しない変更とは以下のとおりである。

イ 建築物の用途の変更とは、住宅から店舗など異なる用途に変更する場合

ロ 外皮性能に係る計算方法の変更として、標準計算から仕様基準または仕様基準から標準計算に変更する場合

ハ 一次エネルギー消費性能に係る計算方法の変更として、標準計算から仕様基準または仕様基準から標準計算に変更する場合

省エネ計画書に係る軽微な変更説明書を確認する場合には、第一面（4）の C 欄を確認した上で、所管行政庁又は登録省エネ判定機関が交付する「軽微変更該当証明書」により、変更後の計画が省エネ基準に適合することが明らかな変更該当することを確認する。

(1) 建築物の名称	●●マンション新築工事
(2) 建築物の所在地	東京都千代田区●●1-1-1
(3) 省エネ適合性判定等年月日・番号	000-00-2025-0-0-00000
(4) 変更の内容	<input type="checkbox"/> A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更 <input type="checkbox"/> B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 <input checked="" type="checkbox"/> C 再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）
(5) 備考	軽微変更該当証明書（令和8年●●月●●日取得）を別紙として添付

図 4-3 省エネ軽微な変更説明書第一面の記載例（ルート C）



## 2-2 ルートBの場合

ルートBに該当する軽微な変更は、一定以上のエネルギー消費性能を有する（変更前の設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）が基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）に比較し10%以上少ない）建築物について、一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更が該当する。省エネ計画書に係る軽微な変更説明書を確認する場合には、第一面（4）のB欄を確認した上で、第三面に記載された変更内容と添付図書の内容とを確認する。

なお、「一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更」は、次に掲げるとおり、設備機器等の種類に応じ条件が定められており、この条件の範囲内であれば複数種類の設備機器で変更する場合もルートBに該当する。ここで、モデル建物法において複数用途集計をしている場合には、複数用途集計後の建築物全体が一定以上のエネルギー消費性能を有しており、かつ、モデル建物ごとに「一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更」に該当することを確認する。

2) 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更。

変更前の設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）が基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）に比較し10%以上少ない建築物エネルギー消費性能確保計画に係る変更が該当する。

次のイからホまでの変更が該当する。

### イ 空気調和設備

次の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

（イ）外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率若しくは窓の平均日射熱取得率の増加（5%を超えない場合に限る。）又は減少

（ロ）熱源機器の平均効率の10%を超えない低下

### ロ 機械換気設備

一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、次の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

（イ）送風機の電動機出力の10%を超えない増加

（ロ）一次エネルギー消費量の算定対象となる床面積の5%を超えない増加（室用途が駐車場又は厨房である場合に限る。）

### ハ 照明設備

一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、単位床面積あたりの照明設備の消費電力の10%を超えない増加に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

ニ 給湯設備

一次エネルギー消費量の算定対象となる湯の使用用途毎に、給湯設備の平均効率 10%を超えない低下に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

ホ 太陽光発電設備

次の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

（イ）太陽電池アレイのシステム容量の 2%を超えない減少

（ロ）パネルの方位角の 30 度を超えない変更又は傾斜角の 10 度を超えない変更

「一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更」に該当することを示す書類としては、建築研究所ホームページ上に設けられた「軽微な変更用の確認シート」などが提出されることが想定される。この場合の確認手順を以下に示す。

【軽微な変更用の確認シートの確認手順】

- ① モデル建物法の軽微な変更用の確認シート（以下「軽微変更確認シート」という。）においては、ルート A 又はルート B の判断に関連しない項目が着色表示（次頁表 4-3 を参照）されている。着色表示されていない項目では、変更前と変更後の数値及び変更前後の変化率等が表示されており、ルート B の判断にあつては次頁表 4-3 で着色している項目、ルート A の判断にあつてはそれ以外の着色表示されていない項目について、それぞれ軽微な変更で定める数値等の範囲内であることを確認する。
- ② 着色表示されている項目について、変更がないこと又はエネルギー消費性能が低下しない変更であることを確認する。もし、着色表示されている項目にエネルギー消費性能が低下する変更があれば、ルート B には該当せずルート C となる。逆に着色表示されている項目でも、明らかにエネルギー消費性能が向上する変更があった場合、当該変更をルート A と判断し、その変更内容に係る添付図書を確認する。例えば、全熱交換効率（AC14）の数値が 61% から 62% に変更されていれば、明らかにエネルギー消費性能が向上する変更と判断することができる。

区分	NO.	モデル建物法の入力項目	変更後	変更前	※ 変更の有無
バージョン					
基本情報	C1	建物名称			-
	C2	省エネルギー基準地域区分			-
	C3	計算対象建物用途			-
	C4	計算対象室用途（集会所等のみ）			-
	C5	計算対象面積			-
外皮	建物形状	PAL1	階数		-
		PAL2	各階の階高の合計		-
		PAL3	建物の外周長さ		-
		PAL4	非空調コア部の外周長さ		-
		PAL5	非空調コア部の方位		-
	外壁性能	PAL6	外壁面積-北		-
		PAL7	外壁面積-東		-
		PAL8	外壁面積-南		-
		PAL9	外壁面積-西		-
		PAL10	屋根面積		-

図 4-6 軽微変更確認シートのイメージ



- ③ 入力シート（各設備機器等の様式）等により、変更前・変更後の数値の根拠を確認する。  
 さらに、必要に応じて、モデル建物法入力支援ツールによる計算結果出力等により根拠を確認することも考えられる。

表 4-3 モデル建物法入力支援ツールの入力確認シート

区分		モデル建物法の入力項目	
基本情報	C1	建物名称	
	C2	省エネルギー基準地域区分	
	C3	適用するモデル建物	
	C4	計算対象空室用途（集会所モデル）	
	C5	計算対象床面積	
外皮	建物形状	PAL1	階数
		PAL2	各階の階高の合計
		PAL3	建物の外周長さ
		PAL4	非空調コア部の外周長さ
		PAL5	非空調コア部の方位
	外壁性能	PAL6	外壁面積-北
		PAL7	外壁面積-東
		PAL8	外壁面積-南
		PAL9	外壁面積-西
		PAL10	屋根面積
		PAL11	外気に接する床の面積
		PAL12	外壁の平均熱貫流率
		PAL13	屋根の平均熱貫流率
		PAL14	外気に接する床の平均熱貫流率
窓性能	PAL15	窓面積-北	
	PAL16	窓面積-東	
	PAL17	窓面積-南	
	PAL18	窓面積-西	
	PAL19	窓面積-屋根面	
	PAL20	外壁面に設置される窓の平均熱貫流率	
	PAL21	外壁面に設置される窓の平均日射熱取得率	
	PAL22	屋根面に設置される窓の平均熱貫流率	
	PAL23	屋根面に設置される窓の平均日射熱取得率	
	空調	全体	AC0
熱源		AC1	主たる熱源機種（冷房）
		AC2	個別熱源比率（冷房）
		AC3	熱源容量（冷房）の入力方法
		AC4	床面積あたりの熱源容量（冷房）
		AC5	熱源効率（冷房）の入力方法
		AC6	熱源効率（冷房、一次エネルギー換算）
		AC7	主たる熱源機種（暖房）
		AC8	個別熱源比率（暖房）
		AC9	熱源容量（暖房）の入力方法
		AC10	床面積あたりの熱源容量（暖房）
		AC11	熱源効率（暖房）の入力方法
		AC12	熱源効率（暖房、一次エネルギー換算）
外気処理		AC13	全熱交換器の有無
		AC14	全熱交換効率
		AC15	自動換気切替機能
		AC16	予熱時外気取り入れ停止機能の有無
		搬送制御	AC17
	AC18		空調機ファンの変風量制御

区分		モデル建物法の入力項目		
換気	全体	V0	機械換気設備の評価	
		機械室 便所	V1	機械換気設備の有無
			V2	換気方式
			V3	電動機出力の入力方法
			V4	単位送風量あたりの電動機出力
			V5	高効率電動機の有無
			V6	換気ファンのインバータ制御の有無
			V7	送風量制御の有無
	駐車場 厨房	V1	機械換気設備の有無	
		V2	換気方式	
		V3	電動機出力の入力方法	
		V4	単位送風量あたりの電動機出力	
		V5	高効率電動機の有無	
		V6	換気ファンのインバータ制御の有無	
V7	送風量制御の有無			
V8	計算対象床面積			
照明	全体	L0	照明設備の評価	
	室用途毎	L1	照明設備の有無	
		L2	照明器具の消費電力の入力方法	
		L3	照明器具の単位床面積あたりの消費電力	
		L4	入室検知制御の有無	
		L5	明るさ検知制御の有無	
		L6	タイムスケジュール制御の有無	
		L7	初期照度補正機能の有無	
L8		室指数（室の高さ）		
給湯	全体	HW0	給湯設備の評価	
	洗面・手洗 い、浴室、 厨房	HW1	給湯設備の有無	
		HW2	熱源効率の入力方法	
		HW3	熱源効率（一次エネルギー換算）	
		HW4	配管保温仕様	
HW5		節湯器具		
昇降機	全体	EV1	昇降機の有無	
		EV2	速度制御方式	
太陽光発電	全体	PV1	太陽光発電設備の有無	
		PV2	年間日射地域区分	
		PV3	方位の異なるパネルの数	
	パネル毎	PV4	太陽電池アレイシステムの容量	
		PV5	太陽電池アレイの種類	
		PV6	太陽電池アレイの設置方式	
		PV7	パネルの設置方位角	
		PV8	パネルの設置傾斜角	
コージェネ	全体	CGS0	コージェネレーション設備の評価	
	発電出力等	CGS1	コージェネレーション設備の定格発電出力	
		CGS2	コージェネレーション設備の設置台数	
		発電効率	CGS3	発電効率の入力方法
			CGS4	発電効率（負荷率100%）
			CGS5	発電効率（負荷率75%）
			CGS6	発電効率（負荷率50%）
	排熱効率		CGS7	排熱効率の入力方法
			CGS8	排熱効率（負荷率100%）
		CGS9	排熱効率（負荷率75%）	
		CGS10	排熱効率（負荷率50%）	
		利用先	CGS11	排熱利用先
冷房能力比率		CGS12	全冷房能力に対する排熱利用可能な冷房熱源機種の	

： ルートBに関する表示項目

## 2-3 ルートCの場合

ルート C に該当する軽微な変更は、ルート A 又はルート B に該当せず、建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、省エネ基準に適合することが明らかな変更（下記囲みのイからニに該当する変更を除く。）が該当する。

3) 建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、省エネ基準に適合することが明らかな変更

次のイからニのいずれかに該当する変更を除く。

イ 建築物の用途の変更

ロ 基準省令第1条第1項第1号の基準を適用する場合における同号イの基準からロの基準への変更又はロの基準からイの基準への変更

ハ 基準省令第1条第1項第1号ロの基準を適用する場合における一次エネルギー消費量モデル建築物の変更

ニ 基準省令第1条第1項第1号イ又はロの規定による省エネ基準への適合の確認から建築物総合エネルギーシミュレーションツール（BEST 省エネ基準対応ツール）を活用した省エネ性能を有することの確認への変更及び同ツールを活用した省エネ性能を有することの確認から同号イ又はロの規定による省エネ基準への適合の確認への変更

上記において、具体的なルート C に該当しない変更とは以下のとおりである。

イ 建築物の用途の変更とは、例えば事務所から店舗など異なる用途に変更する場合

ロ 一次エネルギー消費性能に係る計算方法を、標準入力法からモデル建物法またはモデル建物法から標準入力法に変更する場合

ハ モデル建物法を適用する場合における、一次エネルギー消費量モデル建築物（モデル建物）を変更する場合変更

ニ 一次エネルギー消費性能に係る計算方法を、標準入力法またはモデル建物法から BEST 省エネ基準対応ツールに変更する、もしくは、BEST 省エネ基準対応ツールから標準入力法またはモデル建物法に変更する場合

これらの省エネ計画書に係る軽微な変更説明書を確認する場合には、第一面（4）のC欄を確認した上で、所管行政庁又は登録省エネ判定機関が交付する「軽微変更該当証明書」により、変更後の計画が省エネ基準に適合することが明らかな変更該当することを確認する。

(1) 建築物の名称	(株)●●本社新築工事
(2) 建築物の所在地	東京都千代田区●●1-1-1

(3) 省エネ適合性判定等年月日・番号	000-00-2025-0-0-00000
(4) 変更の内容	
<input type="checkbox"/> A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更 <input type="checkbox"/> B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 <input checked="" type="checkbox"/> C 再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）	
(5) 備考	
軽微変更該当証明書（令和8年●月●日取得）を別紙として添付	

図 4-7 省エネ軽微な変更説明書第一面の記載例（ルート C）

上記ルート A からルート C について、軽微な変更に係る各ルートの一覧を表 4-4 に示す。この表は、入力確認のシートにおいて、軽微な変更のチェックの内「変更の有無」の列の判断において活用することができる。

なお、ルート A 又はルート B に該当しない場合、原則、ルート C になるため注意しなければならない。

表 4-4 軽微な変更の対象範囲について（各ルート判定一覧表）

モデル建物法の入力項目 (評価方法の変更は不可)		ルートAの条件	ルートBの条件 (変更前BEIが一定以上※ であることが前提)	ルートCの条件 (再計算による基準 適合が必須)	備考		
基本情報	C1	建物名称	変更可				
	C2	省エネルギー基準地域区分	変更不可				
	C3	計算対象建物用途	変更不可				
	C4	計算対象室用途(集会所等のみ)	変更不可				
	C5	計算対象面積	変更不可				
空気調和設備 (外皮)	建物形状	PAL1	階数	変更不可			
		PAL2	各階の階高の合計	減少	変更可	ルートA-イ	
		PAL3	建物の外周長さ	減少	変更可	ルートA-イ	
		PAL4	非空調コア部の外周長さ	変更不可			
		PAL5	非空調コア部の方位	変更不可			
	外壁性能	PAL6	外壁面積-北	減少	変更可	ルートA-ロ	
		PAL7	外壁面積-東	減少	変更可	ルートA-ロ	
		PAL8	外壁面積-南	減少	変更可	ルートA-ロ	
		PAL9	外壁面積-西	減少	変更可	ルートA-ロ	
		PAL10	屋根面積	減少	変更可	ルートA-ロ	
		PAL11	外気に接する床の面積	減少	変更可	ルートA-ロ	
		PAL12	外壁の平均熱貫流率	変更不可	減少又は 5%を超えない増加	変更可	ルートB-イ(イ) (ルートB-イ(ロ)と両立不可)
		PAL13	屋根の平均熱貫流率	変更不可	減少又は 5%を超えない増加	変更可	ルートB-イ(イ) (ルートB-イ(ロ)と両立不可)
		PAL14	外気に接する床の平均熱貫流率	変更不可	減少又は 5%を超えない増加	変更可	ルートB-イ(イ) (ルートB-イ(ロ)と両立不可)
	窓性能	PAL15	窓面積-外壁面(北)	変更不可			
		PAL16	窓面積-外壁面(東)	変更不可			
		PAL17	窓面積-外壁面(南)	変更不可			
		PAL18	窓面積-外壁面(西)	変更不可			
		PAL19	窓面積-屋根面	変更不可			
		PAL20	外壁面に設置される窓の 平均熱貫流率	変更不可	減少又は 5%を超えない増加	変更可	ルートB-イ(イ) (ルートB-イ(ロ)と両立不可)
		PAL21	外壁面に設置される窓の 平均日射熱取得率	変更不可	減少又は 5%を超えない増加	変更可	ルートB-イ(イ) (ルートB-イ(ロ)と両立不可)
		PAL22	屋根面に設置される窓の 平均熱貫流率	変更不可	減少又は 5%を超えない増加	変更可	ルートB-イ(イ) (ルートB-イ(ロ)と両立不可)
		PAL23	屋根面に設置される窓の 平均日射熱取得率	変更不可	減少又は 5%を超えない増加	変更可	ルートB-イ(イ) (ルートB-イ(ロ)と両立不可)
空気調和設備 (空調)	全体	AC0	空気調和設備の評価	変更不可			
	熱源	AC1	主たる熱源機種(冷房)	変更不可			
		AC2	個別熱源比率(冷房)	変更不可			
		AC3	熱源容量(冷房)の入力方法	変更不可			
		AC4	床面積あたりの熱源容量(冷房)	変更不可			
		AC5	熱源効率(冷房)の入力方法	変更不可			
		AC6	熱源効率(冷房、一次エネルギー換算)	向上	10%を超えない低下	変更可	ルートA-ハ、ルートB-イ(ロ)(ルートB-イ(イ)と両立不可)
		AC7	主たる熱源機種(暖房)	変更不可			
		AC8	個別熱源比率(暖房)	変更不可			
		AC9	熱源容量(暖房)の入力方法	変更不可			
		AC10	床面積あたりの熱源容量(暖房)	変更不可			
		AC11	熱源効率(暖房)の入力方法	変更不可			
		AC12	熱源効率(暖房、一次エネルギー換算)	向上	10%を超えない低下	変更可	ルートA-ハ、ルートB-イ(ロ)(ルートB-イ(イ)と両立不可)
	外気処理	AC13	全熱交換器の有無	変更不可			
		AC14	全熱交換効率	変更不可			
		AC15	自動換気切替機能	「無」から「有」への変更		変更可	ルートA-ハ
	搬送制御	AC16	予熱時外気取入れ停止の有無	変更不可			
AC17		二次ポンプの変流量制御	変更不可				
AC18		変流量時最小流量比	変更不可				
AC19		空調機の変風量制御	変更不可				
AC20		変風量時最小風量比	変更不可				

表 4-4 軽微な変更の対象範囲について（各ルート判定一覧表）（つづき）

モデル建物法の入力項目 (評価方法の変更は不可)			ルートAの条件	ルートBの条件 (変更前BEIが一定以上※ であることが前提)	ルートCの条件 (再計算による基準 適合が必須)	備考	
機械換気設備	全体	V0	機械換気設備の評価	変更不可		変更可	
		V1	機械換気設備の有無	変更不可		変更可	
	機械室 便所	V2	計算対象床面積	変更不可	5%を超えない増加		ルートB-0(n)(同用途のルートB-0(i)と両立不可)
		V3	換気方式	変更不可		変更可	
		V4	電動機出力の入力方法	変更不可		変更可	
		V5	単位送風量あたりの電動機出力	減少	10%を超えない増加	変更可	ルートA-ハ、ルートB-0(i)
		V6	高効率電動機の有無	「無」から「有」への変更		変更可	ルートA-ハ
		V7	換気ファンのインバータ制御の有無	「無」から「有」への変更		変更可	ルートA-ハ
		V8	送風量制御の有無	「無」から「有」への変更		変更可	ルートA-ハ
		V8	送風量制御の有無	「無」から「有」への変更		変更可	ルートA-ハ
	駐車場 厨房	V1	機械換気設備の有無	変更不可		変更可	
		V2	計算対象床面積	変更不可	5%を超えない増加	変更可	ルートA-ハ、ルートB-0(i)(同用途のルートB-0(n)と両立不可)
		V3	換気方式	変更不可		変更可	
		V4	電動機出力の入力方法	変更不可		変更可	
		V5	単位送風量あたりの電動機出力	減少	10%を超えない増加	変更可	ルートA-ハ、ルートB-0(i)(同用途のルートB-0(n)と両立不可)
		V6	高効率電動機の有無	「無」から「有」への変更		変更可	ルートA-ハ
V7		換気ファンのインバータ制御の有無	「無」から「有」への変更		変更可	ルートA-ハ	
V8		送風量制御の有無	「無」から「有」への変更		変更可	ルートA-ハ	
照明設備	全体	L0	照明設備の評価	変更不可		変更可	
	用途1 用途2 用途3	L1	照明設備の有無	変更不可		変更可	
		L2	照明器具の消費電力の入力方法	変更不可		変更可	
		L3	室指数	室指数が小さくなる変更		変更可	ルートA-ハ
		L4	照明器具の単位床面積あたりの消費電力	減少	10%を超えない増加	変更可	ルートA-ハ、ルートB-ハ
		L5	在室検知制御	「無」から「有」への変更		変更可	ルートA-ハ
		L6	明るさ検知制御	「無」から「有」への変更		変更可	ルートA-ハ
		L7	タイムスケジュール制御	「無」から「有」への変更		変更可	ルートA-ハ
		L8	初期照度補正機能	「無」から「有」への変更		変更可	ルートA-ハ
給湯設備	全体	HW0	給湯設備の評価	変更不可		変更可	
	洗面・ 手洗い、 浴室、 厨房	HW1	給湯設備の有無	変更不可		変更可	
		HW2	熱源効率の入力方法	変更不可		変更可	
		HW3	熱源効率(一次エネルギー換算)	向上	10%を超えない低下	変更可	ルートA-ハ、ルートB-ニ
		HW4	配管保温仕様	保温仕様の良くなる(裸管→保温仕様2または3→保温仕様1、もしくは、裸管→保温仕様D→保温仕様C→保温仕様B→保温仕様A)変更		変更可	ルートA-ハ
		HW5	節湯器具	「無」から「節湯B1」または「無」から「自動給水栓」への変更		変更可	ルートA-ハ
昇降機	全体	EV1	昇降機の有無	変更不可		変更可	
	EV2	速度制御方式	速度方式により定められる係数が小さくなる変更(交流帰還制御等1/20、可変電圧可変周波数制御方式(回生なし)1/40、可変電圧可変周波数制御方式(回生あり)1/45)		変更可	ルートA-ハ	
太陽光発電設備	全体	PV1	太陽光発電設備の有無	「無」から「有」への変更		変更可	ルートA-ニ
	パネル毎	PV2	年間日射地域区分	変更不可		変更可	
		PV3	方位の異なるパネルの数	増加		変更可	ルートA-ニ
		PV4	太陽電池アレイシステムの容量	増加	2%を超えない減少	変更可	ルートA-ニ、ルートB-0(i)(同パネルのルートB-0(n)と両立不可)
		PV5	太陽電池アレイの種類	変更不可		変更可	
		PV6	太陽電池アレイの設置方式	変更不可		変更可	
		PV7	パネルの設置方位角	変更不可	30度を超えない増加	変更可	ルートB-0(n)(同パネルのルートB-0(i)と両立不可)
		PV8	パネルの設置傾斜角	変更不可	10度を超えない増加	変更可	ルートB-0(n)(同パネルのルートB-0(i)と両立不可)

※ 変更前の設計一次エネルギー消費量(その他一次エネを除く。)が基準一次エネルギー消費量(その他一次エネを除く。)に比較し10%以上少ないこと

補足) 表中の「変更不可」とあるのは、「エネルギー消費性能が低下しない変更」である場合を除く。

注意) コージェネレーション設備に係る変更については、ルートA及びルートBの適用は不可(ルートCのみ適用可能)

なお、上表の照明設備では、「L8 室指数」と記載されているが、実際のモデル建物法入力シートでは室の高さ(m)を入力することとなる。室の高さから室指数は次の計算式により求めることとなるが、モデル建物法の軽微な変更用の確認シートを用いる際は自動的に計算し判別を行うため、改めて計算を行うことは要しない。

$$\text{室指数} = \frac{\text{床面積}}{\sqrt{\text{床面積} \times 3.14 \times \text{室の高さ}}}$$

モデル建物法の軽微な変更用の確認シートでは、同様に自動的に判別する項目が幾つか設けられているが、当該シートを用いない場合は別途計算が必要となる項目もあるため、注意する必要がある。

## 第5章 QA集

No	表題	質問	回答
1	手続き	<p>適合性判定において、評価対象となる設備の設置がないため手続きのみが必要（計算は生じない）となる計画について、工事途中でテナントが決定するなどして、計算の必要が生じた場合、必要な手続きは以下のいずれになるか。</p> <p>ただし、用途等その他の変更はないものとする。</p> <p>①計画の根本的な変更該当するため、当該工事着手までに計画変更手続きを行う。</p> <p>②計画の根本的な変更該当しないため、ルートCの手続きを行う。</p> <p>以下、非住宅部分の「計画の根本的な変更」（P111 参照）</p> <p>(1) 建築物の用途の変更</p> <p>(2) 計算方法（モデル建物法／標準入力法）の変更</p> <p>(3) モデル建物法を適用する場合における一次エネルギー消費量モデル建築物（モデル建物）の変更</p>	<p>①です。用途の変更等がない場合であっても、評価対象となる設備が設置され、新たに計算する必要が生じた場合は計画の根本的な変更該当するものとし、計画変更の手続きが必要になります。</p>
2	手続き	<p>適合性判定を受けた学校校舎（床面積が 3000 m<sup>2</sup>）の建築の工事中に、当該建築物の増床（4000 m<sup>2</sup>の増床で合計 7000 m<sup>2</sup>になる。）の変更を行う場合、建築基準法上は計画変更の手続きを要するものであっても、計画の根本的な変更該当しない限り、建築物省エネ法第 11 条第 2 項の計画の変更とはならず、同法施行規則第 5 条に規定する軽微な変更該当すると考えてよいか。また、評価方法（モデル建物法、標準入力法）によらず同じと考えてよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。また、モデル建物法による評価又は標準入力法による評価とも同じとなります。</p> <p>この時、完了検査時において増床部分を含めて省エネ基準への適合（この場合はルートC）が求められるため、計画の変更の時点で申請者は、省エネ基準に適合をしていることの確認を行う必要があります。</p>
3	手続き	<p>完了検査の申請において、ルートCの場合、省エネ判定機関等による軽微変更該当証明書が必要であるが、ルートA、ルートBに係る軽微な変更の確認は建築主事等が行うのか。</p>	<p>ルートA、ルートBの判断は、建築主事等が行うこととなります。</p> <p>建築基準法施行規則第3条の2に基づき、建築物省エネ法に係る軽微な変更説明書の内容が、ルートA、ルートBに該当することの確認を行うこととなります。</p>
4	手続き	<p>省エネ性能向上計画の認定を受けた他の建築物に係る変更（ルートC相当）があり、完了検査申請時にその変更認定に係る通知書の写しの提出があった場合、建築基準法施行規則第3条の2第1項に規定する建築基準関係規定に適合していると扱ってもよいか。また、その場合、当該通知書の写し以外の書類の提出は必要か。</p>	<p>他の建築物に係る変更により、省エネ性能向上計画の変更認定を受けている場合、申請建築物及び他の建築物はそれぞれ誘導基準※に適合していることから、省エネに係る建築基準関係規定に適合していると扱うことができます。なお、当該変更認定に対象建築物に係る全ての変更が含まれていることを確認するため、原則変更認定に係る図書の提出を求めるものとします。</p> <p>※ 新築の場合、住宅：省エネ基準▲20% 建築物：用途に応じて省エネ基準▲30%又は40%</p>

No	表題	質問	回答
5	計画変更 ・ 軽微変更	複合用途建築物について、建築基準法上の用途の変更があり、一部の用途がなくなる場合で、これに伴いモデル建物の一部が無くなる場合も「計画の根本的な変更」に該当するというので良いか。(例えば、物品販売業と飲食店の用途であったものが、テナントの決定により物品販売業のみになる場合等)	複合用途建築物について、新たに用途が増えない場合(例のように、建築基準法上の一部の用途がなくなる変更やこれに伴い、モデル建物法のモデル建物の一部がなくなる変更)は、建築物省エネ法上の「計画の根本的な変更」に該当しません。
6	計画変更 ・ 軽微変更	確認申請上、建築物の用途の変更が生じた場合は「計画の根本的な変更」として、省エネ適合性判定の計画変更が必要とされているが、以下①②それぞれの場合はいかがか。ただし、いずれも用途の変更以外の変更はないものとする。  ①用途コードが同じ用途間の用途の変更(例: 08456 理髪店⇒08456 クリーニング取次店)  ②用途コードが異なるが、モデル建物が同じとなる変更 (例: 08470 事務所⇒08458 サービス店舗(いずれも事務所モデル))	①②いずれの場合においても、用途の変更以外の変更がない場合は、省エネ適合性判定の計画変更は不要です。なお、標準入力法の場合は、「様式1 建物用途」をモデル建物法における「モデル建物」と読み替えることとなります。
7	軽微変更	例えばトイレの機械換気設備の電動機出力が13Wで計算していたものが現場で15Wのものが設置されていた場合、ルートB又はルートCの手続きは不要と考えて良いか。	省エネ計画書(添付されている設計図書や省エネ計算書等)に変更が生じる場合は、軽微な変更の手続きが必要です。なお、例示の変更は送風機の電動機出力の10%を超える増加となりますので、ルートCに該当します。
8	軽微変更	設備の設置台数や仕様の変更が生じるが、明らかに計算に影響のない場合、軽微な変更の手続きは必要でしょうか。 例: 洗面・手洗いに設置される給湯器が1機種のみ複数台であり、台数が増加する変更があるが、洗面・手洗いの給湯器の平均効率是不変とならない場合	貴見のとおりです。計算が変更にならない場合でも、図面が変更となるため、手続きが必要になります。
9	ルートA	非住宅部分に係る照明設備の消費電力について、35Wから34Wへの器具に変更した場合も建築物省エネ法に係る軽微な変更には該当するのかわか。	照明器具の台数に変更が無く、消費電力のみ低下する場合は軽微な変更のルートAに該当します。
10	ルートA	非住宅部分に係る節湯器具の自動給湯栓への変更等、省エネ性能が向上することが明らかの場合、ルートAの手続きは不要と考えて良いか。	省エネ計画書(添付されている設計図書や省エネ計算書等)に変更が生じる場合は、省エネ性能を向上させる変更であっても、ルートAの変更手続きが必要となります。
11	ルートA	非住宅部分に係る(P107)ルートAの記載例について、COPの変更と記載されているが、変更内容に係る概要の記載はCOP以外でもいいのか。	マニュアルでは「③設備機器の効率向上」の該当性が分る記載として、変更になる空調機のCOPを例示していますが、これ以外でも該当性がわかる変更内容であれば問題ありません。



No	表題	質問	回答
12	ルート B	非住宅部分に係るルート B は、変更前の設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）が基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）に比較し 10%以上少ない場合に、変更による省エネ性能の変化が当該 10%の範囲内に収まるものとして、空気調和設備等ごとに許容幅等が規定されているが、複数の設備で変更がある場合も用いることが可能か。	貴見のとおりです。なお、空気調和設備、機械換気設備、太陽光発電設備については、それぞれ（イ）又は（ロ）のいずれかの適用に限られます。
13	ルート B	非住宅部分に係る空機調和設備の計算対象となる機器において、性能が向上するものと低下するものがあつた場合、全てまとめたものが、ルート B の範囲内であれば良いのか。	貴見のとおりです。 ルート B において、性能が向上するものと低下するものが混在する場合は、分けて考えるのではなく、全てまとめて判断をします。ルート B は、各設備ごとに一定のエネルギー消費性能を低下させる変更条件に該当し、かつ、それ以外の事項はエネルギー消費性能が低下しない変更（変更無又は性能向上になる変更）となります。
14	ルート B	軽微変更ルート B の適用可否を判断する変更前の BEI について、省エネ基準を 1 割以上上回ることを確認するが、モデル建物法を適用した複数用途建築物の場合、建物全体で考えるのか。若しくはモデル建物ごとに考えるのか。また、設備ごとの増加率・低下率の確認は、どのように行なえばよいか	モデル建物ごとではなく、建物全体で省エネ基準を 1 割以上上回るものである場合に限り、モデル建物毎に入力確認シートを使用して適用の可否を判断することになります。結果、全モデルがルート B に該当する場合に限り適用することが可能です。 なお、計画の変更により適用するモデル建物が減少した場合は、建物全体の BEI に与える影響が不明であるため、ルート B を適用することはできず、ルート C となります。
15	ルート B	非住宅部分に係るモデル建物法ルート B の各設備の範囲については、標準入力法においても適用可能か。	貴見のとおりです。ただし、標準入力法で確認することができる項目に限られます。
16	ルート B	直前の手続きにおいて、モデル建物（複数用途の場合はその内一つ）に評価対象となる設備の設置がされていなかった計画について、計画の変更により評価対象となる設備が設置されることになった場合、軽微変更ルート B の適用は可能か。例：空調設備の設置がない計画であったが、空調設備を設置する計画に変更する場合	変更前からの増減の割合（複数用途は一の建築物としての増減の割合）を算定することができず、当該変更が建物全体の建築物エネルギー消費性能に与える影響度が不明のため、軽微変更ルート B の適用は不可であり、軽微変更ルート C の適用となります。なお、直前の手続きにおいて、計算を行っていない場合は計画変更となります。
17	ルート B	太陽光発電設備に係る変更は次の（イ）又は（ロ）のいずれか（イとロの両方同時の適用はできない）であるが、そのうち（ロ）については、a、b のいずれか一方のみの変更であるのか。それとも a、b 両方同時の変更であっても適用可能か。 （イ）太陽光アレイのシステム容量の 2%を超えない減少 （ロ）パネルの方位角の 30 度を超えない変更 [a] 又は傾斜角の 10 を超えない変更 [b]	左記の（ロ）については、a、b 両方同時の変更であっても適用可能です。
18	仕様基準	仕様基準を適用する住宅について、照明、エアコンのように入居後に施主自らが設置するのは完了検査の対象に含まれないのか。	照明やエアコンは、施主自ら入居後に設置するなど、完了検査時点で設置する設備が未定である場合も考えられます。その場合は、あらかじめ申請図書に「入居後設置」等と記載し、当該設備が設置されていないことを完了検査で確認し、仕様基準に適合するものとします。

## 第6章 参考資料等

### ■省エネ基準工事監理報告書（仕様基準）

※ 特定行政庁が規則で定める様式がある場合には、当該様式を使用すること。

任意様式

省エネ基準工事監理報告書（仕様基準）

令和      年      月      日

様

工事の監理状況を報告します。  
この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者

物件概要

建 築 主	
工 事 名 称	
敷 地 の 地 名 地 番	

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項 目	報 告 事 項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認 結果
1. 外皮	① 断熱材の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 構造熱橋部の断熱補強の仕様、範囲（鉄筋コンクリート造の場合）		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 窓の仕様、設置状況（付属部材や庇の設置状況を含む）		A・B・C ・ ・	適・不適
2. 暖房設備	① 暖房方式		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 暖房設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
3. 冷房設備	① 冷房方式		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 冷房設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
4. 換気設備	① 換気設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
5. 照明設備	① 非居室の照明設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
6. 給湯設備	① 給湯設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

[注意]

1. 本様式は、「住宅仕様基準」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としています。
2. 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
3. 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
4. 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。  
A: 目視による立会確認 B: 計測等による立会確認 C: 施工計画書等・試験成績書等による確認

■省エネ基準工事監理報告書（標準計算）

※ 特定行政庁が規則で定める様式がある場合には、当該様式を使用すること。

任意様式

**省エネ基準工事監理報告書（標準計算）**

様 令和 年 月 日

工事の監理状況を報告します。  
この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者

物件概要

建 築 主	
工 事 名 称	
敷地の地名地番	

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項 目	報 告 事 項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認 結果
1. 基本情報	① 建て方、居室の構成等		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 床面積等（主たる居室、その他の居室、床面積合計、吹抜け等）		A・B・C ・ ・	適・不適
2. 外皮	① 熱的境界となる部位、面積		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 熱的境界となる屋根、外壁等の部位の仕様、熱貫流率		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 窓の仕様、設置状況（付属部材や庇の設置状況を含む）		A・B・C ・ ・	適・不適
	④ 構造熱橋部の断熱補強の仕様、範囲（鉄筋コンクリート造の場合）		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑤ 基礎断熱部の基礎の形状、範囲等		A・B・C ・ ・	適・不適
3. 暖房設備	① 暖房方式、暖房設備機器の種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 暖房設備機器の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 暖房設備等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
4. 冷房設備	① 冷房方式、冷房設備機器の種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 冷房設備機器の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 冷房設備等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
5. 換気設備	① 換気方式、換気設備の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 換気設備等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
6. 給湯設備	① 給湯設備の有無、熱源機の種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 給湯設備機器の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ ふろ機能、給湯配管、水栓、浴槽の仕様等		A・B・C ・ ・	適・不適
7. 照明設備	① 主たる居室、その他居室、非居室の照明設備の種類、制御等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

- 1 -

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照会を行った設計図書	確認方法	確認結果
8. 太陽光発電設備	① パワーコンディショナの低下う負荷効率		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 太陽電池アレイの種類、容量		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ パネルの設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
9. 太陽熱利用設備	① 太陽熱利用設備の種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 液体集熱式太陽熱利用設備の種類、品番		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 液体集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	④ 空気集熱式太陽熱利用設備の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑤ 空気集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
10. コージェネレーション設備	① コージェネレーション機器の品番、種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 逆潮流の有無		A・B・C ・ ・	適・不適

[注意]

1. 本様式は、「標準計算法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としています。
2. 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
3. 「照会を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照会を行った図書を記載してください。
4. 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。  
A:目視による立会確認 B:計測等による立会い確認 C:施工計画書等・試験成績書等による確認

■省エネ基準工事監理報告書（モデル建物法（小規模版））

※ 特定行政庁が規則で定める様式がある場合には、当該様式を使用すること。

任意様式

省エネ基準工事監理報告書（モデル建物法（小規模版））

令和      年      月      日

様

工事の監理状況を報告します。  
この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

工事監理者

物件概要

建 築 主	
工 事 名 称	
敷 地 の 地 名 地 番	

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項 目	報 告 事 項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認結果
1. 外皮	① 外壁、屋根の断熱仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 窓の仕様、設置状況（ブラインド、庇の有無を含む）		A・B・C ・ ・	適・不適
2. 空調和設備	① 熱源機器の種類、台数、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 全熱交換器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 全熱交換器の自動換気切替機能の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	④ 予熱時外気取り入れ停止制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
3. 換気設備	① 建物用途に応じた室の換気設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 送風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
4. 照明設備	① 建物用途に応じた室の照明器具の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 省エネ制御等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
5. 給湯設備	① 建物用途に応じた使用用途の熱源機器の種類、仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 節湯器具の種類、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
6. 太陽光発電設備	① 太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

【注意】

1. 本様式は、「モデル建物法（小規模版）」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
2. 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
3. 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
4. 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。  
A：目視による立会い確認 B：計測等による立会い確認 C：施工計画書等・試験成績書等による確認

■省エネ基準工事監理報告書（モデル建物法）

※ 特定行政庁が規則で定める様式がある場合には、当該様式を使用すること。

任意様式

**省エネ基準工事監理報告書（モデル建物法）**

令和 年 月 日

様

工事の監理状況を報告します。  
この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者

物件概要

建築主	
工事名称	
敷地の地名地番	

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項 目	報 告 事 項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
1. 外皮	① 断熱材の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 窓の仕様、設置状況（ブラインドボックス、庇の設置状況を含む）		A・B・C ・ ・	適・不適
2. 空気調和設備	① 熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 全熱交換器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 全熱交換器の自動切替機能の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	④ 予熱時外気取り入れ停止制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑤ 二次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑥ 空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
3. 換気設備	① 換気設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 送風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
4. 照明設備	① 建物用途に応じた室の照明器具の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 各種制御の設置状況 【在室検知制御・明るさ制御・タイムスケジュール制御・初期照度補正制御】		A・B・C ・ ・	適・不適
5. 給湯設備	① 建物用途に応じた使用用途の熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 節湯器具の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
6. 昇降機設備	① 昇降機の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
7. 太陽光発電設備	① 太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
8. コージェネレーション設備	① コージェネレーション設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

【注意】

1. 本様式は、「モデル建物法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
2. 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
3. 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
4. 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。  
A：目視による立会い確認 B：計測等による立会い確認 C：施工計画書等・試験成績書等による確認

■省エネ基準工事監理報告書（標準入力法）

※ 特定行政庁が規則で定める様式がある場合には、当該様式を使用すること。

任意様式

省エネ基準工事監理報告書（標準入力法）

様 平成 年 月 日

工事の監理状況を報告します。  
この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者 印

物件概要

建築主	
工事名称	
敷地の地名地番	

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
1. 外皮	① 外壁等を構成している建材・塗料等の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	② 窓の仕様、設置状況（ブラインドボックス、庇の設置状況を含む）		A・B・C	適・不適
2. 空調設備	① 熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	② 冷暖同時供給の有無		A・B・C	適・不適
	③ 熱源機器に係る台数制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	④ 蓄熱システムの仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	⑤ 2次ポンプの仕様（流量制御方式を含む）、設置状況		A・B・C	適・不適
	⑥ 2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	⑦ 2次ポンプに係る台数制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	⑧ 空調機の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	⑨ 空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	⑩ 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	⑪ 外気冷房制御の有無		A・B・C	適・不適
	⑫ 全熱交換器の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	⑬ 全熱交換器の自動切替機能の設置状況		A・B・C	適・不適
3. 換気設備	① 換気設備（換気代替空調機を含む）の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	② 換気設備に係る各種制御（換気代替空調機を含む）の設置状況		A・B・C	適・不適
4. 照明設備	① 照明器具の消費電力、台数および取付状況		A・B・C	適・不適
	② 各種制御の設置状況 【在室検知制御・タイルセンサー制御・初期照度補正制御・明るさ検知制御】		A・B・C	適・不適
5. 給湯設備	① 熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	② 給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	③ 節湯器具の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	④ 太陽熱利用設備の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
6. 昇降機設備	昇降機の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
7. 太陽光発電設備	① 太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	② パワーコンディショナの仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
8. コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の仕様、排熱利用先		A・B・C	適・不適

【注意】  
 1. 本様式は、「標準入力法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。  
 2. 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。  
 3. 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。  
 4. 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。  
 A: 目視による立会い確認 B: 計測等による立会い確認 C: 施工計画書等・試験成績書等による確認

■建築物エネルギー消費性能基準に係る完了検査チェックシート（仕様基準）【参考】

建築物エネルギー消費性能基準に係る完了検査チェックシート（仕様基準）【参考】

確認番号： \_\_\_\_\_

件名： \_\_\_\_\_

1. 検査内容

検査の項目	報告事項 (省エネ基準工事監理報告書における事項)	検査事項	検査方法		検査結果
			施工関連図書	目視	
外皮等	部位の断熱材の工法、仕様、設置状況	施工部位、構造	施工計画書、納入伝票、納入仕様書、写真等	○	
		部位の層構成とその施工法		○	
		断熱材等の施工法		○	
		断熱材等の熱性能		○	
	構造熱橋部の断熱補強の仕様、範囲（鉄筋コンクリート造等の場合）	断熱補強の種類(又は性能)	施工計画書、納入仕様書、写真等	○	
		断熱補強の厚さ		○	
		施工状況・範囲		○	
	窓の仕様、設置状況(付属障材、庇の設置状況を含む)	窓(ガラス+建具)の仕様(性能)等	納入伝票、納入仕様書等	△	△
		ドア(枠・戸)の仕様(性能)等		△	△
		付属障材(外付ブラインド、和障子等)設置状況	施工計画書等		○
庇、軒等の設置状況				○	
暖房設備	暖房方式	住宅の暖房の方式	納入伝票等		○
	暖房設備の仕様、設置状況	暖房設備の種類	納入伝票、納入仕様書、写真等	○	△
		暖房機器の熱効率等		○	
配管の断熱被覆(温水暖房用パネルラジエーター)		○			
冷房設備	冷房方式	住宅の冷房の方式	納入伝票等		○
	冷房設備の仕様、設置状況	冷房設備の種類	納入伝票、納入仕様書等	○	△
冷房機器の熱効率等			○		
換気設備	換気設備の仕様、設置状況	換気方式	納入伝票等	○	△
		比消費電力(消費電力、設計風量)	納入仕様書等	○	△
		ダクト内径の確認(内径75mm以上)	納入伝票等	○	
		直流電動機の有無	納入仕様書等	○	
照明設備	非居室の照明設備の種類	非居室の照明器具の種類が全てLED等	納入伝票等	○	△
給湯設備	給湯器の種類	給湯器の種類	納入伝票等	○	△
	給湯器の熱効率等	給湯器の種類に応じた熱効率等	納入仕様書等	○	

※ 納入伝票は主に機器種類等が明示され、納入仕様書は確認が必要となる性能等が明示された施工関連図書をいう。

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難



■建築物エネルギー消費性能基準に係る完了検査チェックシート（標準計算）【参考】

建築物エネルギー消費性能基準に係る完了検査チェックシート（標準計算）【参考】

確認番号： \_\_\_\_\_ 省エネ適合判定番号： \_\_\_\_\_

件名： \_\_\_\_\_

1. 検査内容

検査の項目	報告事項 (省エネ基準工事監理報告書における事項)	検査事項	検査方法		検査結果	
			施工関連図書	目視		
基本情報	他住戸の状況	外皮の計算法に応じた他住戸の条件を満たしていることの確認	施工計画書 等	○		
	居室の構成	主たる居室、その他居室、非居室の構成	施工計画書 等		○	
	主たる居室、その他居室及び合計の床面積	主たる居室、その他居室及び合計の床面積	施工計画書 等	○		
外皮等	部位の面積、層構成、断熱工法等	施工部位、構造	施工計画書、納入伝票、写真 等	○		
		基礎の寸法、地盤面の状況等		○	△	
		部位の面積、層構成とその施工法		○		
		断熱材の施工法		○		
		部位の断熱材等の熱性能		○		
		部位の断熱材等の厚さ		○		
		塗料の日射熱取得率		施工計画書、試験成績書 等	○	
		塗料面の範囲、面積等		○		
	構造熱橋等の形状・寸法、断熱断線の仕様、範囲	構造熱橋等の形状・寸法	施工計画書、納入仕様書、写真 等	○		
		断熱断線の種類(又は性能)		○		
		断熱断線の厚さ		○		
		断熱断線の施工範囲		○		
	窓の大きさ、仕様、設置状況(付属部材、庇の設置状況を含む)	窓(ガラス+建具)の仕様(性能)等	納入伝票、納入仕様書 等	△	△	
		ドア(枠・戸)の仕様(性能)等		△	△	
		開口部(窓・ドア)の大きさ	納入伝票 等	△	○	
付属部材(外付ブラインド、和障子等)設置状況		施工計画書 等		○		
庇、軒等の設置状況				○		
暖房設備 (主たる居室、その他居室)	暖房方式	住宅の暖房の方式	納入伝票 等		○	
	暖房設備又は放熱器の種類、性能等	暖房設備の種類	納入伝票、納入仕様書、写真 等	○	△	
		暖房機器の熱効率等		○		
	ダクト経路、VAV方式等(住戸全体を暖房する方式の場合)	暖房器具の種類	施工計画書、納入仕様書、写真 等	○		
		ダクトの経路		○		
		VAV方式であることの確認		○		
		全換気機能の有無		○		
		設計风量		○		
	敷設率、上面放熱率等(温水暖房等の場合)	温水床暖房パネルの敷設率	施工計画書 等	○		
		床の上面放熱率(床の層構成)		○		
配管の断熱(レームエアコン付温水床暖房)		○				
冷房設備 (主たる居室、その他居室)	冷房方式	住宅の冷房の方式	納入伝票 等		○	
	冷房設備の仕様、設置状況	冷房設備の種類	納入伝票、納入仕様書 等	○	△	
		冷房機器の熱効率等		○		
		小能力時高効率型コンプレッサー		○		

※ 納入伝票は主に機器種類等が明示され、納入仕様書は確認が必要となる性能等が明示された施工関連図書をいう。  
凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

検査の項目	報告事項 (省エネ基準工事監理報告書における事項)	検査事項	検査方法			検査結果	
			施工関連図書		目視		
換気設備	換気設備の仕様、設置状況	換気方式	納入伝票 等	○	△		
		比消費電力(消費電力、設計風量)	納入仕様書 等	○	△		
		ダクト内径の確認(内径75mm以上)	納入伝票 等	○			
		直流電動機の有無	納入仕様書 等	○			
		有効換気量率(1種換気設備のみ)	施工計画書、納入仕様書 等	○			
		熱交換型換気設備の温度交換効率、補正係数		○			
給湯設備	浴室の有無	浴室の有無	施工計画書 等		○		
	給湯器の種類	給湯器の種類	納入伝票 等	○	△		
	給湯器の熱効率等	給湯器の種類に応じた熱効率等	納入仕様書 等	○			
	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(給湯温水暖房機(暖房部:ガス 給湯部:電気ヒートポンプ・ガス)の場合)	機器の品番		納入伝票 等	○		
		冷媒の種類(フロン系冷媒、プロパン系冷媒の別)		納入伝票 等	○		
		タンクユニット容量(95L未満、以上の別)		納入伝票 等	○		
	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯温水暖房機(暖房部:電気ヒートポンプ・ガス 給湯部:ガス)の場合	タンクユニット設置場所(屋内、屋外の別)		納入伝票 等	○		
	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯温水暖房機(暖房部:電気ヒートポンプ・ガス 給湯部:電気ヒートポンプ・ガス)の場合	タンク容量およびタンクユニット型番、製造事業者ごとに定められた区分(区分1、区分2の別)		納入伝票 等	○		
	ふろ機能の種類	追い焚きの有無等			○		
	配管方式等	先分岐方式とヘッダー方式の別、ヘッダー分岐後の配管径	施工計画書、納入仕様書 等	○			
	給湯水栓の種類 (台所、浴室シャワー、洗面)	2バルブ水栓の使用		納入伝票 等		○	
		手元止水機能、水優先吐水機能、小流量吐水機能の有無		納入仕様書 等	○		
浴槽の保温措置	高断熱浴槽の使用		納入仕様書 等	○			
照明設備	主たる居室	設置の有無、照明器具の種類	納入仕様書 等	○	△		
		調光可能な制御の有無	納入仕様書 等	○	△		
	その他の居室	設置の有無、照明器具の種類	納入仕様書 等	○	△		
		調光可能な制御の有無	納入仕様書 等	○	△		
	非居室	設置の有無、照明器具の種類	納入仕様書 等	○	△		
		人感センサーの有無	納入仕様書 等	○	△		

※ 納入伝票は主に機器種類等が明示され、納入仕様書は確認が必要となる性能等が明示された施工関連図書をいう。

凡例 ○: 対応可能、△: 場合によっては可能、空欄: 対応困難

検査の項目	報告事項 (省エネルギー工事監理報告書における事項)	検査事項	検査方法		検査結果
			施工関連図書	目視	
太陽光発電設備	太陽光発電の仕様、設置状況	アレイのシステム容量	納入仕様書、施工計画書等	○	
		太陽電池の種類		○	
		アレイ設置方法		○	○
		パネルの方位角		○	△
		パネルの傾斜角		○	△
	パワーコンディショナの仕様、設置状況	パワーコンディショナの定格負荷効率		○	
太陽熱利用設備	太陽熱利用設備の種類 液体集熱式太陽熱利用設備の仕様等	液体集熱式又は空気集熱式の別	納入仕様書、施工計画書等	○	
		設備の種類		○	
		給湯接続方式		○	
		温水器品番		○	○
		集熱部の面積		○	
		集熱部の設置方位角		○	△
		集熱部の設置傾斜角		○	△
		貯湯量		○	
	液体集熱式太陽熱利用設備の仕様等	集熱部の面積	納入仕様書、施工計画書等	○	
		集熱部の設置方位角		○	△
		集熱部の設置傾斜角		○	△
		空気推送ファンの自立運転用太陽光発電装置の有無、種別		○	
		機外静圧をゼロとした時の空気推送ファンの風量		○	
		集熱した熱の給湯への利用有無		○	
コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の仕様、設置状況	集熱後の空気を供給する床下の面積の割合	納入仕様書、施工計画書等	○	
		床下空間の断熱		○	
		コージェネレーションの種類		○	
		逆潮流の評価		○	
		品番		○	△

※ 納入伝票は主に機器種類等が明示され、納入仕様書は確認が必要となる性能等が明示された施工関連図書をいう。

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

■建築物エネルギー消費性能基準に係る完了検査チェックシート（モデル建物法（小規模版））【参考】

建築物エネルギー消費性能基準に係る完了検査チェックシート（モデル建物法（小規模版））【参考】

確認番号： \_\_\_\_\_ 省エネ適合判定番号： \_\_\_\_\_

件名： \_\_\_\_\_

モデル建物： \_\_\_\_\_ モデル

1. 検査内容

検査の項目	報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法		検査 結果
			施工関連図書	目視	
基本情報	計算対象床面積	計算対象となる部分の床面積	施工計画書 等	○	
	計算対象空調床面積	空調対象室の床面積	施工計画書 等	○	
外皮（外気に接する 主要な外壁・屋根・ 窓）	主要な外壁の断熱仕 様等	断熱材等の種類、熱性能	納入伝票、 施工計画書 等	○	
		断熱材等の厚さ		○	
	主要な屋根の断熱仕 様等	断熱材等の種類、熱性能		○	
		断熱材等の厚さ		○	
	主要な窓の仕様等	窓の熱性能		○	
		建具、ガラスの仕様		○	△
ブラインドの有無			○		
主要な窓のブライン ド、庇の有無	窓のブラインド、庇の有無		○		
空気調和設備	熱源機の仕様等	熱源機の種類、台数	納入仕様書 等	○	△
		熱源機的能力(定格能力、定格 消費電力、定格燃料消費量)		○	
	全熱交換器等の仕様	送風機の台数、風量等	納入仕様書 等	○	△
		全熱交換効率		○	
自動換気切替機能の有無		○			
外気導入量制御	予熱時外気取入れ停止の有無		○		
換気設備（モデル建 物用途に応じた主た る室用途のみ）	換気設備の仕様等	換気設備の使用用途、厨房面積	施工計画書 等	○	△
		換気方式		○	△
		送風量、電動機出力、台数		○	
換気設備の制御等	インバーター送風量制御、高効 率電動機の有無		○		
照明設備（モデル建 物用途に応じた主た る室用途のみ）	照明設備の仕様等	室用途、床面積、室高さ	納入伝票、 施工計画書 等	○	△
		照明器具の種類		○	△
		消費電力、台数		○	
	省エネ制御等	在室検知制御等の省エネ制御 の有無		○	△
給湯設備（モデル建 物用途に応じた主た る使用用途のみ）	給湯設備の仕様等	給湯器の使用用途、台数	施工計画書 等	○	
		定格加熱能力、定格消費電力、 定格燃料消費量		○	
	配管保温仕様等	主たる配管の保温仕様の確認	納入仕様書 等	○	
		節湯器具の使用		○	
太陽光発電設備	太陽光発電の仕様等	太陽電池種類	納入仕様書 等	○	
		アレイのシステム容量		○	
	太陽光パネル設置	アレイの設置方式 パネルの設置方位、傾斜角	施工計画書 等		○

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

■建築物エネルギー消費性能基準に係る完了検査チェックシート（モデル建物法）【参考】

建築物エネルギー消費性能基準に係る完了検査チェックシート（モデル建物法）【参考】

確認番号：\_\_\_\_\_ 省エネ適合判定番号：\_\_\_\_\_

件名：\_\_\_\_\_

モデル建物：\_\_\_\_\_ モデル

1. 検査内容

検査の要否 (入力シートの有無)	報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法		検査 結果	
			施工関連図書	目視		
外皮	□ 様式B-2 □ 様式B-3	断熱材の仕様、設置状 況	種類(又は性能)	施工計画書、 写真 等	○	
			厚さ		○	
			設置状況		○	
	□ 様式B-1 □ 様式B-3	窓の仕様、設置状況 (ブラインドボックス、 底の設置状況を含む)	窓(ガラス+建具)の性 能 建具・ドアの種類(材質) 窓・ドアの寸法 ブラインドボックスや底 の設置状況	納入伝票、 施工計画書 等	○	△ (ガラスペア)
		△	○			
		△	○			
		△	○			
空気調和 設備	□ 様式C-1	熱源機器の仕様、設置 状況	熱源機種	納入仕様書 等	○	△
			能力(定格能力、定格消費 電力、定格燃料消費量)		○	△
			台数		○	△
	□ 様式C-2	全熱交換器の仕様、設 置状況	全熱交換効率(冷房時・暖 房時)	納入仕様書 等	○	△ (申請型)
			設計給気量・設計排気量		○	
			台数		○	△ (申請型)
		全熱交換器の自動換 気切替機能の設置状 況	自動換気切替機能の有無	制御計装図※、 動作説明図、 検査記録書※等	○	
		予熱時外気取入れ停 止機能の設置状況	予熱時外気取入れ停止機 能の有無	制御計装図※、 動作説明図、 検査記録書※等	○	
	□ 様式C-3	二次ポンプの変流量 制御の設置状況	変流量制御の有無等	制御計装図※、 動作説明図、 検査記録書※等	○	
			二次ポンプの台数		○	○
二次ポンプの設計流量			○		△	
□ 様式C-4	空調機ファンの変風 量制御の設置状況	変风量制御の有無等	制御計装図※、 動作説明図、 検査記録書※等	○		
		空調機ファンの台数		○	△	
		空調機ファンの設計风量		○	△	

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

検査の要否 (入力シートの有無)	報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法		検査 結果		
			施工関連図書	目視			
換気設備	□ 様式D	機械換気設備の仕様、 設置状況	設置する室用途	納入仕様書 等	△	○	
			床面積		○		
			換気方式		○		
			台数		○	△	
			送风量		○	△	
			電動機出力		○	△	
		高効率電動機等の設 置状況	高効率電動機、インバー ター、送风量制御の有無	制御計装図※、 動作説明図、 検査記録書※等	○		
照明設備	□ 様式E	照明器具の仕様、設置 状況	設置する室用途	納入仕様書 等	△	○	
			床面積		○		
			室の高さ		○	○	
			消費電力		○	△	
			台数		○	△	
		省エネ種制御の設置 状況	在室検知制御の有無	納入仕様書、 検査記録書※等	○	△	
			明るさ検知制御の有無		○	△	
			タイムスケジュール制御 の有無		○		
		初期照度補正機能の有無	○				
給湯設備	□ 様式F	給湯熱源機器の仕様、 設置状況	給湯用途	納入仕様書 等	△	○	
			台数		○	○	
			定格加熱能力		○	△	
			定格消費電力(定格燃料 消費量)		○	△	
		給湯配管の保温の仕 様、設置状況	主たる配管の保温仕様 (管径、保温厚さ)	施工計画書 等	○		
			節湯器具の仕様、設置 状況	節湯器具仕様(自動給湯 栓)	納入仕様書 等	○	○
節湯器具仕様(節湯B1)	○						
昇降機	□ 様式G	昇降機の仕様、設置状 況	速度制御方式	納入仕様書、 試験成績表※等	○		
太陽光発 電設備	□ 様式H	太陽光発電の仕様	太陽電池の種類	納入仕様書、 施工計画書 等	○		
			アレイのシステム容量		○		
		太陽光発電の設置状 況	アレイ設置方法		○	○	
			パネル設置方位角		○	△	
			パネル設置傾斜角		○	△	
コージェ ネレーシ ョン設備	□ 様式I	コージェネレーショ ン設備の仕様	熱源機の種別	納入仕様書、 制御計装図※等	○		
			定格発電出力		○		
			発電効率、排熱効率		○		
		設置状況	排熱利用先		○		

※ 制御計装図：自動制御計装図、検査記録書：自主検査記録書、試験成績表：エレベーター工事完了検査試験成績表

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

■建築物エネルギー消費性能基準に係る完了検査チェックシート（標準入力法）【参考】

建築物エネルギー消費性能基準に係る完了検査チェックシート（標準入力法）【参考】

確認番号：\_\_\_\_\_ 省エネ適合判定番号：\_\_\_\_\_

件名：\_\_\_\_\_

1. 検査内容

検査の要否 (入力シートの有無)	報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法		検査 結果			
			施工関連図書	目視				
基本情報 等	□ 様式0 □ 様式1	基本情報、室仕様	「他人から供給された熱」の一次エネルギー換算値、階、室名、建物用途、室用途、室面積、階高、天井高、計算対象室	建築物の完了検査等による。	○			
	□ 様式2-1	空調ゾーン、空調機群の種類	空間室に対応する空調ゾーン、空調機群の種類（室負荷処理・外気負荷処理）	室用途、空調の有無等が異なる場合は必要に応じて検査	○			
外皮	□ 様式2-2 □ 様式2-4	外皮等を構成している建材等仕様、設置状況	建材等の種類(又は性能) 厚さ 設置状況 塗料の日射熱取得率 塗装範囲	施工計画書、写真等	○			
		□ 様式2-3 □ 様式2-4	窓の仕様、設置状況（ブラインドボックス、底の設置状況を含む）		窓（ガラス+建具）の性能	納入伝票、施工計画書等	○	△ (ガラスラベル)
					建具・ドアの種類(材質)		△	○
					窓・ドアの寸法		△	○
	ブラインドボックスや底の設置状況			△	○			
	空気調和 設備	□ 様式2-5	熱源機器*の仕様、設置状況 ※熱源機器：主機・補機・一次ポンプ・冷却塔	熱源機種 能力(定格能力、定格消費エネルギー、定格消費電力) 台数	納入仕様書 制御回路図 動作説明図 検査記録書 ※等	○	△	
			冷暖同時供給の有無	冷暖同時供給の有無		○	△	
			熱源機器に係る台数制御の設置状況	台数制御の有無		○		
蓄熱システムの仕様、設置状況			運転モード、蓄熱容量	○				
□ 様式2-6			2次ポンプの仕様(流量制御方式を含む)、設置状況	能力(定格流量、定格消費電力) 往還温度差 台数・運転順序 流量制御方式		納入仕様書 制御回路図 動作説明図 検査記録書 ※等	○	△
				2次ポンプの変流量制御の設置状況			変流量時最小流量比(回轉数制御の場合のみ)	○
		2次ポンプに係る台数制御の設置状況	台数制御の有無		○			

※ 制御回路図：自動制御回路図、検査記録書：自主検査記録書、試験成績表：エレベーター工事完了検査試験成績表

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

検査の要否 (入力シートの有無)	報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法		検査 結果	
			施工関連図書	目視		
空調和 設備 (つ づき)	□ 様式2-7	空調機の仕様、設置状 況	空調機の種類	納入仕様書 制御回路図 動作説明図 検査記録書 ※ 等	○	△ (未置型)
			能力(定格能力、定格消費電力)		○	△ (未置型)
			台数		○	△ (未置型)
			風量制御方式		○	
		空調機ファンの変風 量制御の設置状況	変風量時最小風量比(回轉数制 御の場合のみ)		○	
		予熱時外気取入れ停 止制御の設置状況	予熱時外気取入れ停止制御の有 無		○	
		外気冷房制御の有無	外気冷房制御の有無(設計最大 外気風量)		○	
	□ 様式2-9 (様式2-7で、 様式2-9の入力 有とした場合 のみ)	全熱交換器の仕様、 設置状況	能力(設計風量、全熱交換効率 (冷房時・暖房時)、ローター消 費電力)	納入仕様書 制御回路図 動作説明図 検査記録書 ※ 等	○	△ (未置型)
			台数		○	
		全熱交換器の自動換気 切替機能の設置状況	自動換気切替機能の有無		○	
□ 様式2-9 (様式2-7で、 様式2-9の入力 有とした場合 のみ)	全熱交換器の方式	静止形または回転形	○			
	全熱交換器の性能、 設置状況	設計外気量、設計排気量等 試験結果(全熱交換効率(冷房 時・暖房時)、給気量、換気量、 有効換気量率)	○			
換気設備	□ 様式3-1 □ 様式3-2 □ 様式3-3	換気設備(換気代替空 調機を含む)の仕様、 設置状況	換気種類	納入仕様書 制御回路図 動作説明図 検査記録書 ※ 等	○	△
			能力(設計風量、電動機定格出 力)		○	△ (未置型)
			換気代替空調機の設置室用途分 類		○	△
		換気代替空調機の能力(必要定 格冷却能力、熱源効率)	○		△ (未置型)	
	換気設備に係る各種 制御(換気代替空調機 を含む)の設置状況	高効率電動機の有無	○			
		インバータの有無	○			
照明設備	□ 様式4	照明器具の消費電力、 台数、および取付状況	照明器具の種類(機器名称・ラン プ名称)	納入仕様書 等	○	△
			定格消費電力		○	△
			台数		○	
			室の間口・奥行又は室指数、作業 面の高さ(室指数補正を行う場 合)		○	△
		各種制御の設置状況	在室検知制御の有無、制御方式	納入仕様書 検査記録書 ※ 等	○	△
			明るさ検知制御の有無、制御方 式		○	△
			タイムスケジュール制御の有 無、制御方式		○	
			初照度補正機能の有無、制御 方式		○	

※ 制御回路図：自動制御回路図、検査記録書：自主検査記録書、試験成績表：エレベーター工事完了検査試験成績表

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難



検査の要否 (入力シートの有無)	報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法		検査 結果		
			施工関連図書	目視			
給湯設備 □ 様式5-1 □ 様式5-2	熱源機器の仕様、設置 状況	給湯箇所	納入仕様書 等	△	○		
		定格熱能力		○	△		
		熱源効率		○	△		
		給湯配管の保温の仕 様、設置状況	主たる配管の保温仕様(管径、保 温材厚さ)	施工計画書 等	○		
		節湯器具の仕様、設置 状況	節湯器具仕様(自動給湯栓) 節湯器具仕様(節湯B1)	納入仕様書 等	○	○	
		太陽熱利用設備の仕 様、設置状況	有効集熱面積、集熱面の方位角・ 傾斜角	納入仕様書 施工計画書 等	○	△	
昇降機 □ 様式6	昇降機の仕様、設置状 況	台数	納入仕様書 試験成績表 ※ 等	○	○		
		能力(積載量、速度、輸送能力 係数)		○			
		速度制御方式		○			
太陽光発 電設備 □ 様式7-1	太陽光発電の仕様、設 置状況	太陽電池の種類	納入仕様書 施工計画書 等	○			
		アレイのシステム容量		○			
		アレイ設置方法		○	○		
		パネルの方位角		○	△		
	パネルの傾斜角	○		△			
パワーコンディショ ナの仕様、設置状況	パワーコンディショナの効率		○				
コージェ ネレーシ ョン設備 □ 様式7-3	コージェネレーショ ン設備の仕様、設置状 況	熱源機の種別	納入仕様書 制御計装図 等	○			
		定格発電能力					
		発電効率、排熱効率					
		排熱利用優先順位、系統等					

※ 制御計装図：自動制御計装図、検査記録書：自主検査記録書、試験成績表：エレベーター工事完了検査試験成績表

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

■建築物エネルギー消費性能基準に係る完了検査チェックシート（標準共通）【参考】

2. 変更関係書類

<共通>

変更内容		証明書類等	要否	適否
建築物省エネルギー法施行規則第5条に規定する軽微な変更	ルートA	省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更	軽微な変更説明書	
	ルートB	一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更		
	ルートC	再計算によって基準適合が明らかでない変更	軽微変更該当証明書	
上記の軽微な変更に該当しない変更		上記に該当しない根本的な計画の変更	変更後の計画に係る適合判定通知書	

■住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国交省告示第266号）（最終改正令和5年9月25日国土交通省告示第972号）

1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第2号イ(3)の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準は、次のとおりとする。

(1) 断熱構造とする部分

外皮については、地域の区分（基準省令第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分をいう。以下同じ。）に応じ、断熱及び日射遮蔽のための措置を講じた構造（以下「断熱構造」という。）とすること。ただし、次のイからへまでのいずれかに該当するもの又はこれらに類するものについては、この限りでない。

イ 居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫又はこれらと同様の空間の居室に面する部位以外の部位

ロ 外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する外壁

ハ 断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁又はベランダ

ニ 玄関、勝手口その他これらに類する部分における土間床部分

ホ 断熱措置がとられている浴室下部における土間床部分

へ 単位住戸（基準省令第1条第1項第2号イ(1)に規定する単位住戸をいう。以下同じ。）の外皮が当該単位住戸と同様の熱的環境の空間に接している場合における当該外皮

(2) 外皮の断熱性能等に関する基準

外皮（開口部を除く。）を(1)に定めるところにより断熱構造とする場合にあっては、次のイ又はロに定める基準及びハに定める基準によること。

イ 外皮の熱貫流率の基準

鉄筋コンクリート造、組積造その他これらに類する構造（以下「鉄筋コンクリート造等」という。）にあっては熱橋（構造部材、下地材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下イにおいて同じ。）となる部分を除いた外皮の熱貫流率（内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋により貫流する熱量等を勘案して算出したものをいう。以下同じ。）が、その他の構造、構法又は工法にあっては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した外皮の熱貫流率が、それぞれ建築物の種類、部位、断熱材の施工法及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

建築物の種類	構造、構法又は工法	部位		断熱材の施工法	熱貫流率の基準値 (単位 1平方メートル1度につきワット)					
					地域の区分					
					1及び2	3	4	5、6及び7	8	
一戸建ての住宅	鉄筋コンクリート造等	屋根又は天井		内断熱	0.11	0.18	0.18	0.18	1.18	
				外断熱	0.09	0.16	0.16	0.16	1.26	
				両面断熱	0.17	0.24	0.24	0.24	1.26	
		壁		内断熱	0.18	0.35	0.35	0.35		
				外断熱又は両面断熱	0.33	0.51	0.51	0.51		
		床	外気に接する部分	内断熱又は両面断熱	0.18	0.18	0.39	0.39		
				外断熱	0.08	0.08	0.29	0.29		
			その他の部分	内断熱又は両面断熱	0.31	0.31	0.61	0.61		
				外断熱	0.16	0.16	0.46	0.46		
		土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分	内断熱、外断熱又は両面断熱	0.27	0.27	0.52	0.52		
			その他の部分		0.71	0.71	1.38	1.38		
		その他の構造、構法又は工法	屋根又は天井		内断熱	0.17	0.24	0.24	0.24	0.99
	外断熱				0.35	0.53	0.53	0.53		
	壁		内断熱	0.24	0.24	0.34	0.34			
			外断熱	0.34	0.34	0.48	0.48			
	床		外気に接する部分	内断熱、外断熱又は両面断熱	0.27	0.27	0.52	0.52		
			その他の部分		0.71	0.71	1.38	1.38		
	土間床等の外周部分の基礎壁		外気に接する部分	内断熱、外断熱又は両面断熱	0.38	0.55	0.75	0.92	1.18	
			その他の部分		0.40	0.57	0.77	0.94	1.26	
	共同住宅等又は複合建築物の住宅部分	鉄筋コンクリート造等	屋根又は天井		内断熱	0.47	0.70	0.97	0.97	
外断熱					0.63	0.86	1.13	1.13		
両面断熱					0.44	0.61	0.81	0.98		
壁			外気に接する部分	内断熱又は両面断熱	0.27	0.44	0.64	0.81		
				外断熱	0.64	0.88	1.17	1.41		
			その他の部分	内断熱又は両面断熱	0.40	0.64	0.93	1.17		
				外断熱	0.52	1.22	1.22	1.22		
土間床等の外周部分の基礎壁			外気に接する部分	内断熱、外断熱又は両面断熱	1.38	3.08	3.08	3.08		
			その他の部分		0.41	0.58	0.76	0.93	0.99	
その他の構造、構法又は工法			屋根又は天井		内断熱	0.47	0.62	0.92	0.92	
					外断熱	0.34	0.40	0.40	0.40	
			壁	内断熱	0.49	0.57	0.57	0.57		
		外断熱		0.71	1.22	1.22	1.22			
		床	外気に接する部分	内断熱、外断熱又は両面断熱	1.60	3.08	3.08	3.08		
			その他の部分							

備考

- 「一戸建ての住宅」とは、一棟の建築物からなる一戸の住宅をいい、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいい、「複合建築物」とは、基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいい、「住宅部分」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。
- 「内断熱」とは、鉄筋コンクリートその他これに類する構造体（以下備考の2において「鉄筋コンクリート等の構造体」という。）の室内側に断熱施工する方法をいい、「外断熱」とは、鉄筋コンクリート等の構造体の室外側に断熱施工する方法をいい、「両面断熱」とは、鉄筋コンクリート等の構造体の室内側及び室外側の両方に断熱施工する方法をいう。以下同じ。
- 単位住戸において複数の構造、構法若しくは工法又は断熱材の施工法を採用している場合にあっては、それぞれの構造、構法若しくは工法又は断熱材の施工法に応じた各部位の熱貫流率の基準値を適用するものとする。
- 「土間床等」とは、地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないものをいう。以下同じ。
- 土間床等の外周部分の基礎壁は、当該基礎壁の室外側若しくは室内側又はその両方において、断熱材が地盤面に対して垂直であり、かつ、基礎底盤上端から基礎天端まで連続して施工されたもの又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。
- 表において、床の外気に接する部分のうち単位住戸の床面積の合計に0.05を乗じた面積以下の部分については、その他の部分とみなすことができる。

ロ 断熱材の熱抵抗の基準

(イ) 各部位（鉄骨造における壁であって断熱材の施工法が充填断熱（木造軸組構法、木造枠組壁工法又は鉄骨造において、屋根にあつては屋根組材の間、天井にあつては天井面、壁にあつては柱、間柱、たて枠の間及び外壁と内壁との間、床にあつては床組材の間に断熱施工する方法をいう。以下同じ。）であるものを除く。）の断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、構造、構法又は工法、断熱材の施工法及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上であること。

建築物の種類	構造、構法又は工法	部位		断熱材の施工法	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方メートル・度)						
					地域の区分						
					1及び2	3	4	5、6及び7	8		
一戸建ての住宅	鉄筋コンクリート造等	屋根又は天井		内断熱	8.9	5.4	5.4	5.4	0.7		
				外断熱	10.9	6.1	6.1	6.1	0.6		
				両面断熱	5.7	4.0	4.0	4.0	0.6		
		壁		内断熱	5.4	2.7	2.7	2.7			
				外断熱又は両面断熱	2.8	1.8	1.8	1.8			
		床	外気に接する部分	内断熱又は両面断熱	5.3	5.3	2.3	2.3			
				外断熱	12.3	12.3	3.2	3.2			
			その他の部分		内断熱又は両面断熱	2.9	2.9	1.3	1.3		
					外断熱	5.9	5.9	1.8	1.8		
		土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分	内断熱、外断熱又は両面断熱	3.5	3.5	1.7	1.7			
			その他の部分		1.2	1.2	0.5	0.5			
		木造軸組構法	屋根又は天井	屋根	充填断熱	6.6	4.6	4.6	4.6	0.96	
	天井					5.7	4.0	4.0	4.0	0.78	
	壁			3.3		2.2	2.2	2.2			
	床			外気に接する部分		5.2	5.2	3.3	3.3		
				その他の部分		3.3	3.3	2.2	2.2		
	土間床等の外周部分の基礎壁			外気に接する部分		内断熱、外断熱又は両面断熱	3.5	3.5	1.7	1.7	
			その他の部分	1.2	1.2		0.5	0.5			
	木造枠組壁工法		屋根又は天井	屋根	充填断熱	6.6	4.6	4.6	4.6	0.96	
						天井	5.7	4.0	4.0	4.0	0.89
				壁		3.6	2.3	2.3	2.3		
				床		外気に接する部分	4.2	4.2	3.1	3.1	
			その他の部分			3.1	3.1	2.0	2.0		
		土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分	内断熱、外断熱又は両面断熱		3.5	3.5	1.7	1.7		
その他の部分			1.2			1.2	0.5	0.5			
木造軸組構法、木造枠組壁工法又は鉄骨造		屋根又は天井		外張断熱又は内張断熱		5.7	4.0	4.0	4.0	0.78	
		壁				2.9	1.7	1.7	1.7		
		床	外気に接する部分			3.8	3.8	2.5	2.5		
	その他の部分										
	土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分	内断熱、外断熱又は両面断熱		3.5	3.5	1.7	1.7			
		その他の部分			1.2	1.2	0.5	0.5			
	共同住宅等又は複合建築物の住宅部分	鉄筋コンクリート造等	屋根又は天井		内断熱	2.5	1.6	1.2	0.9	0.7	
					外断熱又は両面断熱	2.3	1.6	1.1	0.9	0.6	
壁			内断熱	1.9	1.2	0.8	0.8				
			外断熱又は両面断熱	1.4	1.0	0.7	0.7				
床		外気に接する部分	内断熱又は両面断熱	2.0	1.4	1.0	0.8				
			外断熱	3.5	2.0	1.3	1.0				

		その他の部分	内断熱又は両面断熱	1.2	0.8	0.5	0.4		
			外断熱	2.2	1.2	0.7	0.5		
		土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分	内断熱、外断熱又は両面断熱	1.7	0.6	0.6	0.6	
			その他の部分		0.5	0.1	0.1	0.1	
	木造軸組構法又は木造枠組壁工法	屋根又は天井	屋根	充填断熱	2.9	2.0	1.4	1.1	1.0
			天井		2.3	1.6	1.1	0.9	0.8
		壁			2.5	1.8	1.1	1.1	
			床	外気に接する部分	3.4	2.9	2.9	2.9	
			その他の部分	2.1	1.7	1.7	1.7		
		土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分	内断熱、外断熱又は両面断熱	1.2	0.6	0.6	0.6	
	その他の部分			0.4	0.1	0.1	0.1		
	木造軸組構法、木造枠組壁工法又は鉄骨造	屋根又は天井	外張断熱又は内張断熱		2.5	1.7	1.2	1.0	0.9
			壁		2.2	1.6	1.0	1.0	
		床	外気に接する部分		3.1	2.6	2.6	2.6	
			その他の部分						
土間床等の外周部分の基礎壁		外気に接する部分	内断熱、外断熱又は両面断熱	1.2	0.6	0.6	0.6		
		その他の部分		0.4	0.1	0.1	0.1		

備考

- 1 木造軸組構法、木造枠組壁工法又は鉄骨造において、「外張断熱」とは、屋根及び天井にあっては屋根たる木、小屋梁及び軒桁の室外側、壁にあっては柱、間柱及びたて柱の室外側、外気に接する床にあっては床組材の室外側に断熱施工する方法をいい、「内張断熱」とは、壁において柱及び間柱の室内側に断熱施工する方法をいう。以下(イ)において同じ。
- 2 単位住戸において複数の構造、構法若しくは工法又は断熱材の施工法を採用している場合にあっては、それぞれの構造、構法若しくは工法又は断熱材の施工法に応じた各部位の断熱材の熱抵抗の基準値を適用するものとする。
- 3 鉄筋コンクリート造等において、両面断熱を採用している場合にあっては、室外側の断熱材の熱抵抗と室内側の断熱材の熱抵抗の合計値について、表に掲げる両面断熱の基準値により判定する。
- 4 木造軸組構法又は木造枠組壁工法において、一部の部位に充填断熱と外張断熱を併用している場合にあっては、外張部分の断熱材の熱抵抗と充填部分の断熱材の熱抵抗の合計値について、表に掲げる充填断熱の基準値により判定する。
- 5 土間床等の外周部分の基礎壁は、当該基礎壁の室外側若しくは室内側又はその両方において、断熱材が地盤面に対して垂直であり、かつ、基礎底盤上端から基礎天端まで連続して施工されたもの又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。
- 6 表において、床の外気に接する部分のうち単位住戸の床面積の合計に0.05を乗じた面積以下の部分については、その他の部分とみなすことができる。

(ロ) 鉄骨造における壁であって断熱材の施工法が充填断熱であるものの当該断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、外装材（鉄骨柱及び梁の外気側において鉄骨柱又は梁に直接接続する面状の材料をいう。以下(ロ)において同じ。）の熱抵抗、断熱材を施工する箇所の区分、鉄骨柱が存する部分以外の壁（以下(ロ)において「一般部」という。）の断熱層を貫通する金属製下地部材（以下(ロ)において「金属部材」という。）の有無及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上であること。

建築物の種類	外装材の熱抵抗	断熱材を施工する箇所の区分	一般部の断熱層を貫通する金属部材の有無	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方メートル・度)				
				地域の区分				
				1及び2	3	4	5、6及び7	8
一戸建ての住宅	0.56以上	鉄骨柱、鉄骨梁部分		1.91	0.63	0.08	0.08	
		一般部	なし	2.12	1.08	1.08	1.08	
			あり	3.57	2.22	2.22	2.22	
		金属部材	あり	0.72	0.33	0.33	0.33	
	0.15以上0.56未満	鉄骨柱、鉄骨梁部分		1.91	0.85	0.31	0.31	
		一般部	なし	2.43	1.47	1.47	1.47	
			あり	3.57	2.22	2.22	2.22	
		金属部材	あり	1.08	0.50	0.50	0.50	
	0.15未満	鉄骨柱、鉄骨梁部分		1.91	1.27	0.63	0.63	
一般部		なし	3.00	1.72	1.72	1.72		

共同住宅等又は複合建築物の住宅部分	0.5以上		あり	3.57	2.22	2.22	2.22		
		金属部材	あり	1.43	0.72	0.72	0.72		
		鉄骨柱、鉄骨梁部分		1.2	1.2	0.4	0.4		
		一般部	なし	1.5	1.0	1.0	1.0		
	0.1以上0.5未満		あり	2.5	2.0	1.9	1.9		
		金属部材	あり	0.7	0.3	0.3	0.3		
		鉄骨柱、鉄骨梁部分		1.6	1.6	0.8	0.8		
		一般部	なし	1.9	1.4	1.4	1.4		
	0.1未満		あり	3.0	2.4	2.3	2.3		
		金属部材	あり	1.2	0.7	0.7	0.7		
		鉄骨柱、鉄骨梁部分		1.7	1.7	0.9	0.9		
		一般部	なし	2.0	1.5	1.5	1.5		
			あり	3.1	2.5	2.4	2.4		
			金属部材	あり	1.3	0.8	0.8	0.8	

#### ハ 構造熱橋部の基準

鉄筋コンクリート造等において、床、間仕切壁等が断熱層を貫通する部分（乾式構造による界壁、間仕切壁等の部分及び玄関床部分を除く。以下ハにおいて「構造熱橋部」という。）においては、内断熱又は外断熱を採用している場合にあっては、断熱材の施工法及び地域の区分に応じ次の表に掲げる基準値以上、両面断熱を採用している場合にあっては、室内側の断熱材の熱抵抗値が室外側の断熱材の熱抵抗値以上となる場合には次の表に掲げる内断熱に係る基準値以上、室内側の断熱材の熱抵抗値が室外側の断熱材の熱抵抗値未満となる場合には次の表に掲げる外断熱に係る基準値以上となる熱抵抗の断熱補強（構造熱橋部に断熱材等を補うことにより断熱性能を強化することをいう。以下ハにおいて同じ。）を、床、間仕切壁等の両面に行うこと。ただし、柱、梁等が壁又は床の断熱層を貫通し、かつ、壁又は床から柱、梁等の突出先端部までの長さが900ミリメートル未満であるときは、当該柱、梁等がないものとして扱うこととする。

断熱材の施工法		地域の区分			
		1及び2	3及び4	5、6及び7	8
内断熱	断熱補強の範囲 (単位 ミリメートル)	900	600	450	
	断熱補強の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方メートル・度)	0.6	0.6	0.6	
外断熱	断熱補強の範囲 (単位 ミリメートル)	450	300	200	
	断熱補強の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方メートル・度)	0.6	0.6	0.6	

#### (3) 開口部の断熱性能等に関する基準

開口部を(1)に定めるところにより断熱構造とする場合にあっては、次のイ及びロに定める基準によること。

イ 開口部（窓の面積（当該窓が二以上の場合においては、その合計の面積）が単位住戸の

床面積に0.02を乗じた数値以下となるものを除くことができる。)の熱貫流率が、地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

熱貫流率の基準値 (単位 1平方メートル1度につきワット)			
地域の区分			
1、2及び3	4	5、6及び7	8
2.3	3.5	4.7	

ロ 開口部（当該開口部の面積の大部分が透明材料であるものに限る。以下ロにおいて同じ。）（天窓以外の開口部で、当該開口部の面積（当該開口部が二以上の場合においては、その合計の面積）が単位住戸の床面積に0.04を乗じた数値以下となるものを除くことができる。）の建具、付属部材（紙障子、外付けブラインド（開口部の直近室外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインドをいう。以下ロにおいて同じ。）及びその他これらと同等以上の日射遮蔽性能を有し、開口部に建築的に取り付けられるものをいう。以下ロにおいて同じ。）及びひさし、軒等（オーバーハング型の日除けで、外壁からの出寸法がその下端から開口部下端までの高さの0.3倍以上のものをいう。以下ロにおいて同じ。）が、建築物の種類及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる事項に該当するもの又はこれと同等以上の性能を有するものであること。

建築物の種類	地域の区分	建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材若しくはひさし、軒等の設置に関する事項
一戸建ての住宅	1、2、3及び4	
	5、6及び7	次のイからニまでのいずれかに該当するもの イ 開口部の日射熱取得率が0.59以下であるもの ロ ガラスの日射熱取得率が0.73以下であるもの ハ 付属部材を設けるもの ニ ひさし、軒等を設けるもの
	8	次のイからニまでのいずれかに該当するもの イ 開口部の日射熱取得率が0.53以下であるもの ロ ガラスの日射熱取得率が0.66以下であるもの ハ 付属部材を設けるもの ニ ひさし、軒等を設けるもの
共同住宅等又は複合建築物の住宅部分	1、2、3、4、5、6及び7	
	8	北±22.5度以外の方位に設置された開口部が次のイからニまでのいずれかに該当するもの イ 開口部の日射熱取得率が0.52以下であるもの ロ ガラスの日射熱取得率が0.65以下であるもの ハ 付属部材を設けるもの ニ ひさし、軒等を設けるもの
備考		
1 「開口部の日射熱取得率」は、日本産業規格A2103に定める計算方法又は日本産業規格A1493に定める測定方法によるものとする。		
2 「ガラスの日射熱取得率」は、日本産業規格R3106に定める測定方法によるものとする。		

## 2 一次エネルギー消費量に関する基準

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準は、暖房設備、冷房設備、全般換気設備（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第20条の8第1項に規定する基準に適合する換気設備をいう。以下同じ。）、照明設備及び給湯設備のそれぞれについて、次のとおりとする。ただし、浴室等（浴室その他浴槽又は身体の清



浄を目的とした設備を有する室をいう。) 、台所及び洗面所がない場合は、(5)の規定は適用しない。

(1) 単位住戸(地域の区分のうち8の地域に存するものを除く。)に採用する暖房設備が、暖房方式及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる事項に該当するもの又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成28年国土交通省告示第265号。以下「算出方法等に係る事項」という。)に定める算出方法を用いる方法においてこれと同等以上の評価となるものであること。

暖房方式	暖房設備及びその効率に関する事項	
	地域の区分	
	1、2、3及び4	5、6及び7
単位住戸全体を暖房する方式	ダクト式セントラル空調機であって、ヒートポンプを熱源とするもの	
居室のみを暖房する方式	次のイからハまでのいずれかに該当するもの イ 温水暖房用パネルラジエーターであって、次の(イ)から(ハ)までのいずれかの熱源機を用い、かつ、配管に断熱被覆があるもの (イ) 石油熱源機であって、日本産業規格S 3031に規定する熱効率が83.0%以上であるもの (ロ) ガス熱源機であって、日本産業規格S 2112に規定する熱効率が78.9%以上であるもの (ハ) フロン類が冷媒として使用された電気ヒートポンプ熱源機 ロ 強制対流式の密閉式石油ストーブであって、日本産業規格S 3031に規定する熱効率が86.0%以上であるもの ハ ルームエアコンディショナーであって、日本産業規格B 8615-1に規定する暖房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるもの $-0.321 \times \text{暖房能力 (単位 キロワット)} + 6.16$	次のイ又はロのいずれかに該当するもの イ 温水暖房用パネルラジエーターであって、次の(イ)から(ハ)までのいずれかの熱源機を用い、かつ、配管に断熱被覆があるもの (イ) 石油熱源機であって、日本産業規格S 3031に規定する熱効率が87.8%以上であるもの (ロ) ガス熱源機であって、日本産業規格S 2112に規定する熱効率が82.5%以上であるもの (ハ) フロン類が冷媒として使用された電気ヒートポンプ熱源機 ロ ルームエアコンディショナーであって、日本産業規格B 8615-1に規定する暖房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるもの $-0.321 \times \text{暖房能力 (単位 キロワット)} + 6.16$

(2) 単位住戸に採用する冷房設備が、冷房方式に応じ、次の表に掲げる事項に該当するもの又は算出方法等に係る事項に定める算出方法を用いる方法においてこれと同等以上の評価となるものであること。

冷房方式	冷房設備及びその効率に関する事項
単位住戸全体を冷房する方式	ダクト式セントラル空調機であって、ヒートポンプを熱源とするもの
居室のみを冷房する方式	ルームエアコンディショナーであって、日本産業規格B 8615-1に規定する冷房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるもの $-0.504 \times \text{冷房能力 (単位 キロワット)} + 5.88$

(3) 単位住戸に採用する全般換気設備が、次のイからニまでのいずれかに該当するもの又は算出方法等に係る事項に定める算出方法を用いる方法においてこれと同等以上の評価となるものであること。

イ 比消費電力(熱交換換気設備を採用する場合にあっては、比消費電力を有効換気量率で除した値)が0.3(単位 1時間につき1立方メートル当たりのワット)以下の換気設備

- ロ 内径 75 ミリメートル以上のダクト及び直流電動機を用いるダクト式第一種換気設備  
(熱交換換気設備を採用しない場合に限る。)
  - ハ 内径 75 ミリメートル以上のダクトを用いるダクト式第二種換気設備又はダクト式第三種換気設備
  - ニ 壁付式第二種換気設備又は壁付式第三種換気設備
- (4) 単位住戸に採用する照明設備について、非居室に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明設備を採用しないこと。
- (5) 単位住戸に採用する給湯設備(排熱利用設備を含む。)が、地域の区分に応じ、次の表に掲げる事項に該当するもの又は算出方法等に係る事項に定める算出方法を用いる方法においてこれと同等以上の評価となるものであること。

地域の区分	
1、2、3及び4	5、6、7及び8
次のイからハまでのいずれかに該当するもの	次のイからハまでのいずれかに該当するもの
イ 石油給湯機であって、日本産業規格 S 2075 に規定するモード熱効率が 81.3% 以上であるもの	イ 石油給湯機であって、日本産業規格 S 2075 に規定するモード熱効率が 77.8% 以上であるもの
ロ ガス給湯機であって、日本産業規格 S 2075 に規定するモード熱効率が 83.7% 以上であるもの	ロ ガス給湯機であって、日本産業規格 S 2075 に規定するモード熱効率が 78.2% 以上であるもの
ハ 二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )が冷媒として使用された電気ヒートポンプ給湯機であって、日本産業規格 C 9220 に規定するふろ熱回収機能を使用しない場合の年間給湯保温効率又は年間給湯効率が、地域の区分に応じ、次に掲げる基準値以上であるもの	ハ 二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )が冷媒として使用された電気ヒートポンプ給湯機
(イ) 1の地域 3.5	
(ロ) 2の地域 3.2	
(ハ) 3の地域 3.0	
(ニ) 4の地域 2.9	

附 則

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則〔令和元年六月二八日国土交通省告示第二二〇号〕

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律〔平成三〇年五月法律第三三号〕の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則〔令和元年十一月一五日国土交通省告示第七八四号〕

この告示は、令和元年十一月十六日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

附 則〔令和四年十一月七日国土交通省告示第一一〇五号〕

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十二条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出、同法第十三条第二項若しくは第三項(これらの規定を同法第十五条第二項の規定によ

---

り読み替えて適用する場合を含む。)の建築物エネルギー消費性能確保計画の通知、同法第十九条第一項の届出、同法第二十条第二項の通知、同法第二十七条第一項の評価を行う建築士への建築に係る設計の委託又は同法第四十一条第一項の認定の申請がされた建築物に係る外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準については、なお従前の例による。

- 3 この告示の施行前に住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の住宅性能評価（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第三条第一項に規定する設計住宅性能評価及び変更設計住宅性能評価に限る。）の申請がされた住宅（同法第二条第一項に規定する住宅をいう。次項において同じ。）に係る外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準については、なお従前の例による。
- 4 この告示の施行前に住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二第一項の求めがされた住宅に係る外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準については、なお従前の例による。
- 5 この告示の施行前に長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五条第一項から第五項までの認定（同法第八条第一項の変更の認定を含む。）の申請がされた住宅（同法第二条第一項に規定する住宅をいう。）に係る外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準については、なお従前の例による。

## ■参考条文等

○建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）（抄）（最終改正令和6年6月28日国土交通省令第68号）

（完了検査申請書の様式）

第4条 法第7条第1項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第4条の4において「完了検査申請書」という。）は、別記第19号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

一 当該建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあっては当該確認に要した図書及び書類を含む。第4条の8第1項第一号並びに第4条の16第1項及び第2項において同じ。）

二 法第7条の5の適用を受けようとする場合にあっては屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋（鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。）の工事終了時その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真（特定工程に係る建築物にあっては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。）

三 都市緑地法第43条第1項の認定を受けた場合にあっては当該認定に係る認定書の写し

四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第10条第1項の規定が適用される場合にあっては、次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでに定める図書及び書類  
イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項（同法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合  
当該建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書及び書類（同法第11条第2項（同法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による判定を受けた場合にあっては当該判定に要した図書及び書類を含む。）

ロ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第2条第1項第二号の規定が適用される場合 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第3条第1項に規定する設計住宅性能評価に要した図書及び書類（建築物のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第二号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）

ハ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第2条第1項第二号、第3条第4項又は第4条第2項の規定が適用される場合であって、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第1条第三号に規定する建設住宅性能評価のための検査を受けた場合 同令第6条第7項に規定する検査報告書又はその写し

ニ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第2条第1項第三号の規定が適用される場合 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の認定（同法第8条第1項の変更の認定を含む。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第1項の確認に要した図書及び書類（建築物のエネルギー消費性能に係るものに限る。）

ホ 次の(1)から(3)までに掲げる場合 当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

- 
- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第8条第一号に掲げる場合建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第16条第3項の規定による認定に要した図書及び書類
  - (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第8条第二号に掲げる場合建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の規定による認定に要した図書及び書類（同法第31条第1項の規定による認定を受けた場合にあっては当該認定に要した図書及び書類を含む。）
  - (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第8条第三号に掲げる場合都市の低炭素化の促進に関する法律第10条第1項又は同法第54条第1項の規定による認定に要した図書及び書類（同法第11条第1項又は同法55条第1項の規定による認定を受けた場合にあっては当該認定に要した図書及び書類を含む。）

五 直前の確認又は中間検査を受けた日以降において申請に係る計画について第3条の2に該当する軽微な変更が生じた場合にあっては、当該変更の内容を記載した書類

六 その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認めて規則で定める書類

七 代理者によって検査の申請を行う場合にあっては、委任状

2 法第7条第1項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあっては当該確認。第4条の8第2項並びに第4条の16第1項及び第2項において「直前の確認」という。）を受けた建築主事に対して行う場合の完了検査申請書にあっては、前項第一号に掲げる図書及び書類の添付を要しない。

第4条の4の2 第4条の規定は、法第7条の2第1項（法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。第4条の5の2第1項及び第4条の7第3項第二号において同じ。）の規定による検査の申請について準用する。この場合において、第4条第2項中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

○確認審査等に関する指針（平成 19 年 6 月 20 日付国土交通省告示第 835 号）（抄）

第 3 完了検査に関する指針

法第 7 条第 4 項、法第 7 条の 2 第 1 項及び法第 18 条第 17 項（これらの規定を法第 87 条の 2 並びに法第 88 条第 1 項 及び第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による検査（以下「完了検査」という。）は、次の各項に定める ところにより行うものとする。

- 2 法第 7 条第 1 項（法第 87 条の 2 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）若しくは法第 7 条の 2 第 1 項の規定による完了検査の申請書の提出又は法第 18 条第 16 項（法第 87 条の 2 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。
  - 一 施行規則第 4 条第 1 項（施行規則第 4 条の 4 の 2 又は施行規則第 8 条の 2 第 13 項において準用する場合を含む。）に規定する申請書又は通知書並びにこれに添えた図書及び書類の記載事項が相互に整合していることを確かめること。
  - 二 （略）
  - 三 施行規則別記第 19 号様式による申請書の第三面又は施行規則別記第 42 号の 13 様式による通知書の第三面に確認 以降の軽微な変更の概要が記載されている場合にあっては、施行規則第 4 条第 1 項第五号（施行規則第 4 条の 4 の 2 又は施行規則第 8 条の 2 第 13 項において準用する場合を含む。）に規定する書類（以下第 3 において「軽微な変更説明書」という。）が添えられていることを確かめること。
- 3 申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物（以下第 3 において「申請等に係る建築物等」という）が、建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査は、次の各号に定めるところによるものとする。
  - 一 軽微な変更説明書が添えられている場合にあっては、当該書類の内容が施行規則第 3 条の 2 に規定する軽微な変更（以下単に「軽微な変更」という。）に該当するかどうかを確かめること。
  - 二 施行規則別記第 19 号様式による申請書の第四面又は施行規則別記第 42 号の 13 様式による通知書の第四面に記載された工事監理の状況、施行規則第 4 条第 1 項第二号（施行規則第 4 条の 4 の 2 又は施行規則第 8 条の 2 第 13 項において準用する場合を含む。）に規定する写真及び施行規則第 4 条第 1 項第六号（施行規則第 4 条の 4 の 2 又は施行規則第 8 条の 2 第 13 項において準用する場合を含む。）の書類による検査並びに目視、簡易な計測機器等による測定又は建築物の部分の動作確認その他の方法により、申請等に係る建築物等の工事が、施行規則第 4 条第 1 項第一号（施行規則第 4 条の 4 の 2 又は施行規則第 8 条の 2 第 13 項において準用する場合を含む。）及び施行規則第 4 条第 1 項第四号（施行規則第 4 条の 4 の 2 又は施行規則第 8 条の 2 第 13 項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類（次項第三号において「確認等に要した図書」という。）のとおり実施されたものであるかどうかを確かめること。
- 4 前 2 項の規定によるほか、完了検査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

- 
- 一 第2項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めるときは、当該建築物等に係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項において「申請者等」という。）に法第7条第5項、法第7条の2第5項又は法第18条第18項（これらの規定を法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）に規定する検査済証を交付すること。
- 二 第2項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合しないことを認めるときは、施行規則第4条の3の2（施行規則第8条の2第15項において準用する場合を含む。次号において同じ。）又は施行規則第4条の5の2の規定に基づき、申請者等に検査済証を交付できない旨及びその理由を記載した通知書（次号において「検査済証を交付できない旨の通知書」という。）を交付すること。
- 三 第2項の審査及び前項の検査において、軽微な変更説明書の内容が軽微な変更に該当しないとき、申請等に係る建築物等の工事が確認等に要した図書及び書類のとおりを実施されたものであるかどうかを確かめることができないときその他申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができないときは、施行規則第4条の3の2又は施行規則第4条の5の2の規定に基づき、申請者等に検査済証を交付できない旨の通知書を交付し、検査済証を交付できない旨の通知書の備考欄に次に掲げる事項を記載するとともに、申請者等に対して相当の期限を定めて申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合することを説明するための書類（以下この号において「追加説明書」という。）の提出を求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を申請書等の一部として第2項の規定による審査又は前項の規定による検査を行うこと。
- イ 追加説明書の提出を求める旨
  - ロ 追加説明書の提出期限

○技術的助言（抄）

国住建環 第 215 号

国住指第 4190 号

平成 29 年 3 月 15 日

各都道府県住宅・建築主務部局長 殿

各指定都市住宅・建築主務部局長 殿

国土交通省住宅局住宅生産課長

国土交通省住宅局建築指導課長

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の施行について（技術的助言）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）が、平成 27 年 7 月 8 日に公布され、平成 28 年 11 月 30 日には建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行期日を定める政令（平成 28 年政令第 363 号）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 28 年政令第 364 号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（平成 28 年国土交通省令第 80 号）等がそれぞれ公布され、いずれも平成 29 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

法においては、建築物のエネルギー消費性能の向上のための規制措置として、特定建築物の建築主の基準適合義務（法第 11 条から第 18 条まで）、建築物の建築に関する届出（法第 19 条から第 22 条まで）、特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定（法第 23 条から第 26 条まで）、住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅に係る措置（法第 27 条及び第 28 条）等が規定されており、これらの措置等について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

貴職におかれては、法に基づく規制措置の的確かつ円滑な施行に遺漏のないよう留意の上、適切な運用をお願いする。

また、都道府県住宅・建築主務部局長におかれては、管内の所管行政庁及び特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対して、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

<以下 関係部分を抜粋>



## 1. 規制措置の対象となる建築行為について

### (3) 規制措置の適用除外となる建築物について

法第18条第1号及び令第7条第1項において、居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がない用途に供する建築物については、規制措置を適用しないこととしているが、当該用途に供する建築物に該当するものは、次の①及び②のとおりである。なお、規制措置の適用除外となる建築物は、建築物全体が次の①及び②の用途に該当するものであり、複合用途の建築物において次の①及び②の用途に該当しない部分を有するものについては、規制措置の適用除外の対象とはならないため、適切に運用されたい。

#### ① 居室を有しないことにより空気調和設備を設ける必要がない用途に供する建築物

次の1)から3)までのいずれかに掲げるものが該当する。

1) 物品（機械等を含む。以下同じ。）を保管又は設置する建築物で、保管又は設置する物品の性質上、内部空間の温度及び湿度を調整する必要がないもの令第7条第1項第1号において、自動車車庫、自転車駐車場、堆肥舎を例示しているが、これらの他に、倉庫又は危険物の貯蔵場のうち常温のもの、変電所、上下水道に係るポンプ施設、ガス事業に係るガバナーステーション又はバルブステーション、道路の維持管理のための換気施設、受電施設、ポンプ施設等が該当する。

2) 動物を飼育又は収容する建築物で、飼育又は収容する動物の性質上、内部空間の温度及び湿度を調整する必要がないもの

令第7条第1項第1号において、畜舎を例示しているが、この他に、水産物の養殖場又は増殖場等で常温のものが該当する。

3) 人の移動等のための建築物

令第7条第1項第1号において、公共用歩廊を例示している。

## 2. 基準適合義務の対象となる特定建築行為に係る手続きについて

### (2) 建築確認について

#### ③ 審査の内容等について

確認申請を受けた建築主事等は、申請に係る建築物が基準適合義務の対象となることが確認された場合には、適合判定通知書等が添付されていること及び計画書等の記載内容と確認申請書の記載内容とが整合していることを確かめることとなる。なお、審査期間の延長等に係る取扱いについては、次の1)から3)までのとおりであるため、適切に運用されたい。

##### 1) 審査期間の延長について

建築基準法第6条第6項及び基準法施行規則第2条第2項第5号において、同法第6条第4項の期間の末日の3日前までに適合判定通知書等の提出がなかった場合には、建築主事は、同条第6項に規定する期間内に確認済証の交付ができない合理的な理由があるものとして、同条第4項の期間を延長することができることとしている。

2) 適合しないことを認めたときの通知について

建築基準法第6条第7項及び基準法施行規則第2条第4項又は同法第6条の2第4項及び同規則第3条の4第2項第1号において、建築主事等は、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたときは、その旨及びその理由を記載した通知書に、適合判定通知書等及び計画書等を添えて申請者に交付しなければならないこととしている。

3) 確認済証の交付について

建築基準法第6条第4項及び基準法施行規則第2条第1項又は同法第6条の2第1項及び同規則第3条の4第1項において、確認済証の交付は、計画書等を添えて行うこととしている。

④ 建築物の計画の変更について

建築基準法第6条第1項及び基準法施行規則第3条の2第1項において、建築主は、建築物の計画の変更をして建築をしようとする場合においては、その工事の着手前に変更後の建築物の計画に係る確認済証の交付を受けることを必要としているが、当該変更が次の1)及び2)に該当する場合には、軽微な変更として確認済証の交付を受けることを不要としている。

1) 基準法施行規則第3条の2第1項各号に規定する変更

2) 変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかな変更なお、1)には、別途「建築物の計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更について」(平成29年3月15日付国住指第4187号)において通知しているとおり、建築基準法令の規定に係る変更を伴わない、建築基準法令以外の建築基準関係規定のみに係る変更が該当することとなり、建築物エネルギー消費性能のみに係る変更も該当することとなる。

また、2)には、高度な計算や検討によらずに建築基準関係規定への適合が確認できる変更が該当し、(1)④1)又は2)の変更のほか、所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関より変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合判定通知書や施行規則第11条の軽微な変更に該当していることを証する書面(以下「軽微変更該当証明書」という。)が交付されている場合も、当該変更に関連することとなるため、適切に運用されたい。この場合、建築主は、完了検査の申請時に、建築主事等に対し、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合判定通知書若しくはその写し又は軽微変更該当証明書若しくはその写しを提出することが必要となるため、適切に運用されたい。

(3) 完了検査について

基準適合義務の対象となる建築物に係る完了検査の運用は次のとおりとする。

① 完了検査申請書の添付書類について

建築基準法第7条第1項及び基準法施行規則第4条第1項第4号又は同法第7条の2第1項及び同規則第4条の4の2において、建築主事等に対する完了検査申請書の提出については、適合性判定に要した図書及び書類(変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定を受けた場合は、当該判定に要した図書及び書類を含む。以下同じ。)も添えて行うこととしている。また、建築物エネルギー消費性能向上計画認定を受けた場合等には、当該認定等に

---

要した図書及び書類を提出することとしている。

なお、完了検査を行う建築主事が所属する特定行政庁と適合性判定を行う所管行政庁又は完了検査を行う指定確認検査機関と適合性判定を行う登録建築物エネルギー消費性能判定機関が同一の場合においては、適合性判定に要した図書及び書類の提出方法について、申請者も含めた関係者間で事前に十分調整の上で、合理的に運用することは差し支えない。

#### (4) 建築主事等が行う仮使用認定の取扱いについて

建築基準法第7条の6第1項第2号の規定により、建築主事等に仮使用の認定を受けるに当たっては、法第11条第1項の規定は建築基準関係規定とみなされることから、同項の規定は、建築基準法第七條の六第一項第二號の国土交通大臣が定める基準等を定める件(平成27年国土交通省告示第247号。以下「仮使用告示」という。)第1第3項第1号イ及び第2号ハに規定する建築基準関係規定に含まれるため、留意されたい。この場合において、法第11条第1項の規定に適合するかどうかの審査は、基準法施行規則第4条第1項第4号に基づき完了検査の申請時に新たに提出される図書及び書類と同様に適合性判定に要した図書及び書類等によることとし、仮使用部分について、これらの図書及び書類のとおりに行われているか確認することとなるため、適切に運用されたい。

また、これらの図書及び書類は、仮使用告示第2の表に規定する「その他法第7条の6第1項第2号の国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な図書」に含まれるため、適切に運用されたい。

○通知

国住指第 4187 号  
平成 29 年 3 月 15 日

各都道府県  
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築物の計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）の一部が平成 29 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、平成 28 年 11 月 30 日に建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（平成 28 年国土交通省令第 80 号。以下「整備省令」という。）等が、同年 12 月 26 日に安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度に著しい変更を及ぼさない変更を定める件（平成 28 年国土交通省告示第 1438 号。以下「軽微変更告示」という。）がそれぞれ公布されたところである。

今般、整備省令により、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「規則」という。）第 3 条の 2 に規定する建築物の計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更の内容について改正を行ったため、その運用について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対して、この旨周知方願いする。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項において、建築主は、確認を受けた建築物の計画を変更しようとする場合は、その工事の着手前に変更後の建築物の計画に係る確認済証の交付を受けることを必要としているが、規則第 3 条の 2 に定めるとおり、当該変更が次の①及び②に該当する場合には、軽微な変更として再度確認済証の交付を受けることを不要としている。

- ① 規則第 3 条の 2 第 1 項各号に規定する変更
- ② 変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかな変更

---

今般、改正前の規則第3条の2第1項各号に列挙される典型的な変更には該当しないが、軽微な変更とすることが合理的であるものに対応するため、整備省令により、「安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度に著しい変更を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めるもの」を規則第3条の2第1項第16号、同条第2項第3号、同条第3項第6号及び同条第4項第3号としてそれぞれ新設する改正を行った。また、同条第1項第16号の規定に基づき国土交通大臣が定めるものとして、軽微変更告示を制定したところである。軽微変更告示においては、新たに軽微な変更として取り扱うものとして、建築基準法令以外の建築基準関係規定に係る変更であって、建築基準法令の規定に係る変更を伴わないものを位置付けているため、これに該当する変更に対しては、適切に対応されるよう留意されたい。

なお、これらの変更については、例えば以下のようなものを想定している。

- ・ 駐車場法（昭和32年法律第106号）の規定に基づく駐車台数のみに係る変更
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の規定に基づく敷地内通路の傾斜路の勾配のみに係る変更
- ・ 建築物省エネ法の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に影響する太陽光パネルの設置角度のみに係る変更

この場合において軽微な変更の対象となるのは、規則第3条の2第1項柱書に定めるとおり、建築基準関係規定に適合することが明らかである場合のみであることについて従来と変わるところはないため、十分に留意されたい。

また、計画の変更が、建築基準法令の規定及び建築基準法令以外の建築基準関係規定のいずれにも係るものである場合、軽微な変更の対象となるのは、従来どおり、その計画の変更が規則第3条の2第1項第1号から第15号までに規定する変更該当するものであって、建築基準関係規定に適合することが明らかな場合であるため、適切に運用されたい。

○技術的助言（抄）

国住参建第 2270 号  
国住生第 197 号  
令和 5 年 10 月 11 日

各都道府県住宅・建築主務部局長 殿  
各指定都市住宅・建築主務部局長 殿

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）  
住宅生産課長

建築物のエネルギー消費性能の算定に係る運用について（技術的助言）

令和 4 年 12 月 7 日に公布された建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和 4 年経済産業省・国土交通省令第 3 号。以下「改正基準省令」という。）により、令和 6 年 4 月 1 日から大規模な非住宅建築物に係る建築物エネルギー消費性能基準が引き上げられることとなっている。また、令和 4 年 6 月 17 日に公布された脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号。以下「改正法」という。）により、同法の公布の日から 3 年を超えない範囲内において政令で定める日から、原則全ての新築住宅・非住宅建築物に建築物エネルギー消費性能基準への適合が義務付けられることとなっている。

については、改正基準省令及び改正法の施行に先立ち、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。）の運用及びその他所要の措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので、その運用に遺漏なきようお願いする。

貴職におかれては、貴管内の所管行政庁に対してもこの旨周知方お願いする。

なお、各登録建築物エネルギー消費性能判定機関の長に対しても、この旨周知していることを申し添える。

記

第 1 エネルギー消費性能に係る計算支援プログラム（住宅版）について

エネルギー消費性能に係る計算支援プログラム（住宅版）（以下「住宅版プログラム」という。）については、令和 5 年 10 月 2 日から Ver3.5.0 に更新され、住宅部分の建築物エネルギー消費性能基準又は建築物エネルギー消費性能誘導基準への適合性の評価において、以下の①及び②の評価方法（以下「仕様・計算併用法」という。）によることを可能とした。

① 当該住宅部分の外皮性能を、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成 28 年国土交通省告示第 266 号。以下「仕様

基準」という。)又は住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準(令和4年国土交通省告示第1106号。以下「誘導仕様基準」という。)により評価し、当該住宅部分の一次エネルギー消費量を、住宅版プログラムを用いて算定(基準省令第1条第1項第2号ロ(1)又は第10条第2号ロ(1)の基準により評価)すること

② 住宅部分の外皮性能を基準省令第1条第1項第2号イ(1)又は同省令第10条第2号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を仕様基準又は誘導仕様基準により評価することまた、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく販売又は賃貸を行う建築物に係る表示制度、届出制度等のほか、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)に基づく住宅性能表示制度、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に基づく長期優良住宅の認定制度及び都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に基づく低炭素建築物の認定制度においても、仕様・計算併用法による評価が可能である。

## 第2 エネルギー消費性能に係る計算支援プログラム(非住宅版)について

エネルギー消費性能に係る計算支援プログラム(非住宅版)については、令和5年10月2日からVer3.5.0に更新され、従来、標準入力法でのみ評価が可能であった項目の一部を、モデル建物法においても評価可能とした。

なお、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更該当する変更については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の施行について(技術的助言)(平成29年3月15日国住建環第215号、国住指第4190号。以下「H29助言」という。)2.(1)④及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行について(技術的助言)(令和3年1月29日国住建環第24号)第5において示しているところ、今般モデル建物法に追加された入力項目に係る変更についても、これらの技術的助言に従い取り扱うこととする。

## 第3 非住宅建築物における一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分について

非住宅建築物における一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分については、H29助言2.(1)②において示しているところである。

今般、昇降機及び病院等の特殊な室の実態を踏まえ、一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分について、H29助言で示したものに加え、今後は以下のとおり運用することとする。

### (1) 算定対象としない建築物の部分に附属して設置される昇降機について

非住宅建築物の新築、増築又は改築時に昇降機が設置される場合であって、当該昇降機が一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分に附属し、当該建築物の部分と一体不可分で利用される場合には、当該昇降機も含めて一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分と取り扱って差し支えない。

### (2) 算定対象としない病院等の室について

---

病院等における次の①又は②に該当する室については、室の利用実態等を踏まえ、H29 助言 2. (1) ②の「4) 大学・研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室」と取り扱って差し支えない。

① 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 21 条第 6 号又は第 7 号に掲げる作業室（石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場を除く。）その他これらに類する室

② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 1 項に規定する感染症に対応するための診察室、検査室、隔離室、病室、無菌室その他これらに類する



○技術的助言（抄）

参考

国住参建第 1520 号  
令和 6 年 7 月 4 日

各都道府県住宅・建築主務部局長 殿  
各指定都市住宅・建築主務部局長 殿

最終改正

国住参建第 2615 号  
令和 6 年 11 月 12 日

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する  
法律等の一部を改正する法律の施行の準備について（技術的助言）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号。以下「改正法」という。）が令和 4 年 6 月 17 日に、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和 6 年政令第 171 号）及び脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 6 年政令第 172 号。以下「整備政令」という。）が令和 6 年 4 月 19 日に、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和 6 年国土交通省令第 68 号。以下「整備省令」という。）、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部を改正する省令（令和 6 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「改正省令」という。）及び確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件等の一部を改正する告示（令和 6 年国土交通省告示第 975 号）等が令和 6 年 6 月 28 日にそれぞれ公布され、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。）等の一部の規定が令和 6 年 6 月 28 日に、その他はいずれも令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）に施行されることとなった。

については、改正法による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）並びに整備政令による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成 28 年政令第 8 号。以下「建築物省エネ法施行令」という。）、整備省令による改正後の建築物省エネ法施行規則及び改正省令による改正後の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。）の運用に係る細目について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので、その運

用及び準備に遺漏なきようお願いする。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁及び所管行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方をお願いする。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の各指定確認検査機関の長並びに国土交通大臣登録及び地方整備局長登録の各登録建築物エネルギー消費性能判定機関の長に対しても、この旨周知していることを申し添える。

## 記

<以下 関係部分を抜粋>

### 2. 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為について

改正建築物省エネ法第 11 条第 1 項及び第 12 条第 2 項において、適合義務制度の対象となる建築物の建築をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出して所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録省エネ判定機関」という。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）を受けなければならないこととしているが、省エネ適判を行うことが比較的容易なものとして以下の①から③までのいずれかに該当する場合は、省エネ適判を要しないこととされている。

- ① 住宅の建築であって、当該住宅を改正省令による改正後の基準省令（以下「改正基準省令」という。）第 1 条第 1 項第 2 号イ（2）の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準及び同号ロ（2）の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準（以下「仕様基準」という。）又は改正基準省令第 10 条第 2 号イ（2）の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準及び同号ロ（2）の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準（以下「誘導仕様基準」という。）のいずれかに適合させる場合
- ② 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成 12 年建設省令第 20 号。以下「住宅品質確保法施行規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価（特定建築行為に係る住宅が省エネ基準に適合する住宅と同等以上の省エネ性能を有するものである旨の設計住宅性能評価に限る。）を受けた住宅の新築
- ③ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 6 条第 1 項の長期優良住宅建築等計画の認定又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「住宅品質確保法」という。）第 6 条の 2 第 1 項の長期使用構造等の確認を受けた住宅の新築

なお、①の仕様基準とは、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成 28 年国土交通省告示第 266 号）をいい、誘導仕様基準とは、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和 4 年国土交通省告示第 1106 号）をいう。また、②の省エネ基準に適合する住宅と同等以上の省エネ性能を有する旨の設計住宅性能評価とは、日本住宅性能表示

基準（平成 13 年国土交通省告示第 1346 号）における断熱等性能等級が等級 4 以上であり、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級 4 以上であるものをいう。

また、①から③までのいずれかに該当し、省エネ適判を省略する場合は、確認申請時に建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）別記第 2 号様式である確認申請書の第 2 面 8 欄において、建築物エネルギー消費性能確保計画が「提出不要」の欄にチェックし、提出不要の理由として、整備省令による改正後の建築物省エネ法施行規則（以下「改正建築物省エネ法施行規則」という。）第 2 条第 1 項各号に掲げる特定建築行為のうち該当するものの号番号等を記入することが必要である。

### 3. 設計住宅性能評価等を受けた場合の省エネ適判の省略（コース 1）

#### （2）計画変更と完了検査申請の提出書類について

設計住宅性能評価等により省エネ適判を省略する場合にあっては、完了検査の申請時に、設計住宅性能評価等に要した図書及び書類を、改正建築基準法施行規則第 4 条第 1 項第 4 号ロに規定する図書及び書類として提出する。また、確認済証の交付を受けた後に、当該確認を受けた建築物の計画を変更する場合において、当該変更の内容が別紙 1 に示す住宅部分に係る軽微な変更のうち、1）又は 2）に該当する場合は、完了検査申請時に、建築基準法施行規則第 4 条第 1 項第 5 号に規定する書類（軽微な変更説明書）を提出する。なお、コース 1 のうち設計住宅性能評価により省エネ適判を省略した場合にあっては、住宅品質確保法施行規則第 3 条第 1 項に規定する変更設計住宅性能評価（以下「変更設計住宅性能評価」という。）を受け、変更設計住宅性能評価書又はその写しを、長期優良住宅建築等計画の認定により省エネ適判を省略した場合にあっては、変更した計画について認定を取得し、認定書又はその写しを、長期使用構造等の確認により省エネ適判を省略した場合にあっては、変更した計画について確認を受け、確認書又はその写し（以下「変更設計住宅性能評価書等又はその写し」という。）を同号に規定する書類の一部として提出することも可能であり、その際には、当該変更設計住宅性能評価、長期優良住宅建築等計画の変更認定又は長期使用構造等の変更確認に要した図書及び書類（以下「変更設計住宅性能評価等に要した図書及び書類」という。）を同項第 4 号ロに規定する図書及び書類として提出する。別紙 1 に示す住宅部分に係る軽微な変更のうち、3）に該当する場合は、変更設計住宅性能評価書等又はその写し並びに当該変更設計住宅性能評価等に要した図書及び書類を提出する。

さらに、住宅品質確保法施行規則第 1 条第 3 号に規定する建設住宅性能評価のための検査を受けた場合は、改正建築基準法施行規則第 4 条第 1 項第 4 号ハの規定により、同規則 6 条第 7 項に規定する検査報告書又はその写しを提出することとし、検査報告書を活用して完了検査を合理的に行うことは差し支えない。なお、当該検査報告書又はその写しは、検査報告書の検査結果が不適合の場合であっても提出することとなるほか、完了検査において省エネ基準への適合が確認できない場合には、検査済証が交付されない点に留意されたい。

また、評価方法基準（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号）第 4 の 2（6）ただし書に規定する場合において、各登録住宅性能評価機関において定める変更申告書を作成した場合にあ

---

っては、当該申告書を改正建築基準法施行規則第4条第1項第5号に規定する書類の一部として提出する。

なお、コース1で確認を受けた建築物の計画を変更し、第2の4.に示すコース2に変更することはできないこととするが、当該計画を変更し新規で省エネ適判を受けることは差し支えない。また、省エネ適判を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画を変更し、コース1に変更することもできないことに留意されたい。

#### 4. 省エネ適判と設計住宅性能評価等とを併せて受ける場合の省エネ適判に係る添付図書の合理化（コース2）

##### （4）計画変更と完了検査申請の提出書類について

コース2により、確認済証の交付を受けた後に、当該確認を受けた建築物の計画を変更する場合において、当該変更の内容が別紙1に示す住宅に係る軽微な変更のうち、1）及び2）に該当する場合は、完了検査の申請時に、改正後の建築基準法施行規則第4条第1項第5号に規定する書類（軽微な変更説明書）を提出する。また、別紙1に示す住宅に係る軽微な変更のうち、3）に該当する場合は、軽微な変更説明書の一部として、改正後の建築物省エネ法第13条の軽微な変更に関連していることを証する書面（以下「軽微な変更に関する証明書」という。）を提出することとする。

また、住宅に係る軽微な変更に関連しない場合は、改正建築物省エネ法第11条第2項等の規定により、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出して、所管行政庁等による省エネ適判を受けなければならない。この場合において、変更の直前の省エネ適判を受けた機関において、変更後の計画に係る省エネ適判と変更設計住宅性能評価等とを併せて受けるときは、改正建築物省エネ法施行規則第4条第2項の規定により、当初の省エネ適判の際と同様に、建築物エネルギー消費性能確保計画の添付図書を合理化することができることとする。なお、完了検査申請時には、変更の省エネ適判に要した図書及び書類を、改正建築基準法施行規則第4条第1項第4号イに規定する図書及び書類として提出し、改正建築物省エネ法第12条第2項に規定する変更の省エネ適判に係る適合判定通知書又はその写しについても提出することとする。

さらに、建設住宅性能評価のための検査を受けた場合は、改正建築基準法施行規則第4条第1項第4号ハの規定により、検査報告書又はその写しを提出する。なお、当該検査報告書又はその写しは、検査報告書の検査結果が不適合の場合であっても提出されるほか、完了検査において省エネ基準への適合が確認できない場合には、検査済証が交付されない点に留意されたい。

また、評価方法基準第4の2（6）ただし書に規定する場合において、各登録住宅性能評価機関において定める変更申告書を作成した場合にあっては、当該申告書を改正建築基準法施行規則第4条第1項第5号に規定する書類の一部として提出する。

#### 8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更について

改正建築物省エネ法第 11 条第 2 項及び第 12 条第 3 項において、建築主は、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして特定建築行為をしようとするときは、その工事の着手前に、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出し、省エネ適判を受けることが必要であるが、変更が軽微な変更該当する場合、これらを不要とし、完了検査時に省エネ基準適合を確認することとしている。

住宅及び小規模非住宅建築物を含め、原則全ての建築物について、省エネ基準への適合を義務付けることとしたことを踏まえ、非住宅及び住宅の部分に係る軽微な変更には、具体的に別紙 1 の変更が該当することとしたため、適切に運用されたい。

なお、非住宅建築物の軽微な変更については H29 助言 2.④、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令の規定による共同住宅のモデルを用いた簡易な評価方法の運用等について（技術的助言）」（令和 2 年 3 月 31 日付け国住建環第 274 号）第 4 及び「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行について（技術的助言）」（令和 3 年 1 月 29 日付け国住建環第 24 号）第 5 で通知しているところであるが、具体的な内容を統合し整理したため令和 7 年 4 月以降は本通知を参考とされたい。

別紙 1

軽微な変更該当する項目

非住宅	住宅
<p>1) エネルギー消費性能を向上させる変更又は</p> <p>次のイからニまでの変更が該当する。</p> <p>イ 建築物の高さ又は外周長の減少</p> <p>ロ 外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少</p> <p>ハ 空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。）</p> <p>ニ エネルギーの効率的利用を図る設備の新設又は増設</p>	<p>当該性能に影響しないことが明らかな変更</p> <p>次のイからニまでの変更が該当する。</p> <p>イ 外皮の各部位の熱貫流率若しくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更（外皮面積が変わらない場合に限る。）、又は開口部面積が増加しない変更</p> <p>ロ 通風等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更</p> <p>ハ 空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。）</p> <p>ニ エネルギーの効率的利用を図る設備の新設又は増設</p>
<p>2) 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更</p> <p>変更前の設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）が基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）に比較し 10%以上少ない建築物エネルギー消費性能確保計画に係る変更が該当する。</p>	

<p>次のイからホまでの変更が該当する。</p> <p>イ 空気調和設備</p> <p>次の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。</p> <p>（イ）外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率若しくは窓の平均日射熱取得率の増加（5%を超えない場合に限る。）又は減少</p> <p>（ロ）熱源機器の平均効率の10%を超えない低下</p> <p>ロ 機械換気設備</p> <p>一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、次の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。</p> <p>（イ）送風機の電動機出力の10%を超えない増加</p> <p>（ロ）一次エネルギー消費量の算定対象となる床面積の5%を超えない増加（室用途が駐車場又は厨房である場合に限る。）</p> <p>ハ 照明設備</p> <p>一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、単位床面積あたりの照明設備の消費電力の10%を超えない増加に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。</p> <p>ニ 給湯設備</p> <p>一次エネルギー消費量の算定対象となる湯の使用用途毎に、給湯設備の平均効率10%を超えない低下に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。</p> <p>ホ 太陽光発電設備</p> <p>次の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。</p>	<p>次のイ又はロの変更が該当する（イとロの変更を同時に行う場合を除く）。</p> <p>イ 床面積</p> <p>主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10%を超えない増減。</p> <p>ロ 外皮</p> <p>外皮面積の合計に変更がなく、変更前の外皮平均熱貫流率、冷房期の平均日射熱取得率が基準値の0.9倍以下の場合に、次の（イ）から（ニ）のいずれか（同時に二以上の変更を行う場合を除く。）に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。</p> <p>（イ）開口部の面積増加分が外皮面積の合計の1/200を超えない変更</p> <p>（ロ）変更する開口部面積が外皮面積の合計の1/200を超えない場合の開口部の断熱性能、日射遮蔽性能若しくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更</p> <p>（ハ）変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の1/100を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更</p> <p>（ニ）基礎断熱の基礎形状等の変更</p>
---	---

<p>(イ) 太陽電池アレイのシステム容量の2%を超えない減少</p> <p>(ロ) パネルの方位角の30度を超えない変更又は傾斜角の10度を超えない変更</p>	
<p>3) 建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、省エネ基準に適合することが明らかな変更</p>	
<p>次のイからニまでのいずれかに該当する変更を除く。</p> <p>イ 建築物の用途の変更</p> <p>ロ 基準省令第1条第1項第1号の基準を適用する場合における同号イの基準からロの基準への変更又はロの基準からイの基準への変更</p> <p>ハ 基準省令第1条第1項第1号ロの基準を適用する場合における一次エネルギー消費量モデル建築物の変更</p> <p>ニ 基準省令第1条第1項第1号イ又はロの規定による省エネ基準への適合の確認から建築物総合エネルギーシミュレーションツール(BEST省エネ基準対応ツール)を活用した省エネ性能を有することの確認への変更及び同ツールを活用した省エネ性能を有することの確認から同号イ又はロの規定による省エネ基準への適合の確認への変更</p>	<p>次のイからハのいずれかに該当する変更を除く。</p> <p>イ 建築物の用途の変更</p> <p>ロ 基準省令第1条第1項第2号イの基準を適用する場合における同号イ(1)の基準から(2)の基準への変更又は(2)の基準から(1)の基準への変更</p> <p>ハ 基準省令第1条第1項第2号ロの基準を適用する場合における同号ロ(1)の基準から(2)の基準への変更又は(2)の基準から(1)の基準への変更</p>

---

平成 30 年 2 月 5 日 第 1 版発行  
平成 31 年 1 月 28 日 第 2 版発行  
令和 元年 11 月 1 日 第 3 版発行  
令和 3 年 4 月 1 日 第 4 版発行  
令和 7 年 4 月 1 日 第 5 版発行

**編集** 日本建築行政会議 設備部会

**企画・発行** 一般社団法人 住宅性能評価・表示協会  
〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 1-15  
神楽坂 1 丁目ビル 6 階  
E-mail : [tekihan@hyoukakyoukai.or.jp](mailto:tekihan@hyoukakyoukai.or.jp)

**編集協力** 国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）